

文書問題調査特別委員会 協議会

(第 1 回 会議録・資料)

開会の日時 令和7年2月10日(月)

午後0時2分開会

午後2時12分閉会

場 所 第7委員会室

議 題 1 諸報告
2 情報の取扱いについて
3 調査報告書について

出席者	委員長	奥谷謙一	副委員長	岸口みのる
	委員	松本裕一	委員	庄本えつこ
	委員	丸尾まさき	委員	佐藤良憲
	委員	増山誠	委員	北上あきひと
	委員	上野英一	委員	越田浩矢
	委員	伊藤勝正	委員	富山恵二
	委員	長岡壮壽	委員	黒川治
	委員	藤田孝夫		
法的アドバイザー	弁護士	丸山毅		

会議の概要

開 会 (午後0時2分)

1 諸 報 告

片山元副知事からの要望書について、委員長から発言がなされた後、議事課長の説明を聴取した。

(奥谷謙一委員長発言の概要)

片山元副知事からの要望書については、1月27日の委員会の協議確認において、片山元副知事への回答、対応方針について諮ったところ、全員異議なく、委員長へ一任いただくことに決した。

ついては、その後の経過について、事務局より説明願う。

(議事課長説明の概要)

要望書については、百条委員会の委員長、副委員長、議長、副議長あてに届いた。委員長、副委員長あてのものについては委員長から、議長、副議長あてのものについては議長からという回答をした。

回答については、2月6日に、議事課長から、片山元副知事の代理人弁護士へ電話で回答した。内容については次のとおりである。

まず、委員長からの回答として、文書問題調査特別委員会の運営については、様々な意見及び要望等が寄せられている。今回、寄せていただいた要望書については、全委員に配付して情報共有しており、当委員会の調査報告書を作成する際に参考とさせていただきたいと考えている。

なお、聞き取り調査を実施した2人の県議会議員の名前は、1月27日の委員会で公表している。また、公益通報に関する有識者の意見は、書面で異なる考え方を聴取している。

次に、議長からの回答として、文書問題調査特別委員会の課題等については、議長から委員長に伝えており、同委員会において改善に努めていると認識している。

なお、指摘のあった議員に関する事項については、ネット上の臆測であることから、現時点においては調査を行う考えはない。

2 情報の取扱いについて

(主 な 発 言)

○委員長（奥谷謙一）

情報の取扱いについてであります。

このことについては、1月27日の委員会でお伝えしましたが、当事者であります増山委員が欠席されていたので、改めて協議したいと考えます。

情報の取扱いについては、本委員会においてあらゆる場を通して何度も注意がなされており、昨年12月25日の委員会において、注意喚起したところでもあります。それにもかかわらず、増山委員が1月18日に元県民局長の公用パソコンの内容に基づいた情報について、ご自身のSNSで情報発信をされています。

このことについては、財務部長から、委員が昨年12月25日の委員会における証人尋問及び1月18日に行ったSNSへの投稿において、非公開とされた提出資料等の内容を引用する形

で公表したことに対して、情報管理の徹底について適切に対応していただきたい旨、申入れが私のほうにありました。

公用パソコンの内容については、提出された際に個人情報が含まれることから、取扱については特に注意することで、増山委員も含め全委員間で合意がなされております。

本来であれば、昨年12月25日の委員会において、増山委員の発言に際し、私より非公開情報を読み上げないよう注意すべきでありました。その際には適切な対応ができていなかったことについておわび申し上げたいと思います。

今回、財務部長からの申入れを踏まえ、改めて委員会として、当該箇所の議事録及び録画映像については適切に対応したいと考えており、当該箇所を削除したいと考えます。

また、提出された資料の取扱について、理事会において、目的外使用や他人への配布、SNS等への掲載等はしてはならない旨、決定をされております。

今回の増山委員のSNSによる情報発信は、本委員会の調査目的とは関係がなく、資料の取扱として禁止されている目的外使用やSNS等への掲載に該当すると考えます。

よって、増山委員には、ご自身のSNS上における当該投稿について、至急、削除していただきたいと考えます。

まずは、これらのことについて、増山委員のご見解を聞かせていただきたいと思います。

○増山 誠委員

百条委員会でクーデターの有無を示すために、公用PC内の文言を引用することは、県民の知る権利にかなうものであるというふうに考えておりまして、明確に引用・利用基準が示されていない中で、百条委員会内における発言は問題があるとは考えておりません。

外部で非公開の内容を示すこととは、全く意味の異なるものでありまして、ご指摘の私のSNSでの投稿については、委員会においての発言を書き起こしたものであり、既に全国において公開、そして、周知されているものでありますから、そちらについても問題があるというふうには考えておりません。

人事課が百条委員会の発言を規制することは、真実の究明を阻害するというふうに考えておりまして、それは一定自制していただきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（奥谷謙一）

SNSの投稿は削除しないということですか。

○増山 誠委員

今の段階では削除はしない意思です。

○委員長（奥谷謙一）

しない。

○増山 誠委員

はい。

○委員長（奥谷謙一）

このことについて、委員でご意見ございますか。

○藤田孝夫委員

全国で既に公開されている。だから、違法ではないし、適切だと、こうおっしゃいましたけども、つまり、既に全国で出ている情報というのは、どこかから集めた情報を、臆測であったり、疑惑として出ている情報も含まれているわけですから、全国に出てるからといって、我々に課せられた守秘義務を侵すに近のような行動があつていいということの言い訳にはならないと思いますが。

○増山 誠委員

私が全国で出ているというのは、別に臆測として出回っているということではなくて、私が公用PC内の情報、確実な情報を基に百条委員会内で発言した内容を、ただ単に書き起こして文字化しただけでございますので、そちらの百条委員会での発言は、私としては県民の知る権利にかなうものであると思って発言しておりますので、そこは、何というんでしょう、広く一般に知れ渡っているからという、真偽の定かでない情報というのではなくて、百条委員会で発言した内容を書き起こしたという意味で、百条委員会は全国に公開されている情報ですので、不適切ではないというふうに申し上げます。

○委員長（奥谷謙一）

それで言うと、私も先ほどおわび申し上げましたけれども、本来、増山委員の百条委員会の発言は、私が制止すべきであった非公開情報でありまして、それを加味しても、SNS上で今投稿されていることについては正当性があるというご主張なんでしょうか。

○増山 誠委員

質問に資する、もしくは県民の知る権利に資する、今回の文書の原因究明ですとか、そういった公益通報者保護法に違反しているか否かの真相解明に資するものであれば、発言を可とするというふうに私は認識しておりますし、それが認められないのであれば、非公開の証人の証言についても言及できなくなってしまうと思いますので、そこは私、一定認められているというふうに考えております。

○伊藤勝正委員

もう一遍確認させてください。公開されている情報って何ですか。具体的に言ってください。

○増山 誠委員

公開されているのは、百条委員会の映像が。

○伊藤勝正委員

百条委員会で公開した、理事会で公開しようとした、ここで議論している内容、ネット中継もされますよね、そういう公開なのか。その辺具体的に教えてください。

○増山 誠委員

私が百条委員会で発言して、SNSで書き起こした部分については、議会のホームページで公開されているという意味ですね。

○伊藤勝正委員

だから、その百条委員会は公開されてる場なんですね。

○増山 誠委員

そうです。

○伊藤勝正委員

非公開のものを書き起こしたものもしゃべってないですか。その確認だけ。非公開としましょうとした場で、増山さんがしゃべった内容、やり取りした内容を書き起こしていますよね。要は増山さん、それは発信されていませんねという念押しの確認です。非公開の場で知り得た情報も含まれてませんか、端的に言うのならそういう意味です。藤田先生が言っているのはそういう意味です。

○藤田孝夫委員

そういうことです。

○増山 誠委員

非公開の場で言われた内容というのはどこの部分。

○伊藤勝正委員

言われた内容ではなくて、Xで発信した内容の中に非公開の場で確認できた情報もそこに含まれていませんか、ということです。

○増山 誠委員

そういうことですね。非公開の場で確認された内容であっても、例えば、非公開の証人に対して質問した内容を公開の場の、例えば、齋藤知事に投げかけるということは認められているという認識です。それができないのであれば、何のための非公開なのかということ、証人尋問しているんだという話になってしまうので、そこは一定これまでの話の中で認められていると私は考えておりますけれども、その辺は皆さん、どういうご認識ですか。

○松本裕一委員

関連で、前の理事会でもちょっと触れたヒアリングの話に関しては、会派の中で聞いていただいているか。

○増山 誠委員

前回の。

○松本裕一委員

12月24日のヒアリングの話は、佐藤委員、あのとき理事会にオブザーバーでおられましたけど、その話は共有されてない。

○佐藤良憲委員

資料は渡していますが。

○松本裕一委員

[illegible][illegible]

○増山 誠委員

専務理事が電話をして、訂正をしてくれというふうにも言っていたと思うんですけど、それは、世間一般、専務理事が電話をしたと思っているから訂正をしてくれというふうに、わざわざ竹内さんに電話をしているわけですね。

○松本裕一委員

誤解をされるように取れるので、という言い方でしたね

○増山 誠委員

なので、誤解をされるような発言をして、私もそう思いましたし、世間の人も竹内さんの発言で、専務理事から電話があったという認識を持った方が多かったから、わざわざ専務理事が訂正の依頼をしているわけですから、そこは竹内さんの発言がそういうふうに取り立てられる発言であったというふうに私は認識しておりますけれども。

○松本裕一委員

増山委員自身の発言で、専務理事から電話があったことが虚偽だというようなことを言われたんです。もしかしたらそれは岸口委員から、そのヒアリングの内容を聞く時点で正確に伝わっていなかったという可能性はあると思う。ヒアリングの書面にはそういうふうに書いて

てあったんです。だから、明らかに専務理事がおっしゃったことと違う内容だったもので、それをそのままにしておくのはちょっと具合が悪いかなという意味で言っている。その辺りの2人のやり取りは僕らは分からないので、どういうふうに伝わってたかということなんです。

○増山 誠委員

私としては、何が間違っているのかよく分からないんですが、

○松本裕一委員

[illegible]

○増山 誠委員

私としては、全然訂正するほどのニュアンスの違いはないと思っています。

○松本裕一委員

結構それが、竹内氏が専務理事から電話がかかってきたということを言ったことが虚偽だというふうに割と流れたんです。

○増山 誠委員

皆さん誤解されているから、専務理事のところに電話が来たわけですよね。電話したのかいと言って。

○松本裕一委員

そう感じたんですよ。ただ、あくまでヒアリングが終わった後に、増山委員は発言されているので。だから、その辺がなぜそういう発言になったのか。そのヒアリングの内容は、た多分、岸口委員から聞かれたんですよ。

○増山 誠委員

はい。

○松本裕一委員

ヒアリングの内容を聞かれたときにちょっとずれていたのか。その辺はどう理解したらいいのか。

○増山 誠委員

ずれていたとは認識していませんが。

○松本裕一委員

だとしたら、やはりそれは誤解を受けるような言い方だというふうな発言ならよかったのですが、虚偽だというようなことを明言してしまって、これが残っているのはあまりよくないのではと思う。

○上野英一委員

確かに私も増山さんに抗議しないといけないと思っていた。切り出しは、竹内さんが専務

○岸口みのる委員

私から、増山委員に説明をしたのは口頭でしたので、一字一句覚えているわけではありません。先ほどのご指摘の発言等々を一度確認した上で対応を考えたいと思います。

○松本裕一委員

それでいいと思うんです。

○岸口みのる委員

今日のところはそういうことでお願いします。

○松本裕一委員

もう終わってしまっていることなので、それを今どうこう言ってもしょうがないんですが、ただ、その発言自体が大きな影響を与えているのであれば、増山委員自身のためにも訂正すべきところは訂正しておいたほうがいいというのが本意です。一度確認していただけたら。

○増山 誠委員

松本委員から今ご指摘があった段階での私の認識を述べたところでございますので、精査してまた検討させていただきたいと思います。

○委員長（奥谷謙一）

SNSの投稿に関しては、まだ結論が出ていないのですが、これは当局からも非公開情報なのでということで申入れが来ておりますし、私も申し上げましたけれども、至急削除していただきたい。私自身も百条委員会で増山委員の発言を止めなかったことについては前回おわびもさせていただいたのですが、それも含めて、やはり県が持つてる本来であれば非公開であるはずの情報が今こうやって公になっているというところは非常に問題だと思いますので、改めて削除を求めたいと思いますが、増山委員、いかがでしょうか。

○増山 誠委員

県の人事課にも、こういった意味でこれを発出したのかと確認を取りましたところ、これは職員の処分内容に関わる一連の文書であったので、人事処分に関わる文書について触れられた場合は、こういった文書を発出することになっていますというような回答を私いただいたんです。これが、非公開のものを公開したからというようなニュアンスの話ではなかったように、私としては聞いた限りではそう感じたんですけど。

○委員長（奥谷謙一）

ここに非公開とされた当局の説明。

○増山 誠委員

それは、何か前に上野委員が発言されたときと同じ文書で出していますと。

○委員長（奥谷謙一）

これは財務部長が間違っていると。

○増山 誠委員

それは何か定型文で出していますというような回答をもらったんです。ああ、そうなんですと。

○委員長（奥谷謙一）

定型文かどうかでなく、そもそも非公開と書いていますし、内容は忘れたのですが、元県民局長のパソコンの中の内容ですよ。

○増山 誠委員

それが、要は人事処分の内容にいくくりとされているからみたいな話。

○委員長（奥谷謙一）

分かるのですが、要はあれは別に公文書でも何でもなくて、私的な文書じゃないですか。真偽不明の、本人は小説と言っていたかどうか、それが今、真偽不明の情報がいろんなところが伝わっているというのが問題になっている。特にその私的な文書で内容が真偽不明のものをあのように公式の場で、増山委員が言うと、皆さんそれが何かこう真実かのように受け取られる方もいるではないですか。そこは知る権利もそうですけど、秘匿しないといけない情報と公共の利益を考慮した結果、でもやはり投稿は削除すべきだと思いますが。

○増山 誠委員

真偽不明の情報というのは、内容が真か偽かというのは置いておいて、元西播磨県民局長がああいった内容のことを書いていたということは、やはり県民が、公用PCの内容を公開するとなったときに、一番知りたい情報だと思うんです。クーデターがあったのかなかったのか、クーデターについて考えていたのか考えていなかったのか、実際に何かやっていたのかどうかという。

○藤田孝夫委員

増山委員の言い方は、知る権利があるからいろいろな臆測に基づいたり、バラエティー的ないろいろなネタが、もう既に同じものが出回っているから、それは結局全国に広がっていると、そういうことでしょう。それをもってして、そこに出ているのだから、同じような内容のものを私見として私が書いても何ら問題はない、こういう主張ですよ。第三者が勝手に書くのは自由です。勝手にSNSに投稿するのは自由。けれども、我々は当事者で、それを審議して、公開してはならない特別な情報を持っているものとしてはふさわしくないのではないのかという意見が、今出ているのではないですか。そういうことでしょう。

○増山 誠委員

私は私見を述べたと思っていなくて、元西播磨県民局長が公用PCの中に実際に書いていた文書をもとに何か行動していたということを明らかにしたわけであって、うわさで広まっているからそれを書いたというわけではないです。ただ、公用PCの中の文書を引用してクーデターという文言であったり、行動をしていたというのを提示しただけであって、うわさをもとにそれを文章化したわけではないので、私見というのは僕は混ぜていないんです、あの文章の中に。

○藤田孝夫委員

私見という言い方が悪かったのかも分からないが、同じように、第三者とかSNSに投稿される一般聴衆の方が出たりするニュースではなくて、我々は守秘義務がかかっている当事者としての責任がある。だから、そのことについて触れてしまったということについては不適切だったという判断じゃないのかなと申し上げているんです。

上野委員の場合も、当然、公衆の場でそういったことを勘違いされる発言があったから撤回されて謝罪されたわけですから、同じようなことをSNS上に投稿されたのではないかと、そういう意見が今出ているから議論になっている。そういうことだと私は思っているんです。

○増山 誠委員

もう一回、僕のどこの部分についておっしゃっているのか。

○委員長（奥谷謙一）

要は、我々、クーデターがあったかなかったかも、まずは我々で判断しましょうという話ですし、当局も、本来出してはいけない情報だけれども、我々の審議に必要なだからという範囲であれを出してくれている。それを公開していいというわけではないんです。あれは我々の審議のために、本当は見せられないけど、これは見せますと言ってくれているので、それをむやみやたらに公開できるとか、そういうことではないんです。公開したら駄目なんです。あれを見て、我々がクーデターあったのか、なかったのかということを審議するための資料なんです。百条委員会だからといって、得た資料を何でもかんでも公開したらいいわけではないというのは、もう最初から、パレードの協賛企業の話だってそうです、出てしまっている分もありますけれども、それと一緒にです。

○増山 誠委員

思いの違いはいろいろあって、私はむやみやたらに公開したつもりもないですし、今回の重要だと思って。

○委員長（奥谷謙一）

増山委員が重要というのは分かりましたけれど、公開するのは駄目なんです。

○松本裕一委員

委員長が削除を要請している上で、今の段階では削除の意思がないとさっき言われたのだから、今日の議論を踏まえていろいろ整理して、考えてもらったらいいのではないかと。

○上野英一委員

私の名前も出たので言いますが、私の場合は、内容が誰も傷つけたりおとしめる内容でなく、また、間違った臆測を呼ぶような内容ではなくて、逆に、間違った臆測を正すためにあえて私は前置きをして言ったんです。ただ、この百条委員会で決めたルールからは外れていたから謝罪しますとここで言わせてもらった。例えば、増山委員はさっきの竹内さんの話でもそうですけども、あれは竹内さんを更におとしめるような発言になっていますから、余計、私は問題があるのではないかというふうに思います。

○増山 誠委員

ちょっと検討させてください。

○北上あきひと委員

そもそも非公開を前提に当局から提供された文書を、公開の委員会のところで朗読されたこと自体が、私は間違っていると思う。そのことを委員長が止めなかったことは、委員長は謝罪されているんです。自分で公開の場所で朗読し、そのことによって全国で公開されている情報だからSNSに載せてもいいというのは、私は間違っていると思いますので、謝罪すべきだし、SNSは速やかに削除してもらわないと困ると思います。

○委員長（奥谷謙一）

他にございますか。よろしいですか。

次は、先ほどの当該箇所の議事録と録画映像の削除についてであります。

本来であれば、当事者であります増山委員も含め委員全員の合意の上、委員会として対応したいところですが、この際、決を採りたいと思います。

当該箇所の議事録と録画映像の削除について、私にご一任いただきたいと思います、賛成の委員の挙手をお願いしたいと思います。

挙手多数でございます。

よって、そのように進めさせていただきます。

次に、増山委員のSNSによる情報発信については削除されないということで、今後も協議を続けていきたい。次回までにご回答いただきたいと思います。

こういった様々な不適切な行動は、百条委員会はもとより議会の信用にも関わります。委員お一人おひとりが議員としての自覚を持った責任ある行動をお願いします。

なお、このことに関連してお伝えしますが、この後の調査報告書に関する協議内容について、議事録が公開されるまでの間については外部に一切漏らさないようご留意願います。

また、報告書素案については、確定している内容ではなく、秘密会の内容も含まれている等から、委員外に見せたり提供したり一切しないよう、情報管理を徹底していただくようお願いいたします。

あともう1点、私から確認なのですが、土曜日の報道特集を見ましたが、立花氏が岸口委員と選挙中にホテルで会って、謎の紙をもらったということをご主張されてますけれども、

これは確認なんですが、これは事実なんですか、事実じゃないんでしょうか。

○岸口みのる委員

この場で全てを公表するというのは適切なかどうか分かりませんが、会うのは会っています。ただ、資料提供はしておりません、私からは。

○委員長（奥谷謙一）

ということは、立花氏が言っていることがうそである、虚偽であるということよろしいですか。はい、分かりました。

○庄本えつこ委員

私も報道特集を見たが、立花氏は、片山さんと約束したけれども、岸口さんが来た。文書を受け取り、それをSNSで流した。岸口さんは、それは文書は渡してない、虚偽だというふうに言っているんですが、全国にそれこそ疑念が広がってしまっていて、払拭されていない状況だと思うんです。やはりこの百条委員会で事実確認をきちんとしていくということと、明らかにしていくということが、岸口さんも説明責任を果たすべきではないかと本当に思っています。結局、百条委員会はこの問題を放置しているじゃないかと、何も明らかにしないまま、まとめの方向に進めていくというのは、一体どういうことなんだということで、全国放送であり、全国的な問題になってしまっていて、国民の皆さんや県民の皆さんが百条委員会に対して不信を抱くというような状況に今なっていると思うので、やはりきちんと明らかにすべきではないかと思っています。

○委員長（奥谷謙一）

これは別に副委員長をかばうわけではないですけど、私もいろいろなデマに悩まされた1人として、ご本人がやっていないというのであれば、それを前提に我々としては行動していくしかないと思います。やっていないことを証明するというのは悪魔の証明で、それはなかなか難しいことですので、今、副委員長のほうから明確にそういうことはない、立花氏の言っていることが虚偽であるというご説明をいただきましたので、それを前提に調査を進めていくべきかと思います。よろしいですか。

○丸尾まき委員

お答えいただけるかどうか分かりませんが、あの文書自体は、岸口さん自体はもらっていて、あるいは誰からもらったとか、そんなことは言えるのですか。

○岸口みのる委員

文書自体、私は持っていないです。その内容の確認までは私しておりません。

○委員長（奥谷謙一）

とにかく、会ったことは会ったけど、何も渡してない、一切そういうことはしてないということですね。

○庄本えつこ委員

立花氏が言っているのは、片山元副知事と会う予定だった、約束をしていたけれども、い

らしたのが岸口さんだったというのは、それは事実なんですか。

○岸口みのる委員

片山元副知事が行かれる予定だったかどうかというのは、それも私は分かりません。

○庄本えつこ委員

会うのは会った。それは、会うことを約束したから会ったわけですか、立花さんと。

○岸口みのる委員

どういう意味ですか。

○庄本えつこ委員

立花氏と会うのは会ったとおっしゃいましたよね。立花氏と会うことを約束した上で会ったということですか。

○岸口みのる委員

ここからはどう申し上げるのか、私がアポを取ったわけではありませんので、ちょっとそこからは申し上げられないです、第三者がおられますので。

○委員長（奥谷謙一）

民間人。

○岸口みのる委員

選挙中、皆さんもそれは同じでありますけれども、どなたに会うというのは、それは秘匿されるものではないんですか、本来は。私のことは言っているじゃないですか。

○委員長（奥谷謙一）

立花氏の言っていることが本当であればえらいことだから、副委員長がそんなことをしたら、これは僕に対する偽計業務妨害でもあると思うし、えらいことだから確認したんです。本人は明確にないと言っているからそれはないんでしょう。立花さんがうそをついているんでしょう。分からないけれど。

○越田浩矢委員

一点確認させてもらってもいいですか。立花さんが言っている話の中で、元県民局長のプライバシー情報は、委員長、副委員長は見ているんだと、見れる立場で、その情報を持っているんだみたいなことを言っているんです。これは、見られているかどうか。我々は見えていないと思っていたんですけど、そこを確認させていただいていいですか。

○委員長（奥谷謙一）

見ていないんです。これは警察の事情聴取にもちゃんと述べたんですけど、表紙みたいなものを見て、多分大きなファイルが何冊かあったんです。それについては、お互い多分触ってもいないと思うんです、触ったのかな。中身は見えてないです。

○越田浩矢委員

であるならば、その事実をはっきり世間に言うべきだと思います。でないと、委員長、副委員長が見ているという前提で世間は捉えていると思うので、その見ているお二人のうち、

副委員長から情報が漏えいしてるというロジックで騒がれているということを踏まえると。

○岸口みのる委員

先ほど委員長がお話になった場面は同席しておりました。その場では全く中身については触れられておりません。その後、もう一度確認されるかというふうな話がありましたけれども、私一人で見るのはもう嫌だと言って、それはお断りをしました。なので、全く内容については承知していません。

○越田浩矢委員

なので、その事実は世間にしっかり公表すべき事実じゃないかなと思うので、委員長が会見の場とかでおっしゃるべきじゃないですか。

○委員長（奥谷謙一）

私とすれば、選挙が終わった後の会見で述べたつもりだったんですけど、うまくそれが伝わっていないということであれば。

○越田浩矢委員

僕もあまりきちんとした認識がなかったので。

○松本裕一委員

そもそもパソコンの中身とあの1枚の紙って、本来関係ない話ですよね。

○越田浩矢委員

ただ、立花氏の言い分は、見ている2人のうちの副委員長から情報をもらったんだという説明をされている。そこは否定できるはずじゃないですか。

○委員長（奥谷謙一）

今日それなら。

○松本裕一委員

何回も言ったらいいのではないかな。

○上野英一委員

報道特集の立花氏の内容を受けて否定しておきます、改めて否定しますとされたらいい。

○越田浩矢委員

別件で関連していいですか。

情報漏えいに関してということで、百条委員会でも証人要求して出てこられた井ノ本元総務部長のことで、知事は第三者委員会が立ち上がって調査しているという証言されていますが、一応認識としては、第三者に調査を人事課が依頼している状態だと思ってまして、立花氏に流れた情報の漏えいと別扱いで調査をされている。ご本人は証言を拒否しているという中で、この問題を百条委員会としてどう落とし前をつけるのかというところは、これから報告書の議論を行うわけですがけれども、明確にしておく必要があるのではないかなと思っています。

人事課長には個別に聞いたんですが、独自に調査している調査情報を公開する予定もない。

別に言う必要もないと思っているし、調査結果をもとに、もしそういう事実が判明するならばというか、もう実際、県議の2人が証言しているんですけれども、懲戒処分を行うということになるので、その懲戒処分を行うかどうかも含めて、一切その情報を公開する予定はありませんと言い切られている。そうであるならば、これは公益通報者保護法なのかどうかというところも微妙なラインがあるかもしれませんけれども、調査しかかっている案件として、百条委員会として、人事課の発注している弁護士からの調査結果は資料要求すべきかと思います。個人的には資料要求をして確認する必要があるのではないかと思うが、このまま放置して、報告書をまとめて、井ノ本氏の案件の話、情報漏えいの話、それをもとに見せて回っていた、もしくは、元県民局長を脅していたというような文春の報道もある中で、その残課題をどう百条委員会として今後取り扱っていくかをきちんと整理しておく必要があるかと思うのですが、いかがでしょうか。

○松本裕一委員

公益通報者保護法の段落、センテンスのところでそういう話をしていくのかなと思っていたのですが、まずその前提としてやっておいたほうがいい、そこに至る前にということですね。

○越田浩矢委員

いつ調査が終わるかがはっきりしていない中で、1月中には出てくるのではないかなというわさも聞きましたけれども、出てきているのかどうか確認できないじゃないですか。となると、それは人事課に対して、百条委員会として正式に調査結果が出た時点で明らかにしてください、内容を説明してくださいなり、申入れをしておいて、きちんとその内容を確認した上で、どう対処するかということは議論すべきかとは思っているのですが。

○藤田孝夫委員

この件は、最後のまとめ方として、その部分をどのように結論づけるかということにかかってきます。だからこちらが第三者委員会の内容を教えていただけませんかということはやぶさかではないと思いますけれども、あれは本来、人事課がすべき人事処分の内部の調査をたまたま弁護士に任せてやっているということだけなので、それならば公開しないという可能性もあるのではないかと私は思っています。それでいいとするのかどうかです。

○越田浩矢委員

そうですね。その辺りをどう考えるかなんですけれども、要はそういう事実の背景として、誰が関わっているのかと、そういうことを井ノ本元総務部長がやっていたことを知事は知っていたのか知らないのか。実際、LINEが既読になっていますよねというのを会見で追及されたりしている場面があるわけであり、もし知事がその内容を知っていて黙認していたりとか、報告を受けて何か指示とかしていたりとか、万が一そういうことがあるのであれば、本当にゆゆしき事態であって、この文書問題の文書の取扱としては非常に大きな問題であるし、それに対してどう百条委員会として向き合って、報告書に反映させるのかは、結構大き

い課題じゃないかと思っている。

○藤田孝夫委員

この議論は、どうせまとめの中で出てくるくんだりでもあるので、その辺の協議の中で、再度どうすべきという結論を導いてはどうかと思うのですが、いかがですか。

○越田浩矢委員

少なくとも人事課に対しては、井ノ本氏の調査結果はきちんと報告してくれよというのは申し入れておくべきではないかと思うんです。

○長岡壯壽委員

井ノ本さんの情報漏えいについては、公益通報の調査項目の中に入っているのではなかったのか。入っているなら、元西播磨県民局長の内部処分がどうであったかを資料要求して、どんな非違行為があったのかを全部調べました。それと同じように人事課に資料要求できるはずで、あらゆることを調査できるはずですよね。ただ、ちょっと時間がないですね。

○越田浩矢委員

だから、万が一この年度内、3月までにまとめようとされている中で、調査結果が3月以降になります、4月以降、年度をまたぎますとなったときに、残った宿題としてどう処理するのかというところはある程度議論しておく必要があるのではないかと思う。

○丸尾まき委員

公益通報の枠の中での個人情報の漏えいについても、この間調査してきた経過もあるので、その辺の真相をきちんと解明するということであると、越田委員の提案には賛成です。ただ、時間的な制約、先ほどから言われているとおりでありますので、百条委員会が開催されている範囲内で出てくるのであればその中で反映すればいいだろうということで、まずは要求してはどうか。ただ、それ以降になったときにどう処理するのかというのは、僕も判断がつかないんですが、ボールとしては投げて、真相解明に一步でも近づけるということだと思えます。ということで今の段階ではそこまでです。

○委員長（奥谷謙一）

ありがとうございます。一旦お預かりして、人事課とまず協議をして、説明を求めるのは当然なんですけれども、資料要求も含めて協議をさせていただいて、次回の協議会で、例えば、調査結果が3月の下旬とか後半とか、我々の報告書の作成にも関わるのであれば、その報告書の発表時期も含めて、また皆さんとご協議させていただきたいと思えます。

○松本裕一委員

元総務部長の調査に関しては、随分前に調査が終わっていると思う。

○委員長（奥谷謙一）

終わっているでしょう。

○越田浩矢委員

僕が、1月の中旬ぐらいに、人事課長と話ししたときはまだ終わっていないと。

○松本裕一委員

夏ですよ、調査の必要があると言っていたのは。

○越田浩矢委員

9月ぐらいからですね。

○松本裕一委員

秋頃にいろいろな調査をしていたと思うのですが、終わっていないというのは、何を調査。

○越田浩矢委員

いろいろな想像ができてしまうので、いろいろ疑ってしまいますよね、遅くなればなるほど。

○松本裕一委員

この委員会とは別ですけど、もっと重大な問題、データの流出のほうがあるじゃないですか。あれも第三者委員会ではなくて同じ形でいわゆる外部に委託して調査をしていると聞いているんです。

○越田浩矢委員

あれは第三者委員会。

○松本裕一委員

ではないという話でしたか。

○藤田孝夫委員

内部調査です。

○松本裕一委員

ということは、あちらの案件も同じような対応が考えられるので、そこはきちんとしておいたほうがいいのかなという気はします。

○越田浩矢委員

元が人事課と法務文書課ですね。どう違いがあるのか、発注の仕方も違うのだろうが、誰かが要綱を公開せよと言っている。何を調査してくれと頼んでいるかさえ分からない状況だから、そういう意味では、その要綱も資料請求して、どんな調査を今やっているのかは把握しておいてもいいのでは。

○藤田孝夫委員

こちらのまとめ方にも影響、関連するから、くれませんかとかだけ要求してはどうですか。多分くれないと思うが。

○越田浩矢委員

これは拒否できないですよ。人事課長が、百条委員会から言われたら拒否できないですかねとは言っていました。

○藤田孝夫委員

内部調査だったらくれるはずですよ。

○松本裕一委員

あとのほうのデータは百条委員会と関係ないということですが、前段のほうは項目の中に今入っているから、それは出さないといけなくなってしまうと思うのですが。

○委員長（奥谷謙一）

それは一旦お預かりさせていただくということでよろしいですか。ありがとうございます。

3 調査報告書について

（主 　　　　　 な 　　　　　 発 　　　　　 言）

○委員長（奥谷謙一）

調査報告書については、1月27日の委員会の協議・確認において、3月5日の本会議の報告に向けて、今後、協議会での議論を重ねていくことが確認されております。

1月27日の委員会では素案をお示しし、委員会としての判断の、認められる事実の加筆、修正、追加、事実に対する評価及び提言の内容について、各会派内での検討をお願いしていたところですが、各会派から提出のあった意見について、取りまとめてお手元に配付しております。

それでは、この意見について、自民党から順にご説明をお願いしたいと思いますが、午後2時からの議会運営委員会がありますので、要点を絞って簡潔にお願いします。

○長岡壯壽委員

①五百旗頭理事長ご逝去に至る経緯についてです。

認められる事実については修正ありません。

右に行って、事実に対する評価ですが、1の元県民局長の当該文書の記載内容について。〇〇証人は、副理事長解任について、五百旗頭理事長が立腹していたこと等を直接目撃している。片山氏本人の証言や提出資料からも、副理事長解任の通告をしたことは明らかになっている。それらを踏まえて、告発文書には一定の事実が記載されているものと考えられる。

一方で、面談日時の日にちの聞き間違いによる記載誤りや、五百旗頭理事長が亡くなられた要因は臆測である旨については、元県民局長も認めており、記載内容の全てが事実であるとは言えない。

また、文書中の「井戸氏嫌い、年長者嫌い、文化学術系嫌い」については、〇〇証人の証言から、齋藤氏と五百旗頭理事長が以前に比べて疎遠であったことは事実であると考えられる。そのほか、陳述書には、主に伝聞を基にしたとされる21世紀研究機構以外における具体的な例も記載されているが、それらについては証言を得られていない。

さらに、文書中の「五百旗頭先生と井戸前知事に対する嫌がらせ以外の何物でもありません」については、阪神・淡路大震災から30年を迎える前に、両副理事長を相談等もなく解任

することが、そのように受け止められる可能性はあるが、事実であるとまでは確認できていない。

以上より、文書の記載内容については、一定の部分が事実と言えるが、一部で事実誤認、臆測、疑いにとどまるものも含まれていると言える。

2番の団体の人事への県の関与についてです。

21世紀研究機構の定款には、副理事長の選任は、評議員会、理事会の決議をもって決定されるものである。片山氏は兵庫県副知事の立場として訪問し、外郭団体の見直しの一環として副理事長解任の通告を行っている。

特に、今回対象となった副理事長は、本県の創造的復興に大変貢献してきた外部有識者であるため、まずは知事自らが理事長に相談するなど、より丁寧な対応が必要であったと考えられる。

右に行きまして、提言は、今後は団体自身によるルールに沿った人事決定を尊重することを、県・団体間で確認することを提言いたします。

それから、ページが移りまして、3ページ、②令和3年の知事選挙における県職員の事前選挙活動についてです。

認められる事実は修正ありません。

右に行って、事実に対する評価ですが、〇〇氏、〇〇〇氏、〇〇氏、〇氏のいずれも事前選挙活動等を手伝ったことを否定している。また、知事選挙を手伝ったことによる論功行賞があったということについては、「とんとん拍子に昇任」とまで言えるかどうかは分からない。したがって、この件に係る文書の記載内容を裏付ける証言は得られなかった。

なお、元県民局長は、陳述書において、記載内容の根拠を主に聞き取りによるものとしているが、当委員会での証人尋問は文書に記載された者以外に対しては行っていない。

右に行って、提言は特にありません。

それから、4ページ、③次回知事選挙に向けた投票依頼について。

認められる事実は修正ありません。

事実に対する評価は、〇〇氏は、投票の依頼を目的としたものであることを否定している。この件に係る文書の記載内容を裏付ける証言等は確認できなかった。

なお、元県民局長は、陳述書において、記載内容の根拠を主に聞き取りによるものとしているが、当委員会での証人尋問は文書に記載された者以外に対しては行っていない。

右に行って、提言は特にありません。

それから、5ページです。④知事が贈答品を受け取っていることについて。

認められる事実は修正ありません。

事実に対する評価、コーヒーマーカー、アイアンセットを受け取ったことは確認できなかったが、ロードバイク、スポーツウエアを受け取っていたことは確認できた。

なお、例1のコーヒーマーカーについては、原田氏が、3月21日の協議時点で返却してい

なかったことを通告し、謝罪していることを証言しているが、齋藤氏は報告を受けたことの記憶はないと証言しており、証言に食い違いがある。

また、「もらい物は全て独り占め。」という記載に関しては、齋藤氏は、その多くを自宅へ持ち帰ることを認めており、贈答品のPR等がなく、個人として消費していたと捉えられても仕方がない行為もあったと言わざるを得ない。

一方、ロードバイクが知事に贈呈されたのは井ノ本氏のアレンジであること、ゴルフのアイアンセットの贈呈に関する特別交付税の算定などに見返りを行った可能性などは証言からは確認できなかった。

したがって、文書の記載内容については、一部で事実誤認や臆測も含まれてはいるが、一定の事実が記載されており、虚偽の内容とまでは言えない。

右に行って提言です。県民や職員に疑念を抱かせないためにも、贈答品に関するルールづくりが必要である。この点については、12月11日に、県民の信頼確保に向けた改善策の実施の中で物品受領ルールの明確化が記者発表されており、一定の措置が講じられているが、知事側から求めることの禁止までには踏み込んでいない。また、受け取らない一定の基準を客観的に示すことも必要と考えられる。

齋藤氏には、県知事という立場にありながら、贈答品を受け取ることや贈答品を要求したと受け取られかねない言動があり、県行政に及ぼす影響を常に意識する姿勢が求められる。

8ページです。⑤知事の政治資金パーティー実施にかかるパーティー券の購入依頼について。

認められる事実は修正ありません。

事実に対する評価。商工会議所や商工会に対して、経営指導員の定数削減を圧力にパーティー券を購入させたという事実は確認できず、文書に記載の該当箇所は事実誤認の可能性もある。

次に、信用保証協会幹部によるパーティー券購入依頼については、経済界に影響力のある信用保証協会幹部という立場を踏まえると、商工会議所は事実上、信用保証協会の幹部らの申出を断りにくいという側面も容易に想像できる。

さらに、片山氏が信用保証協会幹部に、政治資金パーティーのチラシ配布先名簿の収集を依頼したことは、相手方へ信用保証協会の身分を示した上で、商工会議所と接触している以上、これら一連の行為は不適切である。

一方、これら政治資金パーティーへの協力により、人事面での厚遇を得たという事実は確認できず、文書に記載の該当箇所は事実誤認の可能性もある。

右に行って提言。外郭団体等の幹部の立場を利用していると疑われることがないよう、知事選挙に関する県職員OBを対象としたルールづくりが必要である。

10ページお願いします。⑥阪神・オリックス優勝パレードにかかる信用金庫等からのキックバックについて。

事実に対する評価。収入確保が危機的状況であったところ、片山氏が11月21日に懇意にしている某信用金庫の理事長を訪問し、県内信用金庫、11行への協賛の取りまとめを依頼している。2,000万円を目標に各行に依頼した結果、11月22日に全信用金庫から協賛金の上乗せを要請している。

以上の信用金庫への協賛金依頼と補助金増額の関連性については、当事者である片山氏をはじめ原田氏らは否定、某信用金庫の理事長も協賛金への見返りを求めたことはないと否定している。

提言。大規模な事業やイベントを行う場合は、現場から上層部へ現実的な企画立案を基にした協議を行うことが重要であり、知事や幹部の発案については、現場レベルでの実現可能性の検討を行った上で意思決定することが不可欠である。

⑦知事のパワーハラスメントについて。

「齋藤氏は、2023年度、複数の幹部職員との間で、全部で4,885件のチャットのやり取りをし、そのうち約44%の2,165件が夜間や休日に送られた。」を追加願います。

県事業がテレビで取り上げられた件であるが、聞いていないことを理由に職員を叱責することは妥当性を欠いた行為である。

知事協議の際の叱責の件であるが、聞いていないと叱責するとの証言が複数あったことから、事業への関心の度合いによって、理解度に差が生じていると思われる。また、どの事業も同じ目線で担当課の説明を聞くという姿勢が欠けており、県政推進のトップである知事としての対応に疑問が残る。

考古博物館で20メートル歩かされた件に関連して、齋藤氏は車から降りるなり、対応した職員に対し、大声で叱責している。職員からすれば、車止めを入り口から20メートル離れたところに設置したことは、会場施設のルール上やむを得ないものであり、極めて理不尽な叱責である。

叱責の際に付箋を投げる行為は、その行為自体威圧的なものであり、副知事その他職員を委縮させるものである。

夜間や休日の幹部職員に対するチャットであるが、もっとも、夜間、休日の送信頻度や返信不要などの配慮がないこと、またチャットのグループ内で叱責するなど一部の内容については、職員らの過度な精神的負担になっていたと考えられる。

以上のように、知事の言動、行動については、理不尽な叱責や相当性を欠く叱責は一定程度認められる。

もっとも、知事の言動等が明確に一般的なパワハラと認定すべきものか否かは、我が会派でも様々な意見があり、慎重な判断を要する。したがって、専門家の意見を聞くべきである。

提言です。明らかに業務上必要な叱責ではなかったことが認められるが、知事は、「業務上必要な範囲で指導や注意をした。」との認識を変えていない。業務上必要な範囲ではない不適切な指導があったということをまずは知事自身が認めることが重要である。

一方で、12月11日に、「県民の信頼確保に向けた改善策の実施」の中で、ハラスメント研修の充実として組織マネジメント力向上特別研修の実施が是正措置として記者発表されており、是正する必要があるとの認識が示されていると考えられる。

齋藤知事には、組織の中で影響力の大きい県知事という立場に責任を持ち、自身の言動が組織に及ぼす影響を常に意識するとともに、多様な意見に耳を傾けることで率先して働きやすい職場づくりに努めてほしい。

最後です。⑧公益通報者保護法について。

認められる事実に修正はありません。

事実に対する評価です。公益通報者保護法違反について。（１）外部公益通報。知事は真実相当性が認められないと再三説明しているが、公益通報に当たるか否かは真実相当性は関係がなく、保護要件にとどまる。

②文書配布は不正な目的の行為に当たり、公益通報ではないと判断したという証言がある。しかし、当該文書入手3月20日、協議時点3月21日では、まだ公用メール及び公用パソコンの調査は行われておらず、時系列としておかしい。3月22日に作成者の特定を開始したことの正当性を主張するのであれば、公益通報者保護法に基づく指針に定められた通報者探索防

止措置は事実上意味がなくなり、法令の趣旨を尊重して社会に規範を示すべき行政機関がとってよい行為とは考えられない。

なお、人事当局は、県として不正の目的があったと公に認めていない。また、結城参考人によると、専ら公益を図る目的の通報と認められる必要はなく、交渉を有利に進めようとする目的や事業者に対する反感などの目的が併存しているというだけでは、不正の目的であるとは言えず、不正目的の認定は慎重に行う必要があるとしている。

以上のことからすると、元県民局長は、今回の文書作成については後輩職員のためを思い行ったと主張しており、不正の目的であったと断言できる事情はないと考える。

以上のとおり、元県民局長の文書は、公益通報者保護法上の外部公益通報に当たると考えるべきである。

(2) 体制整備義務違反。消費者庁は、公益通報者保護法に基づく指針第4の2(1)及び(2)は、内部通報した場合に限定せずに、処分等の権限を有する行政機関やその他外部への通報が公益通報となる場合も公益通報者を保護する体制の整備が求められるとしている。県の初動は同法第11条違反と考えられる。

2 行政として取るべき対応。(1) 初動対応です。当該文書の内容は全くの事実無根とは言えないため、齋藤氏らは、公益通報に該当し得るかもしれないという前提に立ち、作成者の特定を行う前に、まずは当該文書の内容の調査を行うべきであった。

② 齋藤氏らは当事者である自分たちだけで当該文書が公益通報に該当するか否かを判断するべきではなかった。

③ また、結城参考人によると、公益通報事案については、受付、調査、是正措置等の対応全てを通じ、不利益取扱、範囲外共有、通報者探索が禁止され、調査結果が判明する前にこれらの扱いをすることは許されないし、調査結果が判明し、たとえ通報者の指摘する事実関係が認められなかったとしても、これらの扱いをすることは許されないとしている。書面調査を実施した高特任教授も同様の認識を示すとともに、告発の対象となった権力者が通報者探しを指示する場合、あるいはそれを承認する場合、その者の責任も厳しく問われるとの見解を示している。

今回のような知事及び県幹部が当事者である場合は、県以外の第三者に調査を委ねるべきであった。本来は元県民局長の処分前に設置し、もし処分するのであれば、調査結果に基づいて処分を行うべきだったと考えられる。

加えて、山口参考人によると、真実相当性の要件は、通報者の通報時点における状況から判断することや、通報者の供述内容は、調査主体への信頼感により影響を受けるため、誰が調査するのが重要としている。元県民局長は、県当局の調査に対し、単なるうわさ話と話ししているが、情報提供者を守るために真実を話せなかったとも考えられる。

④ 以上のように、県の一連の文書問題に対する初動対応は、公益通報者保護法違反に該当するか否かは別としても、県民の不信感を招く不当なものであったと考える。

(2) 調査方法の問題点。作成者特定に当たっての今回の調査方法に、今後の県政の信頼回復のために考慮しておく必要がある幾つかの問題点があったと考えます。

①公用メールの調査について。当委員会の調査では、メール調査に当たってのルール及び実施の記録がないことが判明している。これではメール調査を恣意的に実施でき、適正な調査であったか、事後の検証もできないと言わざるを得ない。

②私用スマートフォンの内容確認について。これは職員の人権への配慮を欠いた調査であり、このような調査を人事当局が行う可能性があるということは、職員の萎縮、ひいては県政運営への信頼度の低下を招くものと言わざるを得ない。

(3) 知事の対応。3月27日の記者会見では、齋藤氏は、調査の対象者を特定したり、処分を予告すること、さらには、うそ八百、県民局長は認めているとまで踏み込んだ発言を行った。片山氏や人事当局は、これから調査するという認識で齋藤氏とも話をしたつもりであったため、今回の文書問題が大きく取り上げられることになったのは、この記者会見によることが大きいことを踏まえると、齋藤氏が知事として今後の県政を安定的に運営していくためには、このような部下の進言や意見に真摯に耳を傾ける姿勢が必要であると考えられる。

なお、このことは第三者による調査の進言、公益通報の結果を待ってから処分を行うことの進言に対する態度についても言える。

(4) 情報漏えい。井ノ本氏が元県民局長のプライバシー情報を複数の議員に見せていることが聞き取り調査によって明らかになっている。当該文書の価値をおとしめようとする発言を行っていた証言も得られており、露骨な告発者潰しと言われても仕方のない行為である。この行為は、範囲外共有の防止に関する措置に反する問題にとどまらず、そもそも地方公務員法の守秘義務違反、さらには、県における個人情報管理の問題であると言える。齋藤氏は知事として、井ノ本氏に対する厳正な処分を行うべきである。告発者である元県民局長をおとしめることによって、当該文書の信頼性を毀損しようとしたことは明白であり、地方公務員法違反を否定できる要素は皆無に等しい。

(5) 以上のように、一連の県の文書問題に対する対応には大きな問題があったと言わざるを得ない。

また、井ノ本氏による元県民局長のプライバシー情報の漏えい問題は、公益通報者保護法に反する問題にとどまらず、県組織としてガバナンス、マネジメントが適正に行われているのかという疑問を抱く。この問題への対応に関しては、元県民局長への処分と比較して、あまりにも大きく異なっている。

右に行って提言です。16ページです。公益通報の認識もなく、また、後になって公益通報に該当しないから問題ないと主張して懲戒処分まで行ったことは大変遺憾であり、県当局は責任の重さを痛感すべきである。

今後は、知事を含めた幹部が公益通報者保護法に対する理解を深める機会を定期的に設けることが不可欠である。体制整備に関しては、内部公益通報対応体制の整備は当然のことな

がら、外部公益通報に対応できる体制づくりを進める必要がある。あわせて、告発の調査に当事者は関与しないこと、通報者探索及び範囲外共有等を行わないことの明確化が必要である。今回の文書問題を機に、公益通報者保護に関する先進県としての立場を確立することが求められる。

また、メール調査そのものを否定はしないが、その判断基準の整備及び調査実施記録の作成・保存を今後は行うべきである。職員の私用スマートフォン等の調査についても、今後一切行わないよう、県当局として宣言する必要がある。

さらに、綱紀委員会の運営は当事者が関わることをしないよう、一定のルールを設けるべきである。

井ノ本氏による元県民局長のプライバシー情報の漏えいについては、現在、第三者による調査が進められているが、調査結果は速やかに公表するとともに、県として、刑事告発も含め、適切な早急な対応を求める。

最後に、知事は周囲の進言や意見に真摯に耳を傾ける姿勢を持つ必要があり、県職員が上層部へ必要な進言を行うことをちゅうちょしない組織風土の醸成が必要である。

自民党からは以上です。

○委員長（奥谷謙一）

それでは、維新の会、よろしくお願いします。

○増山 誠委員

1点、事務局に確認したいが、この表自体は議事録に添付されるのか。もし添付されないとすると、議事録に残そうと思うと、全部なめてしゃべらなきゃいけないが、どうなのか。結構記載のとおりであるというふうにしているのですが。

○委員長（奥谷謙一）

記載のとおりであると言ったら、例えば、議事録にはこれの内容を全部添付して載せるとか。

○事務局

公開資料に、議事録とともにこの資料を添付するかというご趣旨でしょうか。

○増山 誠委員

添付されないのであれば全部なめてしゃべりますけれども。

○委員長（奥谷謙一）

時間短縮のためということですよ。例えばですけど、記載のとおりであると言うのであれば、ここに書いてある内容をそのまま議事録に添付するというのは。

○事務局

その部分は記載のとおりであるとした上で、資料をそのまま貼るという形で。

○委員長（奥谷謙一）

確かにちょっと時間がないと思っていました。では、それをお願いします。

○増山 誠委員

では、①の五百旗頭先生の話ですけれども、認められる事実としては、いずれも伝聞や想像を基にした証言であり、五百旗頭氏や齋藤氏からも証言が得られていないため、事実として認定するまでには至らず、各項目の文末に、事実として確認はできなかったと修正が必要であると考えます。

次に、事実に対する評価ですが、臆測・伝聞による誹謗中傷を含む内容であるということです。

提言については特にございません。

次、②知事選挙における県職員の事前選挙活動についてであります。

認められる事実に関しては、委員長試案から修正はございません。

事実に対する評価についても、文書に名前が出てくる職員の違法行為は認められず、臆測による誹謗中傷を含む内容であるとさせていただきます。

提言については特にございません。

次、③次回知事選挙に向けた投票依頼について。

認められる事実については、委員長試案から修正はございません。

事実に対する評価に対しては、知事及び〇〇氏の違法行為は認められず、臆測・伝聞による誹謗中傷を含む内容であるとさせていただきました。

提言については、特にございません。

④知事が贈答品を受け取っていることについてであります。認められる事実について、ロードバイクについての贈収賄に関する記述は、完全なという文言が入ることによって、完全ではないが贈収賄に当たると誤解を招く表現のため、端的にまとめる必要があると考えます。

したがって、ロードバイクの部分、特定の営利企業との包括提携はというところについては、特定の営利企業へ利益提供を行い、その見返りとしてロードバイクを贈呈されたといった贈収賄は確認できなかったと修正しております。

続いて、アイアンクラブの贈呈について、地方交付税の算定を見返りにしたという文言、そして、X氏が冷遇されているとの文言、あと、特定企業との癒着との文言、あと、自宅には贈答品が山のように積まれているという文言について、評価が行われておりませんでしたので、追記する必要があると考えます。これはいずれについても事実は確認できなかったということです。そういった形で記載を修正させていただきたいということです。

あと、贈呈された物品がどのように使用されているかが記載されておりませんでしたので、これも記載する必要があると考えます。

具体的には、知事室で展示していたというものについては、そこに記載して、長期貸与されていたものについては、その後に記載するというような形で分類分けをしたらどうかというふうに思います。

事実に対する評価については、記載のとおりであります。

提言については、県や特定個人、特定企業への誹謗中傷が看過できない水準に達しており、放置することによって個人や企業から県が訴訟を起こされる懸念もあることから、司法に訴えるなど毅然とした対応を行うことを提案いたします。

具体的な文言については、記載のとおりであります。

次に、⑤知事の政治資金パーティー実施にかかるパーティー券の購入依頼についてであります。

認められる事実といたしまして、概ね委員長試案のとおりですが、保証業務を背景とした購入依頼については、証言が得られておりませんので、確認できなかったと追記する必要があります。

事実に対する評価は、記載のとおりであります。

提言につきましては、今後はパーティー券の販売に際して、より一層の注意をする必要があることから、記載のように提言を行う必要があると考えます。

次に、⑥阪神・オリックス優勝パレードにかかる信用金庫等からのキックバックについてであります。

認められる事実は、委員長試案から修正はございません。

事実に対する評価は、記載のとおりであります。

提言については、特にございません。

次に、⑦知事のパワーハラスメントについてであります。

認められる事実について、本人がパワハラとの認識はないとしている点について、記載すべきであると考えます。

具体的には、①については、怒られた本人はパワハラとの認識はないという追記を行うべきかなと考えます。

次に、②令和5年5月、施設の開設についてという部分ですが、これは、○証人の証言のみで、事実として認定できないので、削除すべきであると考えます。

次、③令和4年10月のイベントで更衣室にという部分に関しても、○証人の伝聞情報のみで、事実として認定できないので、削除するべきであるというふうに考えます。

次、④齋藤氏は〇〇氏に対し、令和5年11月のというところですが、これは本人がパワハラとの認識はないとしておりますので、その点について追記すべきであるというふうに考えます。

⑤齋藤氏は片山氏に対しというところですが、これについてはパワハラとの認識はないとしている点について、追記すべきであるというふうに考えます。

次、⑥齋藤氏は、所管課長に対しというところですが、これも本人がパワハラとの認識はないとしている点について記載すべきであると考えます。また、双方の言い分に食い違いがあるので、両方の意見を記載するべきではないかというふうに考えます。

事実に対する評価については、パワーハラスメントの法的基準に沿って厳格に判断すべきであり、司法の判断に委ねるべきであると考えますので、具体的な内容については、記載のとおりであります。

提言についても、記載のとおり提言をさせていただきたいと思います。

次、公益通報についてですが、認められる事実については、委員長試案の時系列に修正はございません。

事実に対する評価について、記載のとおり、野村修也弁護士の意見書を採用させていただきまして、詳細については記載のとおりでありますけれども、更に具体的な内容については、我々としては、野村修也弁護士の意見書を全面的に採用するということでございますので、その内容についても議事録に採用していただきたいというふうに考えます。

提言については、記載のとおりでありますので、我々としては以上です。

次、⑧公益通報についてですが、認められる事実については、委員長試案の時系列に修正はございません。

事実に対する評価について、記載のとおり、野村修也弁護士の意見書を採用させていただきまして、詳細については記載のとおりでありますけれども、更に具体的な内容については、我々としては、野村修也弁護士の意見書を全面的に採用するということでございますので、その内容についても議事録に採用していただきたいというふうに考えます。

提言については、記載のとおりでありますので、我々としては以上です。

○委員長（奥谷謙一）

それでは、公明党、よろしくお願いします。

○伊藤勝正委員

公明党です。時間の関係もあるので、認められる事実は、概ね試案のとおりですので、公明党は事実に対する評価と提言に、一部抜粋、または全文を読む場合もあるかもしれませんが、ご容赦ください。

まず、2ページ、①五百旗頭理事長の件です。

事実に対する評価。震災30年関連事業があるにもかかわらず、組織再編や人員削減を急いだ感拭えない。齋藤氏が、「井戸嫌い、年長者嫌い、文化学術嫌い」ということが証言からは確認できないが、震災30年となる重要な時期を直前に功労者を解任したことは、丁寧な対応とは言えない。

また、以上のことから、文書の内容には一部で事実誤認や臆測も含まれていますが、一定の事実が記載されており、虚偽の内容とまでは言えないと思います。

提言ですが、今回、対象となった副理事長は、本県の創造的復興に貢献してこられた外部有識者であるため、仮に、震災30周年前のタイミングで役職を整理しなければならない状況であれば、まずは知事自らが理事長に相談する等、より丁寧な対応を心がける姿勢が求められるということです。

次に、3 ページ、②事前選挙活動についてです。

事実に対する評価。〇〇〇氏、〇〇氏、〇〇氏、〇氏が、令和3年の知事選に、事前運動や選挙公約の作成に関わったという証言は得られませんでしたことから、公職選挙法、地方公務員法に抵触するような事実は確認できませんでした。四氏がいずれも県重要施策の重要ポストに就任していることからの臆測と思われますが、論功行賞や人事のルール無視といった明確な証言や事実は確認できなかったことから、臆測の域が出ないと思います。

提言ですが、意思疎通の図りやすい人材を重要ポストに置くことは否定しませんが、客観的に見て納得感が得られる幹部人事に留意することということで提言しております。

次、4 ページ、③知事選の投票依頼についてです。

文書に記載のとおり、齋藤氏への投票依頼であったかは確認できませんでしたし、また、文書に記載の公職選挙法違反や地方公務員法違反に該当するような事実も確認できませんでした。

提言は特にございません。

次が、6 ページの④贈答品です。原田氏は、メーカーからコーヒーメーカーを受け取っていましたが、返却していなかったことを齋藤氏に謝罪したことを、側近幹部である片山氏、小橋氏、井ノ本氏が認めています。一方、齋藤氏のみが、原田氏がコーヒーメーカー返却を失念していたことを謝罪したことや返却を指示したことは記憶にないと証言していることから、違和感があります。

提言です。知事という社会的影響力のある立場を踏まえた言動に心がける必要があるということを提言しております。

次、⑤パーティー券について、8 ページです。

事実に対する評価。経営指導員の定数削減をほのめかして購入させたという事実は確認できませんでした。また、片山氏から、「県職員OBが齋藤氏の後援会活動の責任者を依頼され、交換条件として異例の抜てきをされた」ということも確認できませんでした。〇〇氏がOBとして活動しているので問題ないと思っていたが、「信用保証協会理事長という立場では軽率だった。」と証言で認めているように、経済界に影響力のある立場を利用して、疑念を抱かれる行動を取っていたことは否めない。

以上のことから、文書内容には、一部で事実誤認や臆測も含まれていますが、一定の事実が記載されており、虚偽の内容とまでは言えないと思います。

提言。知事選挙に関して、選挙前から法令遵守、コンプライアンスの徹底は当然であります。政治資金パーティーについては、後援会活動として明確に立場を区別して行う必要があると考えます。

次、⑥キックバックについて。10 ページ。これはちょっと全文読みます。

事実に対する評価。クラウドファンディングや企業からの寄附額が必要額を大きく下回っていたため、片山氏が、パレード直前に信用金庫へ協賛金の協力を依頼し、2,000万円の協

賛金を集めた時期が、県補助金が増額された時期と符合することや、広告も出せない中で2,000万円もの協賛金への協力が1日で取りまとめられ、パレード後に入金されていることから、疑念があるが、県から信用金庫への補助金をキックバックさせたという点は物的証拠がなく、証言も得られなかったため、事実認定はできなかった。某民間企業が便宜供与の見返りとして寄附集めをしたということも同様であります。

パレードを担当していた課長は、大阪府、広告会社とパレード開催に向けての難しい調整を行っていた心労により、１月下旬からは病休を取っていたが、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇不正行為は一切ないとの証言があった。

以上のことから、パレード担当課長が不正に関与したとの内容は事実誤認と考えられるが、そのほかの部分には一定の事実が記載されており、キックバックや見返りとしての寄附集めについては疑念を持たれても仕方がない。

なお、この件については、刑事告訴されており、捜査の行方を見守りたい。

提言です。寄附頼みの事業は、資金不足等のリスクが大きく、避けるべきであるが、実施する場合は、担当部局による積算に基づき、実施計画を策定の上、実施すること。また、計画どおり進まなかった場合は、柔軟に軌道修正すること。

次に、⑦パワハラです。14ページです。これもちょっと大事なので、全文読みます。

明確にパワハラと認定できる事象は認められませんでした。知事が、「業務上必要な範囲で指導や注意をした。」との証言に対して、叱責を受けた側の証言では、事情を確認されることなく、「社会通念上、業務に必要な範囲の指導とは思わなかった。理不尽な叱責を受けたと感じている。」や、「県職員になってこれまでにないというぐらいの叱責を受け、さらに、異動させられるという予感の下、実際に1年で異動させられ、理不尽と感じた。」との証言から、業務上必要な範囲を超えた不適切な叱責が行われていたと言える。

職員の証言や提出資料によると、知事や幹部職員へのチャットの数には膨大なもので、時間外や休日問わず頻繁に行われていた。また、夜間・休日に送信しなくても問題ないと思われるものもあった。休日・夜間問わず、頭から離れないくらい県政課題のことを考えていたとも取れるが、緊急性を要しないにもかかわらず、夜間や休日にチャットを送り、クイックレスポンスを求めることは、働き方改革が求められている今日においては、前時代的な仕事のやり方であると言わざるを得ない。

一方、齋藤氏が片山氏に向かって付箋を投げたことは確認でき、不適切な行動ではあるが、投げられたとされる片山氏の証言からは、パワハラとまでは言えない程度である。

提言。知事は、パワハラ研修を受講しているとしているが、加えて、部下とのコミュニケーションの取り方や指導の在り方、リーダーシップの発揮等について、専門的な研修を受講するとともに、風通しのよい職場環境が確立できているか、定期的に検証する仕組みを取り入れることを提言する。

また、チャットやメールの取扱を定め、特に夜間や休日にチャット等で指示をする際には、

緊急性を要する要件のものに限り、緊急性がないものは送信しないこととすること。

最後に⑧公益通報です。17ページです。

(1) 齋藤氏や幹部による3月から4月にかけての文書問題に対する初動対応について。

これまでの証言や請求資料などから、3月の元県民局長のマスコミ等への文書の送付が外部通報に該当したかどうかについては見解が分かれているところである。いずれにせよ、文書問題の初動においては、告発内容について、利益相反を排除した公正中立な調査を行い、冷静な判断に基づく対応が必要であったと考えられる。

この問題が大きくなった契機は、3月27日の齋藤氏による記者会見であり、この時点においては当該文書の存在は知られておらず、実害も生じておらず、人事当局が予定していた通りの人事異動の発表にとどめておくべきであった。

次に、(2) 公益通報者保護法に対する齋藤氏や幹部の関わり方について。

公益通報者保護法が目指すのは、徹底して不正行為を告発する人々を守り、社会の正義や透明性を維持することが目的であり、兵庫県としては、立法趣旨を踏まえ、まずは公益通報に該当する可能性がないかを慎重に検討するべきであったが、初動対応時の齋藤氏や幹部に公益通報の認識がなかったと証言しており、公の立場として大きく思慮に欠ける点があったと言える。

また、齋藤氏は、証人尋問や記者会見で何度も法的に問題ないことを主張しているが、行政機関は法律に違反しなければいいのではなく、法律の趣旨を尊重した上で、遵守する姿勢を示すことが重要である。

(3) 文書問題の対応について。

齋藤氏は文書問題の対応について、全て適切に対応してきたと証言している。しかし、このたびの兵庫県の対応が全国から注目される中、知事や県の幹部の不正を告発すると、権力者が当事者にもかかわらず、自ら告発内容を否定し、さらに、通報者を探して公表し、懲戒等の不利益処分等で通報者が潰される事例として受け止められかねない状況にある。そのことが公益通報の抑制につながらないか危惧される。公益通報者保護法に違反しているかどうか見解が分かるとはいえ、組織の長、その他幹部からの独立性の確保や利益相反の排除といった原則に則った対応が必要であったと考えられます。

次に、(4) 井ノ本氏が元県民局長のプライベートな情報を漏えいしていた件について。

2人の県議の証言により、井ノ本元総務部長が当該文書の内部調査において、入手したプライバシーに関する情報を漏えいしていた事実が判明している。この漏えい問題についての背景や関係者等を明らかにする必要がある。

提言。齋藤氏は、今回の文書問題について、法的な正当性を中心とした主張に終始するのではなく、反省すべき点や、不適切な対応がなかったのか、様々な指摘を謙虚に受け止め、県内世論の分断が生じている状況の融和を図るべく、兵庫県のリーダーとして、共感やいたわりの姿勢の下、透明性のある兵庫県政の確立に努めるべきである。2人の県議の証言によ

り、井ノ本氏が元県民局長のプライバシーに関わる情報を漏えいしていた件については、地方公務員法の守秘義務違反にも当たるため、刑事告発も含めた適切な対応を求める。

以上であります。

○委員長（奥谷謙一）

それでは、県民連合、お願いします。

○上野英一委員

県民連合ですが、認められる事実についての修正、追加は、⑥の信用金庫からのキックバックのところではありますが、今日の資料にその記載が漏れてますので、そこに至った段階でまた説明をいたします。

まず、一番最初に、①五百旗頭理事長のご逝去に関するところですが、五百旗頭理事長と齋藤氏が疎遠だったこともあり、副理事長2名の解任について、丁寧な対応ができなく、片山氏が五百旗頭氏を訪ね、〇〇氏並びに〇〇氏の退任について説明したこと、五百旗頭氏が今回の副理事長の削減に立腹していたことは、〇〇氏、片山氏の証言から事実として認められる。

〇〇氏、〇〇氏は業績のある著名な研究者であり、本県の創造的復興において極めて大きな役割を果たしてこられた。震災30年を目前にして、〇〇氏、〇〇氏を突然解任する通告が、五百旗頭氏に立腹するほどの大きな心理的ストレスを与えたことは推察できる。命を縮めたということは確認できなかった。理事長を立腹させたのは間違いない。

次に、提言ですが、県関連団体の人事体制についてのルールのも明確化、運用の透明化を図ると同時に、団体との丁寧なコミュニケーションに努めることであると思います。

次に、②事前選挙活動についてです。

中播磨県民センターに齋藤候補が来たときに、幹部に集まるよう指示したことに對して、メールでどういう書き方をしたか覚えていないとの証言から、何かしらの指示があったと類推できる。しかしながら、事前選挙活動があったとまでは言えない。

提言ですが、公職選挙法、地方公務員法等の関連法令遵守を一層徹底すること。

③次回知事選に向けた投票依頼について。

商工会・商工会議所への訪問は、時期的に見て、選挙をにらんでの行動とも考えられるが、投票依頼があったとまでは言えない。

提言です。公職選挙法、地方公務員法等の関連法令遵守を一層決定すること。知事公務と政治活動、後援会活動を峻別することを明確にすること。

次に、④贈答品についてであります。

文書で指摘されたとおり、多くの贈答品を受け取ったり、無償貸与を受けていることは事実である。また、片山副知事も、〇〇〇商工会長からアイアンクラブ、〇〇〇〇〇〇〇〇6万円相当を受け取っている。

特別職であることや、また、PR目的として、高額な商品を受け取ったり、無償貸与を受

けることは慎むべきである。例外として、安価な地場産品などのお土産は社交の範囲と言えるのではないかと。

土産を総じて知事が自宅に持ち帰っており、もらい物は全て独り占めとの指摘をする根拠は確認できた。

特別交付税の算定などに見返りを行った可能性、特定企業との癒着、出張先での飲食は原則ゴチ等については確認できなかった。

文書には、一定の事実が記載されていたことが確認できた。

提言。昨年12月に公表された「県民の信頼確保に向けた改善策の実施」において、物品受領のルールの特明化が図られた。加えて、接待供応についてのルールの明細化も図るべき。

ルール遵守を担保するため、報告や検証を徹底し、県民からの信頼を得られるよう努めるべきである。

次に、⑤パーティー券購入についてです。

名簿を受け取りに行く際に、私用車の使用と休暇を取得していることは一定の認識があると思われる反面、面談の際に信用保証協会の名刺を差し出していることに対しては、公私混同及び地位利用とも言える。

また、できる範囲で購入をお願いしますとパーティー券購入を依頼していることから、保証業務を背景としたパーティー券購入依頼についての記述は事実と言える。

齋藤氏の政治資金パーティーへの協力と交換条件として、厚遇、異例の抜てきや何がしかの利益供与は確認できなかった。

提言。県関連団体の倫理規程は、一般職を対象としているが、役員も含めた政治活動や選挙活動に関わる倫理規程等を定めることであります。

次に、⑥信用金庫からのキックバックについてであります。

まず、認められる事実の修正・加筆ですが、②のところでは。信用金庫にパレードの寄附金を依頼する同時期に、その後はここに書いてあるところでは、信用金庫への県補助金が、片山氏や齋藤氏の指示により1億円から4億円に増額された。

それから、県から信用金庫へのキックバックをさせたということは確認できなかったの後ろに追加で、信金11社から最終的に2,000万円がパレード実施以降に収められたが、50万円2社、100万円3社、200万円2社、300万円4社であり、その寄附額は補助金の受給額ランクと等しくなっている。

評価ですが、県から信用金庫への補助金を募金としてキックバックさせたということは確認できなかったが、協賛金依頼と補助金増額の事実経過から、その疑惑を抱いたことは不思議ではない。文書記載内容は、事実誤認の部分や臆測があるものの、一定の事実が含まれていると判断できる。

提言。県幹部が利害関係のある企業、団体に執拗に給付金や協賛金を依頼することは、公正であるべき行政の運営をゆがめるおそれがある。少なくとも県民から公正性への疑義を抱

かれる可能性が高いと考える。寄附金や協賛金は専ら企業、団体の自主性によるべきである。

プロ野球チームの優勝パレード開催に当たり、実行委員会事務局を県が担う必要性があったのか検証すべきである。

さらに、関西・大阪万博をパレードに絡めたことは、スポーツの政治的利用に当たるかどうかの検証も必要である。

次に、⑦パワーハラスメントについてです。

職場におけるパワーハラスメントは、職場において行われる、①優先的な関係を背景とした言動であって、②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、③労働者の就業環境が害されるものである。①知事という優先的な関係を持った言動で、②業務上必要な範囲ではない理不尽な叱責との証言があり、③それを他の職員がいる前で頭が真っ白になるほどのパワハラ行為が認定できる。また、深夜・休日を問わずチャットで業務指示することも、就業環境を害されていると言え、パワハラ行為であると認定できる。

その原因には、知事の人格によるところが大きい。自分の考えが最優先であり、その考えと違いがあればすぐに激昂するところが原因である。

加えて、知事の非常に強い叱責や理不尽な言動によって、職員が知事に付度せざるを得ず、救護室・授乳室が知事の控室になったり、車両が通行できない範囲に知事公用車を通行させるなど、ルールに則った県民本位の職務遂行がかなわなくなっている面があり、極めて深刻な事態が確認できた。

県民のための県政を推進する上で、不必要な知事自身のための理不尽な叱責があったことは明白である。

また、パワハラを受けた当事者本人の就業環境に明らかな影響がなくても、実際に見聞きしている同僚への心理的負担や組織の閉塞感につながり、適切な職場環境を構築すべき組織のトップの立場の言動としては極めて不適切である。

暴行罪に該当するかは判断がつかないものの、文書内容は概ね事実であったと言える。

提言。知事自身がパワーハラスメントの課題に真摯に向き合い、自省することがまず求められる。

昨年12月に公表された「県民の信頼確保に向けた改善策の実施」において、ハラスメント研修の充実、組織マネジメント向上特別研修の実施などの措置が講じられたが、形式的な受講にとどまることなく、知事は言動を真に改める姿勢を持たなければならない。

対象の職員の意向や人権に配慮しつつ、話し合いや謝罪の機会をつくるべきことを検討すべきである。

最後に、⑧公益通報者保護法についてです。

齋藤知事、片山元副知事は、3月時点では、公益通報について検討していなかったが、後で、うわさ話を集めたもので真実相当性に値しない。あるいは、不正な目的があるので、外部通報、3号には当たらず、公益通報者保護法に当たらないと言っている。野村弁護士の書

面調査でも、今から思えばという後知恵な観点を混在させないこととあり、その時点でどう考えて判断したのかが重要である。そもそも3号通報については、内閣府指針、消費者庁逐条解説第2条の定義の中で、本項は、解雇、その他不利益な取扱からの保護の対象となる通報について、単なる通報ではなく、公益通報として定義し、①役務提供先に使用され、事業に従事する労働者などから、②不正の目的でなく、③公益を害する事実である当該役務提供先等の犯罪行為やその他の法令違反行為についてなされる通報であるという趣旨を明らかにしている。

公益通報とは、公益通報の通報先として、役務提供先、権限を有する行政機関など及びその他の外部通報先が規定されている。また、浜田参議院議員の質問に対して、内閣府総理大臣臨時代理林芳正国務大臣が、「ご指摘の逐条解説・公益通報者保護法（第二版）は、消費者庁参事官室が編集したものであるが、同法第11条の第2項は、内部通報（1号通報）のみを対象としたものとの記載はない。」と答弁されています。また、消費者庁の公益通報ハンドブック改正法、令和4年7月施行、準拠版にも明確に示されています。この第11条第1項及び第2項の規定に基づき、事業者が取るべき措置に関して定められた指針第4の2が、外部通報にも該当するのだが、不利益取扱の防止や、範囲外共有、通報者の探索を防ぐ体制整備が求められており、この体制整備には、真実相当性は問われていない。また、不正目的については、結城参考人によると、裁判例から事業者に対する反感などの目的が併存しているというだけでは不正の目的であるとは言えないとしており、人事部局からも、不正の目的があったと明確に内部で判断をしたということはないとの証言もあった。

知事は、文書入手した翌日に通報者の探索を指示したこと、また、結城参考人からもあった3月27日に退職保留の決定をしたこと、その日の会見で本人が認めていなかったにもかかわらず、事実無根だと認めているような発言のほかにも、公務員失格と通報者を侮辱するような発言は不利益な扱いと考え、体制整備の義務に違反していると考えます。

そもそも不正の目的があるか、公益通報に該当するのか調査する前にそのような対応をしたことは不適切である。

また、知事や組織幹部に関する事案について、独立性を確保する必要があるとの指針があるにもかかわらず、知事自身が事実でないとして、27日の会見で県民局長の職を解き、通報者を公表したことは、告発者潰しと捉えられかねない不適切な対応であった。

提言ですが。

○委員長（奥谷謙一）

すみません、時間が迫ってきました、他党派とかぶっている分はできれば省略していただいて、要点だけお願いします。

○上野英一委員

公益通報者保護法の理解、認識が不十分であったことから、今回のような事態になったことから、今回の反省に基づいて法律の理解に努める研修会等の場を設けること。そもそも内

部通報における体制整備が適切になされていれば外部通報の必要はない。よって、公益通報者保護法に基づく体制整備を適切に行うようにすること。あとは読んでください。

○委員長（奥谷謙一）

次、共産党さん。要点を絞ってお願いします。

○庄本えつこ委員

私は議運にオブザーバー参加しなくてはいけないんですが、2時を超えるよね。

○事務局

待ってもらう形で。

○庄本えつこ委員

いいですか。

○委員長（奥谷謙一）

要点を絞ってください。かぶっているところは省略してお願いします。

○庄本えつこ委員

告発文書の事実について。④です。2人の副理事長退任人事については、震災30年を前にして機構の見直しというのは合理的理由を見いだせないことを入れてほしいということと、⑥については、その因果関係について、いずれも断定し得ないので、あえて入れなくてよいのではないかと考えています。

評価ですが、告発文にあるように、震災30年を前に機構の副理事長退任人事、見直しに関して、当事者の合意形成をする以前に、一方的に通告する、知事として礼を尽くして行うところを副知事に任せたなど、通常でない方法で行おうとしていたことが明らかになっていて、また、機構は、阪神・淡路大震災以降、紆余曲折がありながら、2006年から研究戦略センター、人と防災未来センター、こころのケアセンターと管理部門で成り立っている。機構として非常に幅広い業務を行っているのでその成り立ちから、3センターの長と事務局の4人の副理事長体制で運営されているものである。それを、震災30年を前にして、突然2人体制にするということについて、何ら合理的理由を見いだせない。これらの理不尽な対応について、五百旗頭理事長が大変立腹されるのは当然のことであると考えます。

このような不合理、理不尽と言える機構の人事、見直しを行うべきではなかったということで、この文書については概ね事実だと思います。

次に、②ですが、事実上、①の事前運動に関わっていないという確たる確認は取れていない。②については、とんとん拍子ではないとは言えない。

①について、〇〇証人が、「当時の知事なり秘書課にどんな状況かを報告しなければならない。」と証言しているが、報告しなければならないということ自体、選挙に関わっていることになる。選挙に関わっていないとは言えない。

それから、「とんとん拍子」のところですけども、これは私が調べたことで読んでほしいのですが、告発文にある「とんとん拍子の昇任」という表現が適当かの是非はとも

かく、知事の肝煎りの部署、新県政推進室、総務の5部体制に登用されており、なおかつ短期日で昇任していることが認められる。

提言。〇〇証人が、「当時の知事なり秘書課にどんな状況かを報告しなければならない。」と証言しているが、県当局として報告を求める仕組みがあること自体、県職員の事前選挙運動とみなされ得るので、当局として正すべきである。

三つ目の投票依頼についてです。「ある程度齋藤カラーが出せたということで、経済団体として商工会・商工会議所を訪問した」というような記述を加えることが必要だと思います。

評価については、齋藤カラーをアピールするために〇〇氏を随行させ、商工会・商工会議所に訪問したという事実が確認されている。投票依頼を行ったという言及は、この証言の中ではなかったが、次の知事選挙に向けて自らの成果をアピールするための訪問ではないかという疑念を払拭できるものではない。

四つ目の贈答品ですが、①については、「食い違いがある」ではなく、「記憶がない」という証言なので、否定はしていないという事実認定にすべきであると考えます。

齋藤氏が受領したことは、確認は取れていませんが、食い違いがあるということについて、協議の場にいた複数の証言から、食い違いではなく知事の証言については記憶がないという表現であり、明確に否定してはいないので、知事が認識していたことも否定されない。

ロードバイクについてですけれども、齋藤氏は、「無償提供いただいた。」と証言しています。しかし、問題発覚後の2004年6月、ロードバイクを提供した〇〇〇〇〇〇〇〇と県が、1年前から遡って2024年7月までの1年間の賃借契約を結び、2024年7月末に返却していることが明らかになっている。これは後付け的な無償貸与であり、告発文書にあるように、偽装的に無償貸与の形を取ったものであり、贈収賄の可能性は否定できない。

また、受領品は告発文で指摘されているもの以外に大量に確認されており、独り占めしているという証言もあった。支払いを他者に付け回すということは確認はされていないけれども、もらい物は独り占め、あまりの強欲、周囲への気配りのなさ、たかり体質という告発文の指摘は妥当であり、おねだり体質と言われても否定できない実態だと言わざるを得ない。

提言です。ロードバイクについては、無償貸与の形式を偽装する悪質な行為である。県当局として、刑事告発も視野に入れて事実関係をきちんと調査することを提言する。

また、今回の告発に関わる事実を踏まえ、県知事、県幹部は基本的に贈答品などを受け取るべきではないとするルールに改める。

⑤政治資金パーティーについて、「パー券を大量に購入させたという事実は確認できなかった」という部分は削除して、「圧力をかけたということは確認できなかった」の記述に変更すべきだと思います。

評価ですが、県信用保証協会幹部が、片山氏の指示の下、商工会議所などに自身の名刺を使うなどして、名簿集め、購入依頼を行っていたことは、告発内容の一構成要素であり、告発の内容に事実が含まれていることを示している。

なお、公務員の一般職の政治資金パーティー券の販売は禁じられており、信用保証協会の幹部という準公務員的な立場を利用したパーティー券の販売に関与しており、実際に多数の人が購入している。道義的な責任が問われる。そのことを指示した片山氏の責任、パーティーを主催した齋藤氏の責任も問われざるを得ない。

⑥パレードですが、これは皆さんが言っているところになるので、評価のところから行きます。

②の信用金庫への同時期に補助金増額と協賛金集めは不自然であり、キックバックの可能性は否定できない。また、財政課にその増額指示の直後の11月20日に、片山氏が県内信用金庫の幹事社に連絡を入れ、21日に協賛金の取りまとめを依頼し、その話合いの中で2,000万円という数字も示され、22日には各信用金庫が了承し、2,000万円確保できたという趣旨の連絡を受けている。この流れは告発文の指摘のとおりである。かつ、見返りを期待した利益供与の疑いが濃厚だと言わざるを得ない。寄附金の支出を即答している時点で、ほかの何らかの見返りがあったと考えるのが妥当である。また、あとは読んでおいてください。

提言ですが、県が見返りを期待する利益供与となる予算執行を行っていることは、不適切な執行であることから重大である。県当局として調査を行い、検討することを提言する。

それから、増額理由が不自然であるということ。計上に当たっては、十分に審査や議論を尽くす必要がある。丸くするという自体がおかしいということです。

⑦パワハラについてです。

1年間で幹部職員らに対し、知事が送信または受信者となっている投稿は、これは先ほどあったと思うのでおきます。

証言やアンケートには、職員は、パワハラと受け止めている、という回答が複数ある。注意事項の範疇について、知事の認識と職員の認識にずれがある。パワハラはこれまでの裁判事例で、受け手側の身体的・精神的苦痛や客観的事実によって判断されている。職員、受け手側の叱責されたパワハラであるという認識と精神的苦痛を感じたことは十分に尊重されなければならない。

叱責についてのパワハラ認定は、個別のケースによる。著しい職務態度怠惰の場合、パワハラと認定されないケースが多いが、証言内容は職務態度怠惰などではない。また、実績にとどまらず、厳しい叱責、強い叱責は、相手に精神的苦痛を与えるものであり、それら精神的な苦痛を与えられた者は、パワハラ六つの行為類型の精神的な攻撃に該当する可能性がある。就業環境が不快なものとなったため、能力の発揮に重大な悪影響を生じることも当然考えられる。すなわち、証言事例にある知事の行為はパワハラであったと考えられる。

百条委員会としては、パワハラがあったと認定すべき。

同時に、これまでの数多くのパワハラ的な行動と合わせて、これだけの事実がありながら、知事自身がパワハラと認めず、反省も謝罪もしない姿勢は知事としての資質が問われるものである。

提言は、百条委員会としてパワハラと認定されれば、知事は当然政治的責任を果たすべき。

また、行政トップのパワハラなどの行為は大きな社会問題となっており、その行為に対し、何らの対応も行えないというのはおかしい。県は、知事のパワハラなどを含めた非違行為に対し、懲戒処分などが検討・実施できる仕組みを整備すべきである。

最後、⑧公益通報ですが、省略するんですよ。直ちに通報者の探索に向かったことが大きく誤った対応であったと。

それから、処分を含めた検討が当初からなされていたことも大きな問題です。

公益通報に関わり招致した3人の参考人は、全て3月12日の時点で、第3条の2号、あるいは3号に基づく外部通報である可能性を指摘しているということと、それから、当該文書を入手時点で既に告発者の探索と処分の検討を指示した齋藤知事の対応は違法行為であると言わざるを得ない。

なお、公益通報者保護法をめぐり、齋藤氏が行った通報者捜しを受けて、国が公益通報者保護法の通報者捜しに対する罰則新設の検討を始めているという事実を、齋藤氏は重く受け止めるべきである。

また、百条委員会の調査の中で、この件を公益通報として扱わず、知事をはじめ県当局が不当に調査して得られた告発者の個人情報県職員により流出したことが明らかになった重大な職務規律違反であるということである。

提言ですが、公益通報者保護法の体制整備義務違反となった場合に、助言、指導または勧告の対象となり、勧告に従わない場合には公表の対象となる。齋藤知事に対し、必要な指導、勧告を行うことを消費者庁に要請する。

また、告発者への退職取消し、懲戒処分など、違法な探索が行われなければ生じなかった不利益処分を撤回し、告発者の地位回復を行うこと。

不当な調査で得た個人情報を流出させた県職員の処分を行うこと。より事実認定の調査を行い、適切な処分を検討すべき。

また、秘密漏えいの責任の大元は、齋藤氏らが通報者の通報を公益通報として扱わず、通報者探索の号令をかけたことによるものである。知事が政治的責任を取るべきである。

以上です。

○委員長（奥谷謙一）

すみません、時間がもう経過してしまして、これというところだけでもいいですか。きちんと踏まえますので。申し訳ございません。

○丸尾まき委員

全体に、事実に対する評価については、丁寧な確認が必要だということを言わせていただく。

提言は、一つ目見てもらって、二つ目も同じような内容です。提言を見てください。三つ目も同じような評価で、ということで提言も見てください。

④贈答品については、認められる事実は特に修正なしで、事実に対する評価のところ、3人から「返却するよう指示したよね。」ということの証言があってということで、本人は否定しているということですが、これは事実認定できるのではないかというふうにも思います。

それから、ロードバイクはいいですね。アイアンクラブも丁寧に事実関係を確認していつてもらったほうがいいかと思います。4番目については、知事から提出のあった物品一覧表に、ユニフォームだとか、その他スポーツ用品、ジャケット等、たくさんの記載があります。そこはきちんと記載をすべきだろうと思います。6番についても同様です。

提言については、兵庫県の職員倫理規程のようなものを設けて、そこに知事、副知事も対象として入れて、守秘義務違反が副知事が外れている、特別職が外れてるというのが、これは極めて大きな問題があると思うので、そこにこの守秘義務違反についても書き込む必要があるのではないかということ。

物品の授受については、原則受け取らないという先人からの知恵である贈収賄を引き起こさないためのルールづくりは再確認をして、その上で、PRのための物品授受については、産業労働部などに窓口を一本化して記録を残し、個人では持ち帰らないようにすることというようなルール決めをしてはいかがでしょうか、というのが提言です。

政治資金パーティーについては、全体と同じような内容ですので確認をしてもらうということと、提言については、職員倫理規程で、これは外郭団体についても同様の倫理規程などを設けて、再発防止に努めるということだと思います。

⑥優勝パレードの件です。

事実確認について、事実に対する評価については丁寧に、副知事からの4億円に上げろということに基づいて、財政課は3億7,500万円の積算資料を作ったということと、知事の指示で4億円に上げられたということ、これを丁寧に記載をすることが必要だと思います。

その他は、大阪府との調整が難しくてということで、大変な業務に従事していたことは事実認定できるのではないかということ。不正行為に関わっていたかについては、認定が難しいこと。

提言については、知事や副知事から予算要求の見直し指示があったときに、後に検証できるように記録を取っておくこと。予算編成過程において恣意的なことがなされないように公開をすること。キックバックなどについて、起こらないようにということでの丁寧な説明をこれからも尽くすこと。補助金を出している企業に対して、担当課や担当部から寄附金を要請しないようにルールづくりをすること、ということです。

次、⑦パワハラについては、事実に対する評価として、概ね同じような内容になります。全体として、やはり厚生労働省が示したパワハラの定義は、優越的な関係を背景とした言動、業務上必要かつ相当の範囲を超えたもの、労働者の就業環境が害されるものというふうに定義がされていますが、その定義に当てはまってパワハラに該当すると考える、という委員会からの考え方を示したほうがいいだろう。ただし、正式なパワハラ認定は本人が訴えること

が前提となるということだけ付け加えておきます。

提言については同じようなことです。パワハラ防止条例や研修をしっかりとやっていくことということです。

最後、⑧公益通報者保護法について、これは事実に対する評価の部分で、この辺は確認してもらってということですが、退職保留決裁が終わる前に退職保留が通知されたということも含めて、処分ありきで事実が進んでいたのではないかということで、ここはきちんと押さえておくべきだろうということ。風向きを変えたいということについても、証言が食い違っていますが、その辺の丁寧な書き込みが必要だということ。

公益通報の該当性については、この間の事実確認の上で、様々な専門家の講演がありましたが、そのことをもとに確認をするということで、告発者探索は問題であったということ。それから、不利益処分も問題であったということ。それから、体制整備義務違反でもあったということが確認できるかと思います。

最後、提言ですが、実際に先ほどの様々な話、告発者探索も問題があつて、第三者機関での調査が必要であったということ。不利益処分についても問題があり、撤回が必要だということ。

あわせて、告発者探索は規定にはないのですが、懲戒処分等については不利益処分であるとか、範囲外共有を行った者に対しては懲戒処分等の検討が必要だと法律上なっています。そのことの記載が必要だろう。

退職保留など特にイレギュラーな手続を行うときは、決裁規程に沿った手続を行うこと。

それから、刑事訴訟法にあるとおり、個人情報の漏えいについては、守秘義務違反で刑事告発をすること。

個人情報拡散の歯止めと対策ということでは、XやY o u T u b eなどに削除請求等の対応が必要だと思います。

今後、受付段階、調査段階、是正措置等において、告発者の不利益処分が行われていないか、第三者による常時の検証機関の設置が必要。これは宝塚市で行われていますが、ぜひそのことを提言していただきたい。

同じく、同様のことが起こらないようにということで、しっかり取組を行うことですが、公益通報者保護条例あるいは要綱を定めること。事務局を外部に、監査事務局に持つていくことなども考えられます。

最後に、知事なども含めて、公益通報者保護法などの研修をしっかりと受講するということが必要だということです。

以上です。

○委員長（奥谷謙一）

ありがとうございました。時間が経過しておりますので、ご意見をお聞きいたしまして、方向性といいますか、文言調整で済むものと、あとは会派の間で大きな隔たり、意見が違う

ものがあると思いますが、まずはそれを整理させていただきまして、皆様にまた次の議論のベースとなる文案をお示しして協議を進めたいと思いますがよろしいでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。以上で、今日は協議を終えたいと思います。

また、各会派の意見が記載されておりますので、委員外に提供したりしないように、情報管理を徹底していただきますようお願いします。

閉　　会（午後２時12分）

配布資料一覧

※下記ページ番号は、PDFファイル全体におけるページ番号

44ページ (1) 議事順序

〔1 諸報告〕

(配布資料なし)

〔2 情報の取扱いについて〕

45ページ (2) 特に配慮が必要な情報を含む資料等の取扱いについて
(令和7年1月22日付財務部長から委員長あて文書)

〔3 調査報告書について〕

46～119ページ (3) 調査報告書素案（整理ベース）

120～138ページ (4) 調査報告書素案に対する各会派等の意見

〔※ 当ページ「配布資料一覧」は、ホームページでの議事録及び資料の公開にあたり、次ページ以降掲載の配布資料の説明のため、追加したものです。〕

文書問題調査特別委員会協議会 議事順序

令和7年2月10日(月)
午後 0 時
第 7 委員会室

開 会

1 諸 報 告

2 情報の取扱いについて

3 調査報告書について

4 そ の 他

閉 会

財 第 1679 号
令和 7 年 1 月 22 日

文書問題調査特別委員会
委員長 奥谷 謙一 様

財 務 部 長

特に配慮が必要な情報を含む資料等の取扱いについて

特に配慮が必要な情報（※）を含む資料については、これまでから、当局内部はもとより、文書問題調査特別委員会（以下「委員会」という。）においても、情報管理の徹底を要請しているところです。

書面要請としても、令和 6 年 10 月 3 日付け財第 1420 号及び令和 6 年 12 月 24 日付け財第 1631 号により改めて情報管理の徹底をお願いしています。

しかしながら、委員会の委員が、令和 6 年 12 月 25 日の委員会における証人尋問及び令和 7 年 1 月 18 日に行った X への投稿において、非公開とされた当局の説明及び当局から委員会への提出資料の内容を引用する形で公表しました。

こうした行為は、委員会の信頼を損なう恐れがあり、また、委員会に対する説明や資料提出について関係者の理解を得ることが困難となり、ひいては委員会の調査に支障を来すことも懸念されます。

つきましては、情報管理の徹底について委員会において適切にご対応いただきますよう改めてお願いします。

※ 個人情報やプライバシーに関する情報等、秘匿性が高く外部に流失してはならない情報や情報公開条例において非公開にする情報等

調査報告書素案（整理ベース）

構成

I 文書問題調査特別委員会について

1 概要

- (1) 設置の経緯及び目的
- (2) 調査権限
- (3) 調査事項
- (4) 名称及び定数
- (5) 法的アドバイザー
- (6) 運営
- (7) 調査費用

2 開催状況

II 任意調査について

- 1 職員アンケートによる調査
- 2 聞き取りによる調査
- 3 書面による調査

III 文書の7項目にかかる調査の内容と結果について

- 1 五百旗頭真理事長ご逝去に至る経緯について
- 2 令和3年の知事選挙における県職員の事前選挙活動について
- 3 次回知事選挙に向けた投票依頼について
- 4 知事が贈答品を受け取っていることについて
- 5 知事の政治資金パーティー実施にかかるパーティー券の購入依頼について
- 6 阪神・オリックス優勝パレードにかかる信用金庫等からのキックバックについて
- 7 知事のパワーハラスメントについて

※項目ごとに「委員会としての判断（ア 認められる事実、イ 事実に対する評価）」
及び「提言」を記載

IV 公益通報者保護法にかかる調査の内容と結果について

- 1 当該文書入手から懲戒処分までに関する証言
- 2 公益通報者保護法上における当該文書及び県の対応

※「委員会としての判断」及び「提言」を記載

V 総括

VI 総括的提言

VII 参考資料

I 文書問題調査特別委員会について

1 概要

(1) 設置の経緯及び目的

令和6年3月27日の知事定例会見において、西播磨県民局長(当時)が知事や職員等の名誉を棄損する事実無根の内容が含まれる文書を作成、流布したとして、同県民局長を解任し退職保留のうえ調査するとの発表がなされた。

これを受け、元県民局長は同年4月4日、県の公益通報窓口で文書記載内容の事実解明と是正措置の検討を通報、その後、文書の内容に事実が含まれるとの報道もある中、内部調査を踏まえ5月7日付で同氏を停職3か月の懲戒処分とするとされた。

県議会では、二元代表の一翼として監視機能を果たすべく、同年6月の第367回定例会において、本会議質問等で当該文書問題を質したうえで、より詳細に文書記載内容の真偽や文書問題に係る一連の流れを調査究明する必要があるとして、地方自治法第100条第1項及び同法第98条第1項の権限を付与した特別委員会を設置することを議決した。

(2) 調査権限

(3)に掲げる事項の調査を行うための地方自治法第100条第1項及び第98条第1項の権限

(3) 調査事項

令和6年3月12日付け元県民局長の文書に記載されている7項目の内容の真偽及び公益通報者保護に関連する事項

(4) 名称及び定数

ア 委員会の名称 文書問題調査特別委員会

イ 定数 15名

ウ 委員の氏名

役職	氏名	会派
委員長	奥谷 謙一	自由民主党
副委員長	岸口 みのる	維新の会
委員	松本 裕一	自由民主党
	庄本 えつこ	日本共産党
	丸尾 まき	無所属
	佐藤 良憲	維新の会
	増山 誠	維新の会
	北上 あきひと	ひょうご県民連合 ※令和6年11月22日付で選任
	上野 英一	ひょうご県民連合
	越田 浩矢	公明党
	伊藤 勝正	公明党
	富山 恵二	自由民主党
	長岡 壯壽	自由民主党
	黒川 治	自由民主党
	藤田 孝夫	自由民主党
	竹内 英明	ひょうご県民連合 ※令和6年11月18日付で辞任

(5) 法的アドバイザー

丸山 毅 弁護士

(本委員会の運営にあたり、地方自治法や民事訴訟法などの法令を遵守し、適正に調査を進めるため、弁護士の専門的見地からの助言を求めるべく第3回委員会（令和6年7月19日）において選任

(6) 運営

ア 委員会の会議は原則公開とし、インターネットによるライブ中継及び録画配信を行う。ただし、公開することにより事実関係が解明できないおそれがあるとき、個人のプライバシーに関わるとき等は、委員会の議決により秘密会とすることができることとした。

イ 公開の証人尋問を実施する場合においても証人本人の職位、経歴、文書での指摘内容の軽重、希望などを踏まえ、インターネット配信及び報道の撮影等について柔軟に取り扱うこととした。

ウ 委員は、秘密会で知り得た情報は他に漏らしてはならないこととした。

エ 委員会の調査は、基本的人権に最大限配慮して行うこととした。

(7) 調査費用

令和6年度 〇〇〇万円以内

2 開催状況について

本委員会は、令和6年6月14日の設置から令和〇年〇月〇日の調査報告書の決定まで、計〇回開催した。この間、延べ〇名の証人に対し計約〇時間に及ぶ質問を行い、公益通報者保護法に精通した弁護士や大学教授を参考人として招致するとともに、〇件の資料請求により提出を受けた〇点の資料等を精査し、聞き取り調査や書面調査のほか職員アンケートも行うなど精力的に調査を行い、多様な観点から調査事項の解明を目指した。

回数	開催日	項目	内容
第1回	R6. 6. 14(金)	協議	・ 委員長・副委員長の互選について ・ 運営要領協議 等
第2回	R6. 6. 27(木)	協議	・ 証人出頭要求 ・ 資料要求 等
第3回	R6. 7. 19(金)	協議	・ 資料要求 ・ 職員アンケート調査の実施の可否 等
第4回	R6. 8. 2(金)	協議	・ 証人尋問の取り扱いの検討 ・ 証人出頭要求（8/23, 30 実施分） ・ 資料要求 等
第5回	R6. 8. 23(金)	証人尋問	パワハラ等① B証人（非公開） C証人（非公開） D証人（非公開） E証人（非公開） F証人（非公開） G証人（非公開）

		協議	・職員アンケート調査（中間報告） ・資料要求 等
第6回	R6. 8. 30(金)	証人 尋問	パワハラ等② H証人（非公開） I証人（非公開） 野北浩三証人（公開A） 杉浦正彦証人（公開A） 齋藤元彦証人（公開）
		協議	・証人出頭要求（9月5,6日実施分） ・資料要求 等
第7回	R6. 9. 5(木)	証人 尋問	公益通報①、贈答品① 上智大学教授 奥山俊宏参考人（公開） 藤原正廣証人（公開B） 原田剛治証人（公開B） O証人（非公開） G証人（非公開） 井ノ本知明証人（公開B）欠席
		協議	・資料要求 等
第8回	R6. 9. 6(金)	証人 尋問	公益通報②、贈答品② 原田剛治証人（公開B） 片山安孝証人（公開） 山口利昭法律事務所 山口利昭参考人（公開） 齋藤元彦証人（公開）
		協議	・資料要求 等
第9回	R6. 10. 11(金)	協議	・今後の委員会の進め方について ・職員アンケート調査（最終報告） ・証人出頭要求（10月24,25日実施分） ・資料要求 等
第10回	R6. 10. 24(木)	証人 尋問	優勝パレード等① Q証人（非公開） 古川直行証人（公開B） E証人（非公開） S証人（非公開） 和泉秀樹証人（公開B） 原田剛治証人（公開B）
第11回	R6. 10. 25(金)	証人 尋問	優勝パレード等② U証人（非公開） V証人（非公開） 井ノ本知明証人（公開B） 片山安孝証人（公開） 小橋浩一証人（公開B）
		協議	・資料要求 等
第12回	R6. 11. 18(月)	協議	・証人出頭要求（11月25日実施分） 等
第13回	R6. 11. 25(月)	証人 尋問	公益通報等③ Y証人（非公開） Z証人（非公開） 稲木宏光証人（公開A）
第14回	R6. 12. 11(水)	協議	・今後のスケジュールについて ・証人出頭要求（12月25日実施分） 等

第15回	R6. 12. 25(水)	証人 尋問	総括 のぞみ法律事務所 結城大輔参考人（公開） 片山安孝証人（公開） 齋藤元彦証人（公開）
第16回	R7. 1. 27(月)	協議	・委員会調査報告書（試案）提示 等
第17回 ～		協議	・委員会調査報告書について協議

Ⅱ 任意調査について

1 職員アンケートによる調査

本委員会の調査事項のうち「文書に記載されている7項目の内容の真偽に関連する事項」について、県職員の認識状況を把握し、調査の参考とするために実施した。

- ・期間：R6. 7. 31（水）～8. 14（水）
- ・件数：6,725件（内訳：インターネット6,664件、郵送61件）
- ・対象：兵庫県職員 約9,700人
- ・方法：庁内電子メールを職員あてに送付し、インターネットもしくは郵送による回答で収集

質問	回答					
	A	B	C	D	無回答	計
【Q1】五百旗頭真理事長ご逝去に至る経緯について	9 (0.1%)	56 (0.8%)	578 (8.6%)	6,082 (90.4%)	0 (0.0%)	6,725 (100.0%)
【Q2】令和3年の知事選における県職員の事前選挙活動等について	28 (0.4%)	88 (1.3%)	558 (8.3%)	6,051 (90.0%)	0 (0.0%)	6,725 (100.0%)
【Q3】次回知事選挙に向けた投票依頼について	7 (0.1%)	36 (0.5%)	313 (4.7%)	6,369 (94.7%)	0 (0.0%)	6,725 (100.0%)
【Q4】知事が贈答品を受け取っていることについて	94 (1.4%)	298 (4.4%)	1,187 (17.7%)	5,144 (76.5%)	2 (0.0%)	6,725 (100.0%)
【Q5】知事の選挙資金パーティー実施にかかるパーティー券の購入依頼について	2 (0.0%)	37 (0.6%)	267 (4.0%)	6,419 (95.4%)	0 (0.0%)	6,725 (100.0%)
【Q6】阪神・オリックス優勝パレードにかかる信用金庫等からのキックバックについて	10 (0.1%)	78 (1.2%)	593 (8.8%)	6,044 (89.9%)	0 (0.0%)	6,725 (100.0%)
【Q7】知事のパワーハラスメントについて	140 (2.1%)	800 (11.9%)	1,911 (28.4%)	3,873 (57.6%)	1 (0.0%)	6,725 (100.0%)

A：目撃（経験）等により実際に知っている

B：目撃（経験）等により実際に知っている人から聞いた

C：人づてに聞いた

D：知らない

2 聞き取りによる調査

本委員会の調査事項である「文書に記載されている7項目の内容の真偽及び公益通報者保護に関連する事項」について、調査の参考とするために、病気等を理由として出頭できない証人やアンケートで聞き取り調査等に協力すると回答した職員等に対して実施した。

証言者	内容	実施日
1025-A	パワハラについて	R6. 11. 29
1025-B	パワハラについて	R6. 12. 2
1211-A	五百旗頭先生ご逝去について	R7. 1. 15
迎山 志保 議員	公益通報について	R6. 12. 16
山口 晋平 議員	公益通報について	R6. 12. 16
1211-D	公益通報および人事課調査について USB データについて	R6. 12. 24
1211-E	優勝パレードについて パワハラについて	R6. 12. 18
1211-F	贈答品について	R6. 12. 24

3 書面による調査

本委員会の調査事項のうち「公益通報者保護に関連する事項」について、調査の参考とするために、弁護士や有識者に対して実施した。

書面の提出を求めた者	提出を求めた事項	回答日
高 巖 明治大学特任教授	公益通報について	R7. 1. 13
徳永 信一 弁護士	公益通報について	R7. 1.
	公益通報について	

Ⅲ 調査の内容と結果について

1 五百旗頭真理事長ご逝去に至る経緯について

〔当該文書記載事項〕

- ① 令和6年3月6日に五百旗頭真先生が急逝されました。その死に至る経緯が次のとおりです。
先生は現在、ひょうご震災記念21世紀研究機構の理事長をされています。井戸敏三兵庫県前知事から懇願され、兵庫県立大学理事長をはじめ兵庫県行政に深く関わってこられました。
- ② 令和3年8月に知事が反井戸の齋藤元彦氏に交代してからは知事をはじめ県幹部との関係に溝が出来ていたようです。とにかく齋藤氏は井戸嫌い、年長者嫌い、文化学術系嫌いで有名です。
- ③ お亡くなりになられた日の前日ですが、齋藤知事の命を受けた片山安孝副知事が五百旗頭先生を訪問。要件は機構の●●●●●をされている●●●●●、●●●●●●●のお二人の解任についての通告です。相談ではなく、通告です。
- ④ 来年1月は阪神淡路大震災から30年の区切りの時を迎えます。機構の役割・使命を果たす事実上最後の大きな契機であると言っても過言ではないと思います。●●、●●●●●●●はまさにこの分野における第1人者であり、井戸前知事が要請し、兵庫県政に関わってこられました。五百旗頭理事長もお二人には全幅の信頼を寄せておられているにも関わらず、このタイミングでの副理事長解任はハッキリ言って、五百旗頭先生と井戸前知事に対する嫌がらせ以外の何ものでもありません。
- ⑤ あまりに突然の県からの通告に、先生はその時点では聞き置くに止め、片山氏にはお引き取り願ったそうです。その日、帰宅されてからも、齋藤知事のあまりの理不尽な仕打ちに憤慨され、夜も眠れなかったそうです。翌日、機構に出勤されてからも、周囲の職員に同様の胸の内を明かされたそうです。そして、その日の午後に機構の理事長室で倒れられ、急性大動脈解離で急逝されました。
- ⑥ 急性大動脈解離は激昂などの情動的ストレスがトリガーになることもあるといます。齋藤知事、その命を受けた片山副知事が何の配慮もなく行った五百旗頭先生への仕打ちが日本学術界の至宝である先生の命を縮めたことは明白です。

(1) 証言内容

②に関する証言

【〇〇証人】

- ・少なくとも自分が1年弱の間には、直接会う機会って1回あったかどうかぐらいだと思うので、亡くなられたときに、齋藤知事から創造的復興サミットを一緒にやっていきましょうと言っていたのに残念というようなコメントがあったのだが、亡くなる2日前に理事長と雑談している中で、そういえば県のほうで何か創造的復興サミットをやるみたいと言っていたけど、あれってどんなもんなの、どこがするのみたいな。内容は聞かれてないような感じだったので、あのコメントとは、すごく自分には違和感を持って感じていた。

③に関する証言

【〇〇証人】

- ・ 2月29日午後5時頃に、片山氏が五百旗頭理事長を機構に訪ねて来られた。まず、副理事長職の整理について、〇〇氏については県の内規に基づき、次の任期中に80歳となること、〇〇氏については県史編さんが終了することから、今任期で退任いただく。2番目の理事数については、副理事長職を4から2とすることに伴って、理事数が9から7となるので、定款定数の8から12を満たさないため、理事を1名追加する。3つ目、補足が、〇〇氏には副理事長を退任いただくが、7年1月17日に阪神・淡路大震災30年を迎えることから、令和6年度末までは、人と防災未来センター長に引き続き就任いただくといった内容が書かれていて、これに基づいて、片山氏から五百旗頭理事長に説明があった。
- ・ 自分が会議から戻ってきたら、もう片山氏は帰られた後だったが、理事長から呼ばれて、どう思うと聞かれたので、〇〇先生が、6年6月でセンター長も解任というのは、今後、30年事業も〇〇先生にはいろいろとご尽力いただくことを想定していたので、それはあまりにも失礼な対応じゃないかなというふうに思いますと申し上げたら、理事長も、確かにそうだねと。片山さんに頼んでみるよということで電話をされ、中で相談すると言ってもらったとのことだったので、それはよかったのではないかと申し上げたところである。

【片山証人】

- ・ (21世紀研究機構の副理事長ポストの整理について)
一つは、五百旗頭理事長は震災30年を迎えるので、引き続きやっていただく必要があるということでこれはお願いしなければいけない。二つ目は、副理事長が4ポストあると、このような外郭団体はないので、副理事長は一定実際の専任の副理事長、そして最低でも二つぐらいに限定するべきということで、二つにしようということ。その際にセンター長兼務している者については副理事長を辞めて、センター長に専任いただくということ。研究に関するセンターの長を兼ねていらっしゃる東京からお見えになる方については、県史編さん業務が終了したので退任いただくのがいいのではないかと、事前に相談して、当然知事にも報告し、これで見直しをしたいと言った。知事からの結論は、五百旗頭先生には引き続き就任して、震災30年ということでお願いをするようにと、その他の見直しについては、この方向で異論がないが、片山副知事に任せると、このように言われたと記憶がある。

⑤に関する証言

【〇〇証人】

- ・ 翌日、3月1日金曜日、理事長は出勤日ではなかったが、昼前に自分の携帯に理事長から電話がかかってきて、いや昨日の話なんだけれども、家に帰っていろいろと思い出すと、腹が立って腹が立ってしょうがないんだよと。1回寝たけれども、目が覚めて朝まで眠れなかったんだとおっしゃられた。

- ・翌週、3月4日の月曜日、自分の部屋に入って来られて、先週のことなんだけどと言われて、副知事から返事があったのですかと聞いたら、いやまだなんだよって。でも、あのことやっぱり腹が立つよねとそのときも言われたので、よっぽど腹に据えかねたのかなというふうに思った。この腹が立ってという話は、後にご遺族の口からも自分も耳にしたところである。

⑥に関する証言

【〇〇証人】

- ・（齋藤知事の名を受けた片山氏が何の配慮もなく行ったことが命を縮めたというのは推測と思うかとの問いに対して）
憶測だと思う。

(2) 委員会としての判断

ア 認められる事実

②について

- ・ここ1年の間に、五百旗頭理事長は齋藤氏に会う機会はほとんどなく、創造的復興サミットについても何も聞かされていないようであり、五百旗頭理事長と齋藤氏が疎遠だったことをうかがわせる。
- ・齋藤氏や県幹部との関係に溝があったかどうか、また、齋藤氏が井戸嫌い、年長者嫌い、文化学術系嫌いかどうかということは確認できなかった。

③について

- ・片山氏が五百旗頭理事長を訪ね、〇〇氏ならびに〇〇氏に副理事長退任について説明した。

⑤について

- ・五百旗頭理事長が、今回の副理事長職の削減について立腹していた。

⑥について

- ・今回の副理事長職の削減が五百旗頭理事長の命を縮めたか否かは不明である。

イ 事実に対する評価

(3) 提言

イ 事実に対する評価

(3) 提言

3 次回知事選挙に向けた投票依頼について

〔当該文書記載事項〕

令和5年下半期から齋藤元彦兵庫県知事は、次回知事選挙時の自分への投票依頼を始めている。産業界については●●●●●●●●●●が随行。

具体的には、令和6年2月13日に但馬地域の商工会、2月16日に●●●●●●●●●●へ出向き、投票依頼したことを確認している。その他の市町の商工会議所、商工会へも働きかけを行っている様子。

○公職選挙法違反、地方公務員法違反

(1) 証言内容

【〇〇証人】

- ・恐らく2月のことだと思うが、3回目の予算編成で、ある程度齋藤カラーを出せたということで、経済団体とかいろんな団体に自分の言葉で説明したいということで、行けるところで組みさせていただいて、それが商工会とか商工会議所だった。商工会・商工会議所の経営指導員の見直しの時期に当たっていたので、自分も行って、説明しようということでさせていただいた。資料も、当初予算の概要という全体のバージョンと別に、産業労働部の主要事業という別の資料を持って行って、先に行ったときに、商工会の経営指導員はこうなったということでご理解くださいと、商工会とか商工会議所の関連するような予算や産業労働部全体の予算を先に説明して、後で知事が来てから全体の話をしていただいたということである。
- ・(告発文、陳述書に記載のある投票依頼について)
行ってないというか、投票依頼には行ってない。

(2) 委員会としての判断

ア 認められる事実

- ・令和5年度下半期に齋藤氏が、商工会・商工会議所を訪問し、それに〇〇氏が随行していたことは確認できた。
- ・それが、次回知事選挙時の齋藤氏への投票依頼であったかは確認できなかった。

イ 事実に対する評価

(3) 提言

(1) 証言内容

①に関する証言

【原田証人】

- ・ 3月21日の文書についての協議に加わっていたのは、齋藤知事、片山氏、小橋氏、井ノ本氏、自分である。その場でコーヒーマーカーの件は返却することを失念していたと報告して謝罪した。知事からも返却するよう指示したよねと確認された。
- ・ メーカーとの意見交換後に、コーヒーマーカーをぜひ使って下さいと申し出があったが、知事は「個人として受け取ることは適切じゃないよね」とお断りになった。帰りの車中で知事から人前で渡すなど叱責された事実はない。
- ・ 知事から「報道もたくさんいる中でコーヒーマーカーは受け取れない」「秘書室に送るように」という発言は記憶にない。
- ・ 実際には用意されてあって、知事がそれはという話になったときに、その後にメーカーさんとお話する中で、知事、遠慮されてたんですかねみたいな話をし、例えば、所属とかそういうところで使っていただければ、それはそれでPRになるしねというような話の中で、そうですねという話で、僕のほうから、それじゃあもう一度聞いてみますと、取りあえず僕のところに送っといてもらえますかということをお願いさせていただいた。
- ・ コーヒーマーカーとトースターは、最初に部長秘書の後ろに置いてあり、その後、産業労働部の作業部屋に移動させた。封も開けずに伝票もつけたままで3月27日にメーカーへ返却に行った。
- ・ (ギャラリーで) コーヒーマーカーを見ているときに、好きですという話をし、ぜひ今日用意してますので持って帰ってくださいと言って、その後に、記者がもらうんですかと言って、返事は覚えてないが、最後のお礼の挨拶をしたときに、どうぞ持って帰ってくださいというような話になったが、ちょっと遠慮されてるような感じでお断りされたということです。

【片山証人】

- ・ 3月21日か22日に、原田氏が「私に関する記載のうち、ある企業からもらったものを置いている。申し訳ございません。」と言って謝っていたと思う。その時にその事実が出たが、彼のところに届いているが、知事はもらっていないから(文書は)虚偽ですねという確認をした覚えがある。

【井ノ本証人】

- ・ 原田氏のほうから知事にその旨をお伝えしたことは事実である。知事からは、返すように言ったよねというような話があったと思う。(8月に受取った時点で返すように言ったよねというニュアンスでの発言だった)。

【小橋証人】

- ・ 慌てて知事に報告、謝罪をしていた。

【齋藤証人】

- ・ 原田氏がコーヒーマーカーの返却を失念していたと言ひ、それに対し「早く返しなさい」という指示をした記憶はない。
- ・ 3月21日に原田氏からコーヒーマーカーを預かっていると聞いた記憶はない。4月15日に原田氏が新聞社からコーヒーマーカーについて取材を受け

ることは前日に秘書室長から報告を受け驚いた記憶がある。

- ・コーヒーメーカーを返却するよう指示したのは、家電製品を受け取るのは適切なかどうか判断できなかった。衣服など公務で使うものや消費するようなものは社交儀礼の範囲で対応することはあると思うが、家電製品は少し違うかなという感覚だった。

【○証人】

【○証人】

②に関する証言

【齋藤証人】

- ・ロードバイク、ヘルメットは無償提供いただいたが返却した。サングラス、ウェアは記憶にない。

【井ノ本証人】

- ・(すべて井ノ本氏のアレンジかとの問いに対して)
いや、全く違う。あれは本当に所管課さんが一生懸命調査・調整してくれて
実現したものである。

③に関する証言

【齋藤証人】

- ・市川町からアイアンをもらったことはない。

④に関する証言

【齋藤証人】

- ・スポーツウェアはスポーツメーカーから無償貸与いただいている。

⑥に関する証言

【齋藤証人】

- ・(知事の自宅には贈答品が山のように積まれているというのは事実かとの問いに対して)
そういったことは無い。
 - ・贈答品をPRすることもあれば、食品などを家で一人で食べることによって、こういったおいしいものが兵庫県内にあるのだということを知ること
も大事な知事としての仕事であり、社交儀礼の範囲内で問題ないというふう
に考える。
 - ・贈答品について、知事の口に合わないものが年に数回、秘書課職員に配ら
れるというのは事実ではない。毎回、知事室に届けられているものをなぜ
秘書課の職員だけが食べられるのだという問題もある。そのルールがいい
か悪いかというのはいろんな判断があると思うが、私の判断としては、な
ぜ特定の秘書課の職員だけなのか、他の部局だって、みんな仕事している
中で特定の部局の職員だけが何か差し入れられたものをいただけるのは、
それがいいのかどうかという当時判断としてあり、私が持ち帰り一人で食
べさせていただいている。
 - ・アイアンセットについては、仕掛品(製造工程ごとの金物一式)とアイア
ンクラブ1本を提供いただいて、それを知事室に飾ってます。ただ、私個
人としてはアイアンセットをもらったということはないということです。
 - ・規定を上回る宿泊料金の宿に泊まり差額を自費で支払った。
 - ・椅子とサイドテーブルをもらい知事室に置いている。
 - ・姫路城のレゴブロックをもらい知事室で展示している。
 - ・スポーツメーカーの靴を長期貸与していただいている。
 - ・漁業組合等へ行った際に海苔をいただいた。
 - ・播州織の浴衣は公務で使っている。
 - ・播州織りのジャケットは貸与していただいている。
 - ・播州織りのネクタイは万博関係者に提供され使っている。
 - ・様々なスポーツチームからユニフォームを提供いただいた。
 - ・(秘書課のリストにある贈答品とない贈答品がある理由を問われ)
物品性があるもので、保存しているものは載っていると思いますけれども、
例えば食べ物とか、そういった消費するもので、出先で行ったときにもらっ
て、それを頂いて、それを家に直接持って帰ったりとか、そういったこと
は、生ものでしたので、そこが載ってない、載っているの、恐らく基準にな
っているんじゃないかなと思います。
- 【○証人】
- ・○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

(2) 委員会としての判断

ア 認められる事実

① について

- ・3/21の知事協議の時点で、原田氏はメーカーからコーヒーマーカーを受け取っていたが、返却していなかったことを齋藤氏に謝罪した。この謝罪があったことを片山氏、小橋氏、井ノ本氏も認めている。
- ・一方、齋藤氏は、原田氏がコーヒーマーカーの返却を失念していたことを謝罪したことや「早く返しなさい」という指示をした記憶はないと証言しており、証言に食い違いがある。
- ・齋藤氏がコーヒーマーカーを受け取ったことは確認できなかった。

② について

- ・ロードバイクは県に無償貸与されていた。この無償貸与については、井ノ本氏のアレンジによるものであるということは確認できなかった。
- ・特定の営利企業との包括協定は、企業にとっては絶好のPRとなり、その見返りとしてのロードバイクの贈呈となると完全な贈収賄であることは確認できなかった。

③ について

- ・県として市川町から仕掛品（製造工程ごとの金物一式）とアイアンクラブ1本の贈呈を受けて、知事室に飾っていた。
- ・齋藤氏が個人として市川町からアイアンクラブをもらったことは確認できなかった。

④ について

- ・齋藤氏がスポーツウェアをスポーツメーカーから無償貸与されていた。

⑤ について

- ・視察先やカウンターパートの企業を選定する際のリストに役得の記載があるということは確認できなかった。

⑥ について

- ・土産の多くは齋藤氏が持ち帰っている。また、齋藤氏は県のPRとして下記物品の受け取りや長期貸与を認めた。

椅子とサイドテーブル、姫路城の〇〇ブロック、スポーツメーカーの靴、海苔、播州織の浴衣・ジャケット・ネクタイ、スポーツチームのユニフォーム

- ・県として、齋藤氏が受領した物品全てについて把握できていなかった。
- ・齋藤氏が、出張先で地元の首長や利害関係人を陪席させて、飲食代を支払わせるということは確認できなかった。

イ 事実に対する評価



(3) 提言



5 知事の政治資金パーティー実施にかかるパーティー券の購入依頼について

〔当該文書記載事項〕

- [illegible]

(1) 証言内容

①に関する証言

【○証人】

- 

②に関する証言

【〇〇証人】

- ・7月30日開催の政治資金パーティーだというのが、4月に入ってから、片山氏からそのパーティーを開くに当たり、チラシ等の配布するリストがないのが今課題なんだということで、チラシの配布先の収集を担って欲しいかという依頼を受けた。
- ・具体的に、名簿収集については、片山氏がそれぞれお願いはしたので、それを取りに行ってもらってほしい、もらってきてほしいと。具体的に私からくださいと言ったわけではないが、そういう依頼で私は行った。
もらいに行ったのは、全18商工会議所、回ったと思う。
- ・自分の認識としては、信用保証協会の名前を背景にしてという気は一切なく、一個人として、しかもパーティー券を売りさばいたという認識として

はないけれども、そういうふうに書かれるというか、認識をされるようなことがあれば、軽率だったかなとは思っているが、事実はそうではないと自分は思っている。

- ・例えば、何枚買ってくださいとか、買ってくださいねと言ったことはない
と認識している。ただ、お会いしたときに、今度7月30日、またよろしく
お願いしますとか、ただ、パーティー券というか、チラシに申込券が付い
ているわけで、私たちが集めた住所に、事務局が、発送をもちろんするわ
けだが、その中でいくつかは、例えば私たちが知っている経済界の人とか
については、こちらが持って上がったこともある。発送の代わりに持って
上がったときに、そのときに、もちろん今度お願いしますねということは
言ったと思う。それを購入依頼と取られれば、そうなのかもわからない。
- ・少なくとも、商工会議所の、例えば事務局長とお会いしたときに、商工会
議所として、出席はできるのであればお願いしますということは言っただ
れども、企業に対してどうこうは、自分は一切言っていない。
(商工会議所に行かれたときに出席してくださいって、それ購入してくだ
さいじゃないですかという問いに対して)
いや、できる範囲で購入をお願いしますと。
- ・私自身、退職してから5年目になるが、県OBとして手伝うことって、今
までもある。例えば、新生兵庫の関係とかもあり、いろいろあるので、そ
の一環、現職知事の手伝いは、別にOBとしてやることは問題ないという
ふうに、私自身は認識ずっとしている。ただ、信用保証協会理事長という
立場であるということは、軽率だったかなというふうに思っているところ
である。

【○証人】

- 
- 
- 



【片山証人】

- ・知事から政治資金パーティーをやりたいけれども、前提となる名簿が集まっていない。したがって、名簿集めについて手伝ってくれないかと、こういうふうに話があった。
- ・名簿のお願いはあらかじめ私が各商工会議所なり商工会だったか、ちょっと忘れたけど、取りに行くので名簿だけをいただけませんかとそれぞれのところに依頼をして、お願いした記憶がある。
- ・（信用保証協会の理事長あるいは専務が名簿を取りに来たという事実を前に、相手側の気持ちを考えなかったのかとの問いに対して）
こちらはもう名簿を集めるのに必至だったから、どの段取りでやるかという手段を考えているということになるので、そこまで、自分は彼らに指示をしてないので、その点の認識は、そのときに指示していないからあったのかと言われたら、なかったということになると思う。

【齋藤証人】

- ・片山氏にパーティー券の販売含めて全体的にパーティーの開催が円滑にいくようお願いしていたというふうに認識している。
- ・（片山氏が信用保証協会の理事長等に協力を依頼したことの問題意識について問われ）
それは当時、片山氏がそれぞれの方とボランティアの中でやられたということだと思う。
- ・（7月の政治資金パーティー終了後の世話人会の打ち上げにお礼に行ったかとの問いに対して）
会場ではお礼したけど、打ち上げに行ったことは多分ないというふうに認識している。

(2) 委員会としての判断

ア 認められる事実

①について

- ・令和5年7月の齋藤氏の政治資金パーティー実施のために、県下の商工会議所、商工会に対して経営指導員の定数削減を仄めかせて圧力をかけ、パーティー券を大量購入させたという事実は確認できなかった。

②について

- ・県信用保証協会幹部は片山氏の指示のもと、商工会議所等へ政治資金パーティー実施のために名簿を集めに行っており、その際に信用保証協会の名刺を差し出していたことが確認できた。
- ・商工会議所訪問の際、「できる範囲で購入をお願いします」とパーティー券購入依頼したことが確認できた。
- ・片山氏から県職員OBが齋藤氏の後援活動の責任者を依頼され、交換条件として異例の抜擢をされたということは確認できなかった。

イ 事実に対する評価

(3) 提言

6 阪神・オリックス優勝パレードにかかる信用金庫等からのキックバックについて

〔当該文書記載事項〕

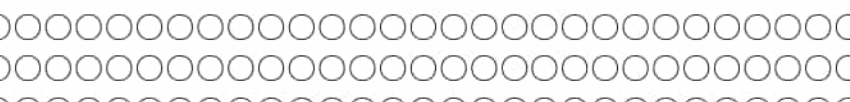
- ① 令和5年11月23日実施のプロ野球阪神・オリックスの優勝パレードは県費をかけないという方針の下で実施することとなり、必要経費についてクラウドファンディングや企業から寄附を募ったが、結果は必要額を大きく下回った。
- ② そこで、信用金庫への県補助金を増額し、それを募金としてキックバックさせることで補った。幹事社は●●●●●●。具体の司令塔は片山副知事、実行者は産業労働部地域経済課。
- ③ その他、●●●●●などからも便宜供与の見返りとしての寄附集めをした。
- ④ パレードを担当した課長はこの一連の不正行為と大阪府との難しい調整に●●●●●●が持たず、●●●●●を発症し、現在、●●●●●●。
- ⑤ しかし、上司の●●●●●は何処吹く風のマイペースで知事の機嫌取りに勤しんでいる。

○公金横領、公費の違法支出

(1) 証言内容

①に関する証言について

【○証人】

- 

②に関する証言について

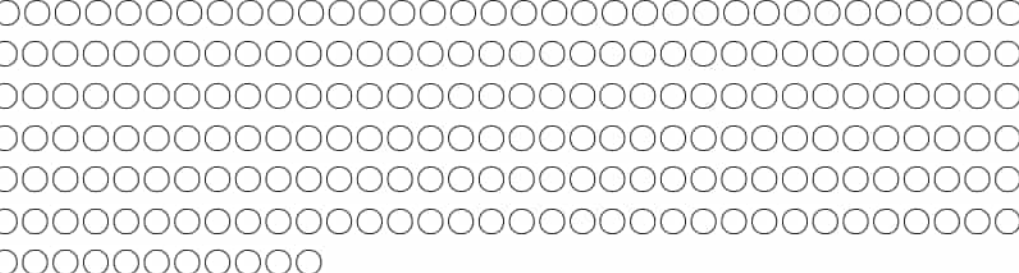
【○証人】

- 
- 

【原田証人】

- ・補助金のキックバックという指示は一切してない。本当に協力を求めるとい
う形なので、できる範囲で結構なのでお願いすると、本当に強制にならない
ように気を付けていたし、補助金の話なんかは一切してない。

【○証人】

- 
- 
- 
- 

【片山証人】

- ・ある信用金庫の理事長さんに面談した。そのときは、パレード事務局から必要な経費に対しての収入が足りないので協賛金を集めなければいけない。自分らも頑張っているが、なかなか追い付いていないのでという報告があった。みんな頑張っているので副知事も乗り出した。そして、信用金庫は地域の発展、地域の事業と関連があると考えて、信用金庫にお願いして、11ある信用金庫に呼びかけていただきたいとお願いに上がった。
- ・パレード直前になっていたので、時間も少ないということもあって、一番知っている人にしようかなということをお願いした。当然、その方からも会長信金であるところに話はいつてるのかと確認があったので、産業労働部から話はいつているとお答えした記憶はある。
- ・自分は各社いろいろほかにも回ったけれども、金額を具体的に提示したことは、パレードまでの間は一切ない。というのは、一体いくらもらったらいいかという額の収支の差がパレードまでは分からなかったもので、事務局からも一切話がなかったものでしていない。信金さんにも額は言わなかった。ただ話をしている中で、先方から各信金に頼むのに目安がないとあかんと言われたので、1信金100万円とすれば、1,100万、200万円とすれば2,200万円、この二つの数字の間ぐらいでしようかねと言ったような記憶が残っている。
- ・コロナから中小企業者、小規模事業者が復興するために、やはりメインバンクである地域の金融機関が寄り添って作業してもらわなきゃいけない。それに対しては、より範囲が広く対応することが必要ではないかと思い、増額をするようにした。ただその根拠は、予算の財源が確保できるかどうかのポイントだったので、財源が確保できる目いっぱいという指示を財政当局にしている。
- ・今、思うのは、その予算措置の時期が12月補正予算だったので、タイミングが一致していたと思うが、もし2月補正予算でやっているならば、全くタイミングがずれていたと思っているので、そのタイミングのずれについての意識が全く作業やっているときは、これはどういうのか、何とかお金集めに回らないかんかと依頼し回らなあかんという気持ちでいっぱいだったので、片や予算措置のほうは財源をどうするかという議論をした記憶しかあまりないので、もうひとつその二つが連携できるというふうな、この二つと一緒に動いているなという気持ちはほとんどなかった。

(2) 委員会としての判断

ア 認められる事実

事実経過

11/ 9(木)	産業労働部から財政課に事業費 1 億円で予算要求資料を提出
11/10(金)	パレード委託業者より見積額が 6.5 億円と提示されるが、現状の収入額と大きな乖離があった
11/14(火)	大阪府より不足額の 2,000 万円を確保するよう依頼があった
11/16(木)	片山氏から事業費を 1 億円から 4 億円に増額するよう財政課に指示があり産業労働部に伝達され、産業労働部から財政課に 4 億円で積算資料が再提出された
11/17(金)	片山氏より協賛金依頼は 11/20 までにする旨のメールがあり、U証人は 11/14 の 2,000 万円の件は目途がついたと受け取ったその後、大阪府より更に追加で 2,000 万円を確保するよう依頼があった
11/20(月)	片山氏が信用金庫理事長に連絡
11/21(火)	片山氏が信用金庫理事長に面談し、協賛金の取りまとめを依頼し、理事長から各信用金庫に協力を依頼した 知事査定で事業費を 4 億円で計上するよう指示があった
11/22(水)	理事長から各信用金庫が了解したとの報告があり、11/17 に大阪府から依頼のあった 2,000 万円確保の目途がついた
11/23(木)	パレード当日 なお、信用金庫からの協賛金はパレード終了後に入金された

① について

- ・ 11/13 時点で、6.5 億円の見積額に対し、クラウドファンディングや企業からの寄附で募った金額が 3.2 億円で必要額を大きく下回っていた。

② について

- ・ 信用金庫への県補助金が片山氏や齋藤氏の指示により増額された。
- ・ 片山氏がパレード直前に信用金庫へ協賛金の協力を依頼し、2,000 万円の協賛金を集めた。
- ・ 県から信用金庫への補助金を募金としてキックバックさせたということは確認できなかった。

③ について

- ・ 某民間企業が便宜供与の見返りとして寄附集めをしたということは確認できなかった。

④ について

- ・ パレードを担当した課長が不正行為に関わったことは確認できなかった。
- ・ 県は大阪府、広告会社とパレード開催に向けて、難しい調整を行っていた。担当課長は 1 月下旬から病休を取っていた。

イ 事実に対する評価

(3) 提言

7 知事のパワーハラスメントについて

〔当該文書記載事項〕

- ① 知事のパワハラは職員の限界を超え、あちこちから悲鳴が聞こえてくる。執務室、出張先に関係なく、自分の気に入らないことがあれば関係職員を怒鳴りつける。
 - ② 例えば、出張先の施設のエントランスが自動車進入禁止のため、20m程手前で公用車を降りて歩かされただけで、出迎えた職員・関係者を怒鳴り散らし、その後は一言も口を利かなかったという。
 - ③ 自分が知らないことがテレビで取り上げられ評判になったら、「聞いていない」と担当者呼びつけて執拗に責めたてる。
 - ④ 知事レクの際に 気に入らないことがあると机を叩いて激怒するなど、枚挙にいとまがない。
 - ⑤ また、幹部に対するチャットによる夜中、休日など時間おかまいなしの指示が矢のようにやってくる。日頃から気に入らない職員の場合、対応が遅れると「やる気がないのか」と非難され、一方では、すぐにレスすると「こんなことで僕の貴重な休み時間を邪魔するのか」と文句を言う。
 - ⑥ 人事異動も生意気だとか気に入らないというだけで左遷された職員が大勢いる。これから、ますます病む職員が出てくると思われる。
- （職員からの訴えがあれば）暴行罪、傷害罪

(1) 証言内容

①に関する証言

【○証人】

- 
- 
- 
- 

【齋藤証人】

- ・令和4年10月のイベントで、更衣室に知らない男性がいたため驚いて、事前に確認して更衣室を用意しておくべきだったのではないかと注意した。
【聞き取り調査〇〇-〇】

- 
- 

②に関する証言

【○証人】

- 

【〇〇証人】

- 令和5年11月の東播磨地域づくり懇話会において、エントランスにつながる通路の車止めの手前で知事公用車が停車して知事が降りてきた時に、「なんでこんなところに車止めを置いたままにしているんや」と怒鳴られた。車止めを移動させた後も非常に強い叱責をされた。車進入禁止であることは理解していたが、非常に強い叱責のため頭の中が真っ白になった状態で知事の指示でもあったので車止めを移動せざるを得なかった。社会通念上、業務に必要な範囲の指導とは思わなかった。理不尽な叱責を受けたと感じている。その後の謝罪やねぎらいなども無かった。

【齋藤証人】

- ・令和5年11月の東播磨地域づくり懇話会において、考古博物館に到着した時に東播磨県民局長に車止めをなぜとけなかったのかと大きな声で強く注意した。当時は、車の進入が禁止されていることを認識していないため、職員2人が待っている建物入口まで車が行くもんだと思うのが自然であり、歩かされたことを怒ったのではなく、車の導線を確保していなかったことを注意した。
- 当時の認識では、過大な要求というよりも合理的な指摘だったと考えているが、大きい声で厳しく注意したことで職員が不快に思われたのであれば、反省して機会があれば本人に直接お詫びしたい。
- ・（選挙中の知事の演説で、パワハラは行っていない。20メートル歩かされて怒ったりしないと述べ、パワハラはやってないと聞こえるがという問いに対して）東播磨県民局における私が注意をしたということについては、20メートル歩かされたことで怒ったのではないですと、円滑な動線をしっかり確保できてなかったということに対して、私は当時の認識で注意したということであり、それを述べた。

③に関する証言

【○証人】

【○証人】

- 

④に関する証言

【○○証人】

- ・令和3年9月に朝刊に載っていた尼崎のフェニックス用地に万博資材の運搬拠点を設ける方針を固めたという記事について、「こんな話は聞いていない」と机をたたきながら声を荒げて怒った。県庁職員として机をたたいて怒鳴られたことは初めてだった。口頭で注意すればいいので、机をたたくのは指導として必要の無い行為だった。

【○証人】

- 
- 

【齋藤証人】

- ・令和3年9月に神戸新聞に尼崎港湾管理計画が掲載され、自分が知らないところで業務が既成事実として進められてしまうのではという不安を強く抱いたため、当時の土木局長と港湾課長と副知事を知事室に呼んで、思わず机をたたいて叱責したことは事実である。この行為については率直にお詫びしたい。
- ・令和5年4月の定例会見レクで〇証人から話のあった事業について相談を受けた際に、「こんな話は全く聞いていない」「何でこんなことを私が判断しなければならないんだ」と強く叱責したことはない。肝煎り事業のため、担当部長からしっかり説明を受け、記者発表したいという趣旨でレクをやり直してほしいと伝えたと認識している。
- ・3月上旬に片山氏と〇〇氏との打ち合わせ中に、指示事項がきちっと片山

氏に理解されていなかったことから、突発的に1枚の折り曲げた付箋を目の前のパーティションに投げてしまった。今考えれば適切ではなかったと思うので反省したい。

【片山証人】

- ・令和6年3月上旬頃、県立大学の無償化の国会議員等への根回しの知事相談に、すぐ動くようにと言われたことを忘れていたことに怒り、アクリル板に当たる音がして、付箋らしいものがアクリル板の知事側に落ちていたので付箋を投げられたと思った。また、2月に知事に相談に入ったとき、非常にお怒りになって厚さ5ミリ程度の付箋をアクリル板に向かって投げたのをはつきり覚えている。

⑤に関する証言

【○証人】

【齋藤証人】

- ・Teams のチャットで幹部とやりとりしていたのは、主に報告漏れや相談がなかったものについての指摘が多く、重要なものとの認識だったが、時間外や休日にも送っていたことはやや適切ではなかった面もあるかもしれない。
- ・チャットで金曜深夜や土曜夜に、「県立美術館が休館することを聞いていない。なぜ報告がないのか。こんなことでは県立美術館の予算措置はできない。」「昨年、豊岡演劇祭の予定を入れず直前までスルーしていたので激怒している。」と伝えていた件について、激怒という表現は適切ではなく反省している。返事は週明けでいいよと伝えるべきであった。

その他の証言

ア 行事等による事前準備について

【○証人】

【○証人】

【○証人】

【齋藤証人】

- ・令和5年1月に、大阪府と連携した空飛ぶクルマ関連事業者向け補助金について新聞で報道されたことについて、所管課長に「何これ、聞いてない、空クルは知事直轄、勝手にやるな」と叱責したり、着座させずに「やり直し」と言った記憶はない。いろいろなレクを受けているので失念していることもあるため、聞いていない、報告を受けていないということには合理性はあると感じている。
- ・空飛ぶクルマは企画部をヘッドにレクを受けていたのであり、誰かをレクに入れなくていいというようなことはした認識はない。レクは秘書課が担当部局と調整しているので任せている。本当にレクに入りたいのであれば、部長や副知事を通じて協議に入りたいと言えば良かった。

【○証人】

【○○証人】

- ・知事から知らない、聞いていないと言われることは他にもあった。また、部長会議の中で他部局でも知事との協議がうまく進んでいないという話は出ていた。

オ マスコミの取材について

【○証人】

【○証人】

カ パワハラ認識について

【齋藤証人】

- ・パワハラかどうかは私が判定するというよりも、それは百条委員会とか第三者委員会が判定するものだと思うが、自分が行った行為で不快に思われた人がいるのであれば、そこは本当におおびをしたというふうに思う。
- ・業務上必要な範囲で指導や注意をしたということがある。これは特には厳しく強くしたこともあるが、これがハラスメントに認定されるかどうかということは、最終的には司法の場の判断にもなるかと思うが、自分としては業務上の必要な範囲で指導等をしたというスタンスである。
- ・最終的にパワーハラスメントかどうかというのが認定されるのは、司法の場などだというふうに思っている。東播磨県民局の件についても、20メートル歩かされて怒ったという意味ではないということと、指摘されたような過度な社会通念上の度を越えていたことはないという意味で、暴行罪であったりとかの行動はしていないという意味で、そういった発言をしたという趣旨である。

(2) 委員会としての判断

ア 認められる事実

知事のパワーハラスメントについて

- ・ 斎藤氏は、令和3年9月頃、朝刊に載っていた尼崎のフェニックス用地に万博資材の運搬拠点を設ける方針を固めたという記事について、「こんな話は聞いていない」と机をたたきながら声を荒げて怒った。
- ・ 令和5年5月、施設の開設について、知事に説明したところ、「こんな話聞いていない」と知事から叱責があり、令和5年当初予算の記者発表資料を見せたところ、「これで知事が知っていると思うなよ」ということで強い叱責が再びあり、開所式のスケジュールを変えざるをえなくなった。
- ・ 令和4年10月のイベントで、更衣室に知らない男性がいたため驚いて、事前に確認して更衣室を用意しておくべきだったのではないかと注意した。
- ・ 斎藤氏は、〇〇氏に対し、令和5年11月の東播磨地域づくり懇話会において、エントランスにつながる通路の車止めの手前で知事公用車が停車して知事が降りてきた時に、「なんでこんなところに車止めを置いたままにしているんや」と怒鳴った。〇〇氏は、非常に強い叱責のため頭の中が真っ白になった状態で車止めを移動させた。斎藤氏は、〇〇氏が車止めを移動させた後も非常に強い叱責をした。〇〇氏自身、社会通念上、業務に必要な範囲の指導とは思わず、理不尽な叱責を受けたと感じた。その後、斎藤氏は会場を後にする際、〇〇氏に対し、謝罪やねぎらいはなかった。
- ・ 斎藤氏は、片山氏に対し、令和6年3月上旬頃、県立大学の無償化の国会議員等への根回しの知事相談に、すぐ動くようにと言われたことを忘れていたことに怒り、アクリル板に向けて付箋を投げた。
- ・ 斎藤氏は、所管課長に対し、令和5年1月の知事協議の際に、政調会資料に記載のあった所管事業が朝刊に載っていた記事を見て、「大阪府と連携すると書いている。これ聞いてへん。この事業は知事直轄なんだから勝手にやるな」と、かなり厳しい口調で叱責し、「やり直し」と所管課長を知事室から退室させた。所管課長は再度、斎藤氏に説明しようと何度も秘書課に伝えたが、説明できなかった。所管課長は1年で異動した。

イ 事実に対する評価

(3) 提言

IV 公益通報者保護法にかかる調査の内容と結果について

1 当該文書入手から懲戒処分までにに関する証言

3月20日（水）に関する証言

【齋藤証人】

- ・ 当該文書を民間人から入手した。マスコミ、議員関係の人ではない。その人からこういったものが出回り始めているということを聞いた。

【〇証人】

- ・ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

3月21日（木）に関する証言

ア 協議の目的と指示内容について

【齋藤証人】

- ・ 当該文書に関する協議のため、片山氏、小橋氏、井ノ本氏、原田氏を招集した。
- ・ 当該文書について内容に問題のある文書だと認識したため、しっかり調査するように指示をした。
- ・ 当該文書の内容について自分自身で事実でないことが含まれていると感じ、片山氏等からも事実と違うということを確認した。
- ・ 指示の内容は、当該文書を誰が作成したのか、どのような意図で作成したのか、しっかり事案として把握することが大事だというものであった。徹底的に調べてくれといったように記憶している。しっかり調査を行って、当該文書の内容が事実でないということを明示していくことが大事だという指摘を行った。事実か事実ではないかという調査が必要だということは伝えた。
- ・ 自分の県政に対する批判も強いということは認識していたため、そういった中で、当該文書を職員が作った可能性があるのであれば、しっかり調査しなければいけないと考えた。自分以外の人について、あたかも不正があったかのような話や職員の実名を上げて、あたかも何か違法行為に加担していたといったやり取りをさらされているというところを放置はできないと思った。把握した以上、このまま放置するのはよくない。そういった誹謗中傷性の高い文書を作った人は誰なのか。県職員であるということが想定されたため、作成した者が誰かということが分かり、もし処分の対応が必要であれば、しっかりやっていくということが、県として大事な対応だと思った。

【原田証人】

- ・ 片山氏に加え、内示後であるため新旧総務部長（小橋氏、井ノ本氏）、産業労働部案件が多いため自分が呼ばれた。
- ・ 知事のその時の様子は、比較的冷静に、落ち着いて話をしていと記憶している。
- ・ 進行役は小橋氏が務めていた。
- ・ 知事は「出所とか、事実確認を調査しよう」と同時並行に調査を進める指示を行った。

【片山証人】

- ・ 秘書課から知事室に来るように言われた。知事の招集で自分のほかに小橋氏、井ノ本氏、原田氏の4名が集められた。通常、原田氏は協議に入ってい

【片山証人】

- ・ 誰が当該文書を作成したのかという検討をしているときに元県民局長の可能性が出てきた。文書は非常に項目が多く複数で作成したのではないかと考えた。複数の者が連絡を取り合うのはメールという可能性があるが、調査は公用メールしかできないため、公用メールの調査をする必要があると打ち合わせで決めた。
- ・ 知事からは、文書内容について事実はあるのかと聞かれた。自分は文書の3項目が該当していたが、全部が事実ということは1つもないと回答した。細かいことは言うておらず、「これは違います、これは虚偽です、これは虚偽です、私の三つのことは違います」と言った。

【原田証人】

- ・ 知事協議のために知事室に入る前に、片山氏に呼ばれて、当該文書を見せられたうえで出所や事実確認が行われた。
- ・ 初めの協議の時点では、作成者の目星はついていなかった。同日の夕方の再度の協議の時点で、元県民局長だという目星をつけた。

【○証人】

【○証人】

- 

ウ コーヒーメーカーについて

【齋藤証人】

- ・ 協議の場で、「原田氏がコーヒーメーカーを返すのを忘れている旨の発言があり、それに対して自分が早く返しなさいという旨の発言を行った」ということについては、記憶にない。
- ・ 原田氏に対して、前年にコーヒーメーカーの件は返却するように指示しており、返却されていると思っていた。返却されていないことを初めて知ったのは翌月の新聞報道にかかる取材について秘書室長から聞いたときという認識である。

【井ノ本証人】

- ・ 原田氏から、齋藤知事にコーヒーメーカーを返却することを失念していたという報告をしたことは事実。返却を忘れていたと聞いた。知事からは返すように言ったよねというような話があった。

【片山証人】

- ・ 知事から聞かれたときに、原田氏が、私に関する記載のうち、ある企業からもらった物を置いていますと言って謝っていたと思う。21 日か 22 日のどちらのことか記憶が曖昧。そのときにその事実が出たが、当該文書を確認したときに、企業からもらった物が原田氏のところに届いているが齋藤知事はもらっていないという確認をその場で行い、知事のところには届いてないからこれは虚偽だという確認をした覚えがある。

【原田証人】

- ・ 3月21日に、片山氏の部屋に集まり、当該文書を見せられたときに、コピーメーカーの件がそこですぐに分かったため、「すみません、これ僕まだ返していませんと、返しとけと言われたけども、返していません。」とその場で言った。その後、知事室に入ったときに、本当にしまったと思い、かなり頭も真っ白になっていたのを、知事に一番に言った。自分のことだったので、印象に残っている。3月27日に返しに行ったことは報告していない。
- ・ 知事協議では、自分がコピーメーカーの返却を失念していた件を報告し、謝罪した。知事から「返却することを指示した」ということを確認された。

【小橋証人】

- ・ 原田氏はコーヒーメーカーの返却の指示を受けていたが、返却を忘れていたことについて、慌てて齋藤知事に報告、謝罪をしていた。知事も慌てたというか、びっくりしたというか、そういう反応であった。

エ 公益通報について

【齋藤証人】

- ・ その場では、当該文書を公益通報とみなして告発者捜しをしてはいけないというような協議はしていないと思う。
- ・ 3月の時点で、外部公益通報について、法的な検討まではなかったが、結果として外部公益通報の保護要件に当たらないことを確認していた。

【片山証人】

- ・ 知事協議の際に、公益通報者保護の議論はなかった。

【小橋証人】

- ・ 公益通報者保護の観点からの話は誰からも出なかった。

オ その他

【齋藤証人】

- ・ 当該文書の件以外のことを協議した記憶はない。

【原田証人】

- ・ 21 日の協議では、処分の話は出なかった。
- ・ 21 日の協議では、OBの一部で斎藤知事を交代させようとしていたという話は出ていない。

3月22日（金）及び23日（土）に関する証言

ア 調査について

【○証人】

[illegible]

【齋藤証人】

- ・ 小橋氏から作成者が元県民局長である疑いが強いという報告があった。

【片山証人】

- ・メール調査については、最初の打ち合わせの時に、原田氏が産業労働部の一定の者の調査をしなければならないと言っていたので、必要な者の調査をするように、必要最小限で実施するよう指示した覚えがある。

【原田証人】

- ・ 心当たりのある氏名を挙げただけで、指示はしていない。

【○証人】

- 
- 
- 
- 
- 
- 

【小橋証人】

- ・ メール調査の主眼は誰が関与していたのかを特定することだった。

【井ノ本証人】

- ・メール調査については、当時は県民生活部長だったため、判断に加わったことはなく、話を聞いたのみである。

- ・ 協議の場では、知事から「庁内の調査委員会的なもの」を立ち上げてはどうかとのコメントがあり、3月24日頃に人事当局で第三者委員会の設置案を作成し、小橋氏に渡した。「庁内の調査委員会的なもの」と発言した知事の真意は不明だが、人事当局はその言葉を受けて第三者委員会設置案を作成した。
- ・ 小橋氏はその設置案を知事に見せたと思われるが、結果的には人事当局による内部調査を行うこととなった。4月1日の〇〇特別弁護士の相談項目にも第三者委員会設置の件は入っており、相談結果は小橋氏、井ノ本氏にも伝えた。第三者委員会設置案が立ち消えになった理由は不明である。

【片山証人】

- ・ 3月23日の話が確かではないが、知事から庁内の調査委員会を立ち上げるという話が、いろいろと検討する中であった。自分は一定の中立性があるものという認識だったが、庁内という言葉がついていたので、外部の第三者委員会ではないと思っていた。

3月24日（日）に関する証言

ア 第三者機関について

【齋藤証人】

- ・ 3月24日か25日あたりで人事課が当該文書について第三者委員会設置案を作成し、小橋氏に進言しているということについて、具体的に提案を受けたり、話をした記憶はない。

【小橋証人】

- ・ 3月24日か25日あたりに、人事当局から第三者委員会の案の資料が渡された。それは知事には渡していない。

【○証人】

3月25日（月）に関する証言

ア 調査について

【入手資料より】

【片山証人】

- ・ 元県民局長の調査の際、公用パソコンに私物USBがあったが、取り外すように指示し、公用パソコン1台だけを県庁に持ち帰った。
- ・ 庁内調査手順について見たことはない。庁内調査手順を持って聴取に行ったという記憶はない。

【○証人】

【原田証人】

- ・ 自分は調査には関与していない。

【齋藤証人】

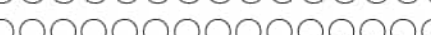
- ・ 片山氏の元県民局長の事情聴取について、録音データは聞いていないが、反録は見た。
- ・ 3月25日の夕方頃、元県民局長が1人で噂話を集めて当該文書を作成したと言っていたという報告を受けた記憶がある。
- ・ 荒木元副知事のスマホのチェックをしていることについて指示していない。

【○証人】

- 

イ 情報管理・情報漏洩について

【○証人】

- 
- 
- 

【原田証人】

- ・ 元県民局長の公用パソコンのプライバシー情報について見ていない。しかし、調査に関わっていたこと及び某幹部職員が退職を止められたことに関連して人事当局からプライバシー情報の提供を受けている（時期は曖昧だが、3月26日か27日頃）。また、似たような文書を職員局長在職中に見たことがある。職員局長在職中に見たプライバシー情報について、21日には共有していない。
- ・ 片山氏から電話で3月26日に某幹部職員に聴取する必要があるということと概要を聞いた。自分は某幹部職員の上司であったため調査に必要な情報

共有であり、守秘義務違反、情報漏洩という認識はない。提供された情報は口頭で、資料やデータは提供されていない。

ウ 第三者機関について

【齋藤証人】

- ・ 3月25日かその前後に、こういったものが出たときに、委員会のようなものを立ち上げて話を詰めていくという方法がある、ということを行った記憶はある。その後、小橋氏以外も含めて、第三者委員会についての進言はなかったと記憶している。懲戒を含めた可能性があるため、人事当局でしっかり調査していくことが大事ということになった記憶がある。話には出たかもしれないが、協議をした記憶はない。

エ その他

【原田証人】

- ・ 部下に、某幹部職員に対する事情聴取が3月26日に、某幹部職員の公用パソコンの押収が3月25日夕方にあることを伝えた。

3月25日（月）又は26日（火）に関する証言

ア 処分について

【齋藤証人】

- ・ 3月25日か26日に元県民局長の退職保留を決めた

【片山証人】

- ・ 3月26日に元県民局長の人事異動を決めたと思う。
- ・ 時期は不明だが、決裁より前に知事に対して調査をするためには退職保留が必要という話をした。

【○証人】

- 

3月27日（水）に関する証言

ア 第三者機関について

【齋藤証人】

- ・小橋氏から自分が教育委員会在籍時にはこういう問題は第三者委員会で調査しているということを言われたという認識はない。

【片山証人】

- ・ 3月27日の知事の記者会見を受けて、3月27日から31日までの間に、知事に対して、教育委員会ではこのような問題の時には第三者に調査させることが多いということを言ったという報告が小橋氏からあった。これを覚えているのは、3月22日か23日の協議の際に、小橋氏が同趣旨の話をしたので、知事に伝えるように言ったためである。小橋氏の進言を知事が受け入れなかった理由について、時間がかかるからと小橋氏から報告を受けたような気がする。知事に理由の確認はしていない。

【井ノ本証人】

- ・ 第三者委員会の設置については、小橋氏が以前に教育次長を歴任していたことがあり、そのときの経験から、例えばいじめ問題等が発生した場合は、

【片山証人】

- ・ 3月27日の知事の記者会見は、自分にとって想定外の答弁であった。事前に知事と相談しているときも、「本人の退職を取りやめにして調査をします」と言っており、調査をするということは十分知事に伝わっていると思っていた。人事当局からは、知事には「この件は調査をすると言っただけ下さいと言っており」と報告があった。自分が元県民局長にした聴取はいわゆる第一段階のもので、これから詳細な調査をしていかなければいけないという認識であり、知事とも打ち合わせし、人事当局も念押ししているので、知事はそのラインに乗っているとばかり思っていたが、違うなということ、驚いた。

【○証人】

- 

ウ 公益通報について

【○証人】

【片山証人】

- ・ 3月27日の辞令交付式で、元県民局長が自分に対して、当該文書にある内容をきちんと精査してくれと要請があり、分かったと言った。小橋氏も同席していた。自分はそれを公益通報だと認識はしなかった。その理由は当該文書の作成が不正な目的の行為であったためである。そのような話を小橋氏と話した。

【小橋証人】

- ・ 辞令交付式の際に、詳細は覚えていないが、元県民局長が調べてくれると言ったようなことを言って、片山氏が「それは分かった」と返答したのは覚えている。

エ コーヒーメーカーについて

【原田証人】

- ・ 3月27日にメーカーにコーヒーマーカーを返却に行った。

オ その他

【齋藤証人】

- あらゆる可能性があるため、警察と相談しておく必要があると指示をした記憶がある。警察に相談したという報告は受けた。いろいろなハードルが高いということは言われた記憶がある。

【○証人】

3月下旬から4月初旬に関する証言

ア 情報管理・情報漏洩について

【○証人】

【片山証人】

- 人事当局が元県民局長の個人情報をプリントした物（300 頁以上）を持ってきた。内容を見たとき、非常に倫理上問題があるため、すぐにシュレッダーした覚えがある。

4月1日（月）に関する証言

ア 公益通報について

【○証人】

- 
- 
- 

イ 第三者機関について

【片山証人】

- ・ 4月1日に人事当局が〇〇弁護士に相談し、第三者機関を含めてやるべきというようなことだったと思うが、回答は、様々な調査はできるにこしたことはないが、費用がかかる、それから期間が長期になると回答されて、内部調査で十分との見解を〇〇弁護士が示したことについては、人事当局から報告を受けている。

4月4日（木）に関する証言

ア 処分について

【齋藤証人】

- ・ 人事当局（又は井ノ本氏）から元県民局長の処分は公益通報の結果が出てからという進言を受けた記憶はない。公益通報の調査に時間がかかりそうだという報告を受けたことはある。

【片山証人】

- ・ 内部窓口への公益通報がなされた4月4日以降、自分は、あまり関与してはまずいと思い、元県民局長の事情聴取には携わったことはない。ただし、懲戒処分の決裁、通告は業務であるため、対応している。

【井ノ本証人】

- ・ 日にちは覚えていないが、4月4日の元県民局長の公益通報がなされてから、人事当局と協議して、基本的には処分の日は公益通報の調査結果が出てからの方がいいのではないかと判断で良いのではないかと聞いた。公益通報をしたから処分をしたという誤解を受けかねないという意見を、そのとおりだと思った。知事に、公益通報の結果を待ってから処分した方がいいと言って、一定了解を得た。

【○証人】

- 
- 

【小橋証人】

- ・ 知事に対して、4月4日付けで正式に公益通報窓口への提出があったことは報告し、公益通報の調査結果を待ってから処分するという話を知事にも共有し、知事もそうするかと、当初はそう判断、了解した。他方で、知事は証言で、公益通報の調査結果を待って処分するという進言は受けていないとしているが、そのことについては、我々がいろいろ言ったことが、しっかりと伝わってなかったのかと思うし、それはどうなのかなと感じている。
- ・ 人事当局から公益通報や処分のスケジュール案が示された。

【○証人】

- 

4月10日（水）頃に関する証言

【齋藤証人】

- ・ 公益通報についてどういうレクを受けたか詳細なところは覚えていないが、元県民局長が内部通報したということを受け、その後の対応の概略的なことを一般論として聞いたのではないかと思います。

4月中旬頃に関する証言

【Y証人】

- 

4月15日（月）に関する証言

ア 処分について

【齋藤証人】

- ・ 人事当局に対して公益通報の結果を待たずに処分できないかと指示した記憶はない。処分を早くしてとか、手続きを取っ払ってやれというような指示をした記憶はない。
- ・ 調査はできるだけ早くしたほうがいいということは指示していると思うが、処分を早めるということについては、適正な手続を踏んだ上でやるということが大事だと思ったため、私の記憶では、そういった指摘をしたということはない。
- ・ 私の認識・記憶ではそういった風向きを変えたいという旨の発言をしたことは全くない。

【井ノ本証人】

- ・ マスコミ等に文書問題が大きく報じられつつあったとき、知事から風向きを変えたいという意見があり、処分日をいつにするかについて何回か協議をした。その前の協議で、公益通報の調査結果を待ってということで一度結論が出ていたため、処分を早める理由について最初ははかりかねたが、知事がこの騒がしい状況を早く静めたいという思いもあったと推察して、その意見を指示として受け取った。
- ・ 知事からは、4月15日だけではなく、その日のあたりでぼちぼち風向きを変えられないかという相談が何回かあった。指示が出されたのが4月15日か覚えていない。
- ・ 知事からは、処分は何月何日ぐらいにしてほしいという具体的な指示があったように記憶している。公益通報の処分を待ってとか、その処分を待たずにといった具体的な言葉ではなくて、風向きを変えたいという言葉だった。人事当局には、公益通報の結果を待たずにというような枕言葉は付けずに、知事から何月何日ぐらいに処分できないかというような話があったということを伝えた。
- ・ 人事当局とのやりとりで出てきた日程案は知事に伝えていた。人事当局との日程のやりとりは自分の独断ではなく、知事と話をした上で日程を決めていった。
- ・ 知事の発言は、処分を早くしたいというよりも風向きをちょっとでも変えるタイミングでしたいというニュアンスが強かったと思う。

【○証人】

- 
- 
- 

【小橋証人】

- ・ 知事から聞いたわけではないが、人事当局が処分がいつであれば可能かと

いう複数案を作っていた記憶がある。そのような中で、知事が風向きというか収める方向で考えたいみたいなことを言っていたと聞いた。

イ その他

【齋藤証人】

- ・ 原田氏が新聞社からコーヒーメーカーについて取材されているという報告を聞いた。初めて知って、驚いた記憶がある。

【井ノ本証人】

- ・ 4月15日までに人事課から第三者委員会の案が示された。

4月17日（水）に関する証言

【○証人】

4月18日（木）に関する証言

【○証人、○証人同趣旨】

4月19日（金）に関する証言

【迎山議員聞き取り調査】

- ・ 4月19日に当時の総務部長が、両手に大きな手提げ袋を二つ下げて、会派の控室に入ってきて、ファイルを開いて見せてきたので、分からずにページをめくると、その内容は元県民局長のプライバシーに関するものであった。
- ・ 元総務部長は、ファイルを見せながら、告発文書はこのような人間がつくったものだから信用に値しないと行った趣旨のことを何回も言っていた。なお、プライバシーに関する話ばかりで、クーデターのことや不正な目的について一切話はなかった。

4月上旬から中旬頃に関する証言

【山口議員聞き取り調査】

- ・ 4月上旬から中旬頃に、当時の総務部長が事前に連絡なく会派の控室に来て、元県民局長の公用P C内のデータをプリントアウトしたのを見てくださいと言われ、ファイルを開けて見せられた。
- ・ 私があまりにも見なかったので、元総務部長が一部を読み上げた。それは、元県民局長のプライバシー情報であった。
- ・ 元総務部長が見せた目的については、告発文書作成者はこういったことを

する信用できない人間だと印象付けることだったと思う。実際に、元総務部長はそのようなニュアンスのことを言っていたし、県庁にこれまで怪文書がいくつか届いた件についても元県民局長の公用P C内に原稿があったため常習犯だとも言っていた。

- ・なお、元総務部長からは、クーデターや不正な目的のことについて一切話はなかった。

4月24日（水）に関する証言

【○証人、○証人同趣旨】

- 

【齋藤証人】

- ・ 5月7日に決まったのは、おそらく人事当局と井ノ本氏が決めた。
- ・ 最終的には、井ノ本氏を含めた人事当局の中で適切な手続きをした上で、できるタイミングで処分をして発表することを決め、それについて報告を受けた。

【片山証人】

- ・ 処分を急がせた理由を、決裁の時に人事当局から、知事から指示が出ていると説明を聞いた。

5月2日（木）に関する証言

【○証人】

【井ノ本証人】

- ・〇〇弁護士以外の複数の弁護士の意見も聞くべきだという質問があった際に、井ノ本氏は県の特別弁護士以外の弁護士も確認していると回答した。その弁護士は知事の顧問弁護士のことである。

- 
- 

公益通報の該当性に関する参考人等の見解

《山口参考人》

- ・法律上の公益通報の該当性は、兵庫県の設置する公益通報への通報とは無関係。
- ・匿名通報でも上司への通報でも保護の対象となる。

《結城参考人》

- ・公益通報の該当性は、労働者・退職者・役員が、不正の目的でなく、役務提供先における通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を、役務提供先、行政機関、又は発生・被害拡大防止に必要な者に通報することである。
- ・「専ら」公益を図る目的の通報と認められる必要はない。
- ・交渉を有利に進めようとする目的や事業者に対する反感などの目的が併存しているというだけでは、「不正の目的」であるとはいえない。
- ・公益通報者は様々な事情につき悩んだ末に通報することが多く、純粋に公益目的だけのために通報することを期待するのは非現実的。
- ・外部公益通報を受けたメディアが組織に取材を行い、これを受け、当該組織内で事実調査等を行った結果、通報者に不正の目的が認められると判断した場合、当該組織は公益通報に当たらないと結論付けることになるが、不正目的の認定は慎重に行う必要がある。

(2) 外部公益通報の保護要件について

3月12日に当該文書が報道機関や県警、一部の県議会議員に送付されたことが「外部公益通報の保護要件」に該当するかどうか。

《関連する法律：公益通報者保護法第3条第3項》

外部公益通報の保護要件に関する証言

【齋藤証人】

- ・(8月7日の記者会見で「3月27日前後、人事異動した時点では外部通報に当たらないとする法的な見解までは有していなかった」との発言を引き合いに、外部通報に当たらないとする法的な見解はいつ誰から得たのかとの問いに対して)

記憶には今の段階で、いつかということは定かに申し上げられないが、少なくとも3月27日の段階では、今委員が申し上げたということを自分は認識

していたので、人事異動をさせていただいたということだと思う。

- ・（3月時点で公益通報の議論はあったのかとの問いに対して）
先ほど委員もご指摘いただいたとおり、法的なところまでは検討まではなかったが、結果として、外部通報の保護要件には当たらないというところを確認していた。
- ・真実相当性の要件である客観的な証拠や供述というものも添付されていなかったということもある。そして3月25日の元県民局長への聴取の中で、うわさ話を集めて作成したということをも本人も話しており、その後数回の人事当局による内部調査の中でも、このような証拠があるということを具体的に出してこなかったため、外部通報の保護要件である真実相当性は満たさないというのが今の見解である。

【〇〇証人】

- ・文書に真実相当性があるかどうかについては、人事当局が元県民局長に対して何度も質問して、それでもうわさ話という答えしか出てこなかったということなので、人事当局で確認していると思う。真実相当性が認められないので公益通報者保護法の不利益取扱いは禁止されず、さらに懲戒事由はあるため懲戒処分をしても適法という見解である。
- ・懲戒処分の前に真実相当性がないと判断した時点では、片山氏が元県民局長を聴取した記録や元県民局長が人事当局に認める旨の会話記録は資料として見ていない。

外部公益通報の保護要件に関する参考人等の見解

《消費者庁》

- ・3号通報の保護要件である「通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると信ずるに足る相当の理由」の例として、単なる憶測や伝聞等ではなく、通報内容を裏付ける内部資料等がある場合や関係者による信用性の高い供述がある場合などが考えられ、また、通報時において、通報対象事実と併せてその根拠となるものを示していることが求められているものではないと考えられる。

《山口参考人》

- ・マスコミ等の外部第三者への通報者が、事業者からの解雇その他不利益処分から保護されるためには、通報対象事実に関する真実相当性が認められなければならない。
- ・真実相当性の要件は、通報者の通報時点における状況から判断し、後から発見された証拠による評価はできない。
- ・例えば、通報事実について、単なる伝聞・憶測ではなく、通報内容を裏付ける内部資料等がある場合や関係者による信用性の高い供述がある場合には「真実相当性」が認められることが多い。
- ・通報者の供述内容は、調査主体への信頼感によって影響を受けるので「誰が調査するのか」が重要。
- ・たとえ、真実相当性が認められず、公益通報者保護法による保護が図られなくても、民事法上の一般法理によって通報者が保護されるケースは民事裁判上多数確認される。
- ・そもそも外部通報については、監督官庁やマスコミからの報告要請、取材

等を端緒として社内調査が行われる。このたびの当該文書内容の社内調査はどのような正当理由（もしくは合理的理由）で開始されたのかは不明である。

- ・公益通報者保護法（法定指針）では、「組織の長その他幹部ら」に関する内部公益通報がなされた場合には、独立性を確保した調査、是正を行うことが求められている。内部公益通報への対応体制は、通常「内部通報制度」として制度化されていることから、トップの不正行為に関する通報については窓口・調査・是正各過程における独立性確保が特記された。したがって、制度化されていない外部公益通報に対する調査・是正が行われる場合においても、「不利益な取扱いを行うことを防ぐための措置」の一環として独立性を確保した調査・是正プロセスが必要となる

《奥山参考人》

- ・3号通報として保護対象となるためには、「内部通報すれば解雇その他不利益な取扱いを受けると信ずるに足りる相当の理由がある場合」などのいずれかにあてはまる必要がある。知事、副知事ら組織の上層部の非を鳴らす内容なのでこの要件は満たせそうである。
- ・外部への公益通報について、県当局があえてその内容を調べるというのであれば、公益通報者保護法の趣旨に従って、その調査は内部公益通報に準じた扱いにするべき。すなわち、一定の独立性を確保し、利益相反を排除するべきである。

《結城参考人》

- ・うわさ話や憶測以外に何ら具体的根拠等が無い場合、3号通報の保護要件を検討する場合に、真実相当性が認められず、法第3条第3項に基づく不利益取扱い無効等の保護は受けられない可能性が高い。だからといって、不利益に取り扱うことは許されない。
- ・仮に伝聞であっても、例えば信頼できる関係者等から具体的な内容を聞いた場合等であれば、真実相当性ありと判断されることもあり得る。

(3) 体制整備義務について

3月12日に当該文書が報道機関や県警、一部の県議会議員に送付されて以降、「体制整備義務」に基づく対応がされていたかどうか。

《関連する指針：指針第4の2》

体制整備義務に関する証言

【片山証人】

- ・法第11条第2項には、1号通報つまり内部通報だけに該当する というふうに明文規定がある。後で法務アドバイザーに確認してもらえばと思うが、第11条第2項にはっきりと明文規定がある。そして、その規定について、改正公益通報保護法の解説書によると、法第11条第2項は、外部通報には適用にならないということが書いてあり、この解説書の筆者は消費者庁の検討委員会の座長をされている先生である。執筆者は消費者庁のそのような検討に深く関わっている弁護士である。ということは、意見が分かっている。ただ、その解説は消費者庁がそのように出しているということであり、非常に疑義があるため、この点について詳しい専門家の弁護

士か、専門家に法律の文理解釈はどちらが妥当なのかということを検討いただくことを希望する。

体制整備義務に関する参考人等の見解

《消費者庁》

- ・指針第4の2（1）及び（2）は内部通報した場合に限定せずに、処分等の権限を有する行政機関やその他外部への通報が公益通報となる場合も公益通報者を保護する体制の整備が求められているとの解釈に誤りはないと考える。

《山口参考人》

- ・指針本文「第2 用語の解説」によると、「公益通報」とは、「法第2条第1項に定める『公益通報』をいい、処分等の権限を有する行政機関やその他外部への通報が公益通報となる場合も含む」とある。つまり、法第11条によって事業者が整備すべき公益通報への対応整備義務は「外部通報」への対応も含むものとされている。

《結城参考人》

- ・指針の中で、第4の2のところに、公益通報者を保護する体制の整備として、先ほどの不利益取扱いの防止や範囲外共有や通報者探索の防止ということが書かれているが、第4の1や第4の3の表現と違い、第4の2は公益通報者を保護する体制と書かれていて、内部公益通報、内部への公益通報の体制整備ではなく、一般の公益通報という表現になっている。
- ・消費者庁が出している指針の解説の中に、行政やその他の第三者、報道機関等の第三者に対する通報についても、不利益取扱いの防止や範囲外共有、通報者探索の防止もする必要があるということが書かれている。
- ・公益通報事案については、受付、調査、是正措置等の対応全てを通じ、不利益取扱い、範囲外共有、通報者探索が禁止され、これに違反すると体制整備義務違反状態となる。したがって、調査結果が判明する前にこれらの扱いをすることは許されないし、また、調査結果が判明し、たとえ通報者の指摘する事実関係が認められなかったとしても、これらの扱いをすることは許されない。
- ・匿名だから通報者が分からないからといって、公益通報に当たらないというふうには判断されなくて、法的には、まさにこの事案でいうと、県民局長が当時通報していたのであれば、それは当たるのは当たるんだと。
- ・私が拝見している一部黒塗りになっている文書でいうと、その中身というのは、公益通報に当たる可能性がある部分があるのかなと。先ほどのとおり、ハラスメントの指摘とかは多分公益通報に当たらない内容ということになってくるんですけど、一方で、収賄みたいなのところに関していうと、公益通報に当たる可能性があって、だとすると、公益通報に当たる可能性ある文書が外に行っているのだとすると、これ3号通報に当たる可能性がある、あるいは2号通報に当たる可能性があるとなると、それが例えばメディアから取材が来ました、誰かから来ましたというときに、2号通報や3号通報について、体制整備義務の違反にならないように中で対応すると、こういうのがその時点の対応の仕方ということになると思います。

体制整備義務（不利益な取扱いの防止）に関する証言

【○証人】

【片山証人】

- ・ 3月27日の退職保留は懲戒処分を前提にしたものではなく、退職してしまうと人事権が及ばず調査が出来なくなるためであった。
- ・ 3月25日の事情聴取の際に、元県民局長へ退職を保留すると告げたが、それ以前から調査を続けるためには退職を保留しなければいけないということを知事と話していた結果である。3月27日の通告は県民局長から総務部付けへの人事異動であり、退職保留ではない。退職保留は、懲戒処分でも不利益処分でもないという取扱いとして法的に整理されている。

【齋藤証人】

- ・3月27日の会見であのような発言に至ったのは、私以外の方の名誉を傷つける真実相当性がない文書を公務員が職務中に公用パソコンで作ったということはよくない行為という思いからである。対象者の特定や処分を予告する内容があったことが違法行為かどうかは分からない。

体制整備義務（不利益な取扱いの防止）に関する参考人等の見解

《結城参考人》

- ・不利益取扱の何を不利益な取扱というのか。通報を理由とする不利益な取扱の範囲というか、その部分に関しては、かなり広いということが、法律上示されている解釈あるいは指針解説書上示されている解釈であり、これまでの裁判例などでも、非常に幅広く見られていると思う。ということで、そうした退職に関する取扱を変えて、その結果、そのような影響が発生しているということになると、不利益取扱に該当する可能性は十分あり得ると思う。
- ・今出ている事実関係からすると、会見で本人が認めていなかったにもかかわらず、事実無根だというふうに認めているみたいなことを言えば、それは不利益な扱いだというふうに見る。

体制整備義務（範囲外共有等の防止）に関する証言

【○証人】

- 

【原田証人】

- ・文書問題以降に元県民局長と話したこともないし、プライバシー情報で脅したこともない。また、周りの誰かがプライバシーに関わる文書で脅したり、元県民局長に対して何らかの圧力をかけるような事をしている事実は知らない。

【片山証人】

- ・ 3月27日の記者会見での知事の発言は想定外だった。会見前日に、人事当局から知事に今の段階では調査する以外には話せないことを知事に念押ししておくと言われた。
- ・ 元県民局長のプライバシー情報を原田氏に話したが、外部に漏らしたことはない。

【齋藤証人】

- ・3月27日の会見であのような発言に至ったのは、私以外の方の名誉を傷つける真実相当性がない文書を公務員が職務中に公用パソコンで作ったことはよくない行為という思いからである。対象者の特定や処分を予告する内容があったことが違法行為かどうか分からない。
- ・元県民局長のプライバシー情報を見せて回った職員がいるという報道が出た後に、関係職員へ聞き取りをしたが、全員否定したので、していないと信じている。報道が出るまで、そのことは知らなかったし、指示も関与もしていない。

【○証人】

- 

【井ノ本証人】

- ・現時点で、百条委員会におきまして、元局長の公用パソコン内の私的文書の調査はされず、その事実は明らかにされないと私は認識しております。元局長の公用パソコン内の中身の証言が許されない以上、私の不利になるおそれがありますので、民事訴訟法 196 条に基づき、証言を控えさせていただきますと思います。
- ・守秘義務違反そのものではなく、証言が手がかりとなって守秘義務違反の嫌疑を受ける可能性が生じるおそれがございますので、その証言を控えさせていただきますということです。
- ・先ほどの私の証言で、所持していたことは認めましたが、持ち出したことについては否定したと証言しました。申し訳ございません。ここは修正させていただきますと思います。その持ち出したかどうかについては、私は証言しておりません。証言を拒絶しております。申し訳ございません。そこはもう訂正しておわび申し上げます。

体制整備義務（範囲外共有等の防止）に関する参考人等の見解

《結城参考人》

- ・ 法律上、探索は防止しなければいけない、そういう体制を整備しなければいけないというふうに言われている中で、探索行為をして、そこで得られた証拠を使うということに関しては、非常に慎重に見なければいけないと思っている。そのような証拠を結果として使ってよいとなると、手続上、少々問題があっても、結果として証拠を確保すればいいというような方向に、流れていってしまうので、そこは厳格に見るべきではないかと思っている。
- ・ 範囲外共有や通報者の探索が行われた場合には、実効的な救済・回復の措置を講ずることが困難な場合も想定されることから、範囲外共有や通報者の探索を防ぐ措置を徹底することが重要である。

3 委員会としての判断 ア 認められる事実

事実経過

3/20(水)	齋藤氏が当該文書を民間人から入手
3/21(木)	当該文書に関する協議のため、齋藤氏が片山氏、小橋氏、井ノ本氏、原田氏を招集し、片山氏らに文書の作成者や目的を含め、調査するように指示。この際、公益通報者保護の議論はなかった。
3/22(金) ・23(土)	人事当局から元県民局長の公用メール1年分を調べるように指示を受けた担当課長はデータを人事当局に提出。公用メールの調査にあたって本人の同意は得ていない。4月下旬に元県民局長の公用パソコンのファイルの操作ログ3年分も提出した。
3/23(土)	齋藤氏は、片山氏から元県民局長の事情聴取を行うという提案を受け、それを了承。調査については片山氏に一任された。
3/25(月)	片山氏は元県民局長の調査の際、公用パソコンに私物USBがあったが、取り外すように指示し、公用パソコン1台だけを県庁に持ち帰った。 元県民局長から人事当局に電話があり、自分単独で作成し、噂話をまとめたもので、周囲の者を巻き込まないように要請があった。
3/26(火)	元県民局長の退職保留が決まった。
3/27(水)	小橋氏は、齋藤氏に対し、教育委員会ではこのような問題の時には第三者に調査させることが多いと発言。 人事当局の用意した記者会見での想定問答は、内容の詳細については調査が必要なので言えないという説明だったが、齋藤氏はさらに踏み込んで元県民局長が作成した文書について「嘘八百」「元県民局長本人は認めている」と発言。
4/1(月)	人事当局は、県の特別弁護士に、第三者機関やSNSでの当該文書の拡散、公益通報としての取扱いの可否などを相談。 特別弁護士からは、公益通報の手続きがされた段階でいったん判断する必要がある、第三者機関については、費用や時間を要することから内部調査で十分との見解を得る。
4/4(木)	元県民局長が公益通報受付窓口に通報。 人事当局によれば、4/4に元県民局長が公益通報受付窓口に通報した時点で、公益通報の調査結果を待たないと処分はできないと考え、すぐに小橋氏と井ノ本氏に進言し、齋藤氏も了承した。 なお、齋藤氏はこうした進言を受けた記憶がないと否定した。
4/15(月)	齋藤氏は、調査はできるだけ早くしたほうがいいと指示。 人事当局によると、井ノ本氏から公益通報の調査結果を待たずに処分できないか検討を指示されたが、公益通報の結果を待つべきと進言した。 なお、齋藤氏は人事当局に対して公益通報の調査結果を待たずに処分できないかと指示した記憶はないと否定した。
4/17(水)	知事の指示による井ノ本氏と人事当局との元県民局長の処分スケジュールのやりとりは下記の通り。 ・4/24に処分する案の作成を井ノ本氏が指示 ・4/24に処分する案を井ノ本氏に提出し、齋藤氏が了解 ・人事当局が4/24処分案が現実的に無理と判断し、5/17処分案を井ノ本氏に相談。井ノ本氏からは5/10を案1、5/17を案2とする指示があり、齋藤氏は5/10で了解した。
4/24(水)	人事当局によると、井ノ本氏から連休明けの5/7処分案の指示があり、弁護士と相談して処分日を5/7に決定した。 井ノ本氏は、人事当局との処分日のやり取りは自分の判断ではなく、知事と話をした上で日程を決めたと証言している。 なお、齋藤氏は5/7処分の決定事項を報告されたと証言している。
5/2(木)	綱紀委員会が開催された。

イ 事実に対する評価



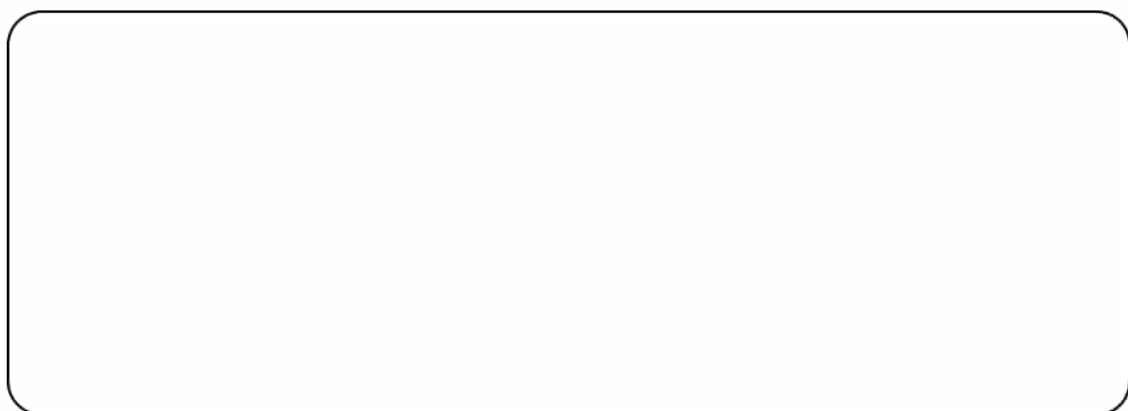
4 提言



V 総括



VI 総括的提言



Ⅶ 参考資料

番号	提出を求める選挙人 その他関係人	提出を求める資料	提出日
1	元県民局長	「齋藤元彦兵庫県知事の違法行為等について」(令和6年3月12日現在)	7/7
2	元県民局長	令和6年4月1日付け報道機関あて文書	7/7
3	兵庫県知事 齋藤 元彦	文書問題に関する聴取資料(元県民局長のプライバシー情報は除く)	7/18
4	兵庫県知事 齋藤 元彦	「令和6年1月県民局長メッセージ(西播磨県民局長)」(更新日2024年1月4日) 「令和6年2月県民局長メッセージ(西播磨県民局長)」(更新日2024年2月1日) 「令和6年3月県民局長メッセージ(西播磨県民局長)」(更新日2024年3月1日)	7/4
5	兵庫県知事 齋藤 元彦	齋藤知事就任時からの知事公用車運行記録一式	8/2
6	兵庫県知事 齋藤 元彦	阪神・オリックス優勝パレードにかかる協賛金に関する資料(協賛各社ごとの金額別一覧(開催時点分、最終分別、大阪府及び兵庫県担当別内訳) ※兵庫県担当分については、協賛金を依頼した部局、責任者、依頼訪問日、電話依頼日が分かるもの	8/2
7	兵庫県知事 齋藤 元彦	当時の●●●●●●●●●●のパレード実施決定以降の業務 担当分野、業務記録、勤怠(休職にかかるものを含む)資料	8/2
8	兵庫県知事 齋藤 元彦	令和6年5月2日に開催された綱紀委員会にかかる出席者、提示資料、議事録、録音データ	8/2
9	兵庫県知事 齋藤 元彦	令和5年8月8日の齋藤知事の視察の記録、業務日誌などが分かる資料	8/2
10	兵庫県知事 齋藤 元彦	令和5年7月の●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●と兵庫県の連携協定締結時の記録、業務日誌などが分かる資料	8/2
11	兵庫県知事 齋藤 元彦	令和5年度12月補正予算の「中小企業における経営改善・成長力強化支援」にかかる4億円の金融機関への補助額執行の内訳が分かる資料及び令和4年度	8/2

		の同様資料	
12	兵庫県知事 齋藤 元彦	⑧信用金庫からの寄付について	8/2
13	兵庫県知事 齋藤 元彦	優勝パレード実施のための寄附企業一覧	8/2
14	兵庫県知事 齋藤 元彦	齋藤知事個人が受け取った物品一覧表 (知事に作成を求める)	不 存 在
15	兵庫県知事 齋藤 元彦	齋藤知事が兵庫県として受け取った物 品一覧表 ※秘書課が作成したもので可	8/2
16	兵庫県知事 齋藤 元彦	処分規定、過去の懲戒処分状況(5年分)	8/2
17	兵庫県知事 齋藤 元彦	令和6年7月5日の元県民局長と人事 当局との接触記録(誰が、元県民局長と どのような内容をやりとりしたか分か る資料)	8/2
18	兵庫県知事 齋藤 元彦	●●●●●●●●●●が●●●●●●から受け 取ったコーヒーマーカーやトースター 等について、齋藤知事が受け取るのはや めておこうと秘書課に返却を指示した とされる日時等が分かる資料	8/16
19	兵庫県知事職務代理者 副知事 服部 洋平	令和4年度および令和5年度の知事と 各部長との業務用チャットの内容と送 付した時間が分かる資料	11/14
20	兵庫県知事 齋藤 元彦	令和5年度東播磨地域づくり懇話会(令 和5年11月28日開催)に係る知事公用 車の考古博物館への到着予定時間と、懇 話会終了後の出発予定時間などが分か るタイムスケジュール表	8/16
21	兵庫県知事 齋藤 元彦	令和5年度東播磨地域づくり懇話会(令 和5年11月28日開催)に係る知事公用 車の考古博物館への実際の到着時間と 到着場所及び出発時間と出発場所	8/16
22	兵庫県知事 齋藤 元彦	令和5年12月補正予算で計上された伴 走支援を受けた金融機関への補助の起 案文書及び副知事の指示で4億円に増 額された内容、理由、指示内容、日付、 決裁権者等がわかる文書(決裁文書、査 定資料(注)等) (注) 査定資料は各段階(財政課長、財 務部長、副知事、知事)のもの。指示事 項がわかる資料を添付すること	8/16
23	兵庫県知事 齋藤 元彦	金融機関から阪神オリックス優勝パレ ードの寄付金額、寄付日がわかる資料	8/16

24	兵庫県知事 齋藤 元彦	人事課が調査した元県民局長のプライバシー情報の管理簿等、管理方法、管理状況がわかる資料 (●●●●等の持ち出し状況《日付など》)がわかる資料)	不 存 在
25	●●●●●● ●●●●●● ●●●●●●	令和5年8月に●●●●●●から●●●●●●●●●●に対して提供されたコーヒーマーカー及びトースターの配送記録(電子記録を含む)	8/16
26	●●●●●● ●●●●●● ●●●●●●	令和5年8月に●●●●●●から●●●●●●●●●●に対して提供されたコーヒーマーカー及びトースターの品番、製造年月日、識別番号がわかるもの	8/16
27	●●●●●● ●●●●●● ●●●●●●	令和6年3月に●●●●●●●●●●から●●●●●●●●●●に対して返却があったコーヒーマーカー及びトースターの品番、製造年月日、識別番号がわかるもの	8/16
28	兵庫県知事 齋藤 元彦	2024年5月7日、齋藤知事が●●●●●●を処分した際、意思決定文書資料	9/2
29	兵庫県知事 齋藤 元彦	2024年4月19日15時から17時までの2号館7階及び10階、3号館3階、4階及び5階の防犯カメラ映像資料	不 存 在
30	兵庫県知事 齋藤 元彦	2024年5月2日に開催された綱紀委員会において答弁した県の特別弁護士以外の弁護士に関する下記資料・当該弁護士のプロフィール資料・当該弁護士からの意見内容がわかる資料・当該弁護士に相談料等を支払っている場合はその支払書類一式	不 存 在
31	兵庫県知事 齋藤 元彦	阪神・オリックス優勝パレード開催に関する兵庫県と大阪府との協議(オンライン協議含む)に関する資料(出席者、会議資料、会議録等	9/27
32	兵庫県知事 齋藤 元彦	阪神・オリックス優勝パレードにかかる事業の企画運營業務委託者である●●●●●●●●●●との協議内容がわかる議事録、メモなど記録すべて(オンライン会議含む)	9/27
33	兵庫県知事 齋藤 元彦	人事課が元県民局長作成の文書の内部調査に当たって作成した下記の3文書・調査実施結果(R6.3.25)※元県民局長、●●●●●●、●●●●●●●● 3名に係るもの・告発文書配布先への確認状況・庁内調査手順(R6.3.25)	9/2

		裁履歴上再提出となっているため、修正前の文書)	
48	兵庫県知事 齋藤 元彦	3/27 の知事の記者会見に際して、人事課が作成した想定問答	9/2
49	兵庫県知事 齋藤 元彦	3/27 の知事の記者会見に際して「県民局長が異動になった理由」について知事が作成し、人事当局に渡されたメモ	9/17
50	兵庫県知事 齋藤 元彦	3 月 25、26 日に告発者と●●●●●が電話などでやりとりした会話内容が分かる音声データまたは記録資料	9/17
51	兵庫県知事 齋藤 元彦	●●●●● (●●●●●●●●) を調査 (私用スマホ (SNS 等) を含む) した際の音声データ	9/17
52	兵庫県知事 齋藤 元彦	公益通報を行った元県民局長の処分を見送るよう●●や●●●●●に進言した際の説明資料	9/17
53	兵庫県知事 齋藤 元彦	元県民局長の告発文書が公益通報者保護法による保護対象に当たらないと特別弁護士 (●●●弁護士) が判断に使用した資料	9/17
54	兵庫県知事 齋藤 元彦	告発文書について相談料を支払い相談した●●●弁護士からの回答成果物一式	9/17
55	兵庫県知事 齋藤 元彦	5 月 2 日の綱紀委員会に提出された資料	9/24
56	兵庫県知事 齋藤 元彦	3 月 27 日の知事の会見前の人事課の会見内容、議事録	9/24
57	兵庫県知事 齋藤 元彦	知事が令和 4 年 10 月 14 日に●●●●●●●●を視察したことについて人事課が調査した結果が分かる資料	9/24
58	兵庫県知事 齋藤 元彦	3 月に人事当局が第三者による委員会等を設置して調査を行うことを検討したことに関する資料	9/24
59	兵庫県知事 齋藤 元彦	●●●●●●●●の配偶者の人事異動にかかる検討資料	9/24
60	兵庫県知事 齋藤 元彦	●●●弁護士が陪席した 5 月 7 日の懲戒処分会見の議事録	9/24
61	兵庫県知事 齋藤 元彦	3 月 20 日以降の人事課から●●●弁護士への元県民局長の文書問題にかかる相談内容が分かる資料	9/24
62	兵庫県知事 齋藤 元彦	●●●弁護士へメールで懲戒処分及び公益通報にかかる法的見解を確認した資料	9/24
63	兵庫県知事職務代理者	公益通報者保護法違反とする奥山教授	10/24

	副知事 服部 洋平	や山口弁護士の指摘、法解釈に対する県としての反論文書（9/6 伊藤委員の質問で知事が文書で提出するとした）	
64	兵庫県知事職務代理者 副知事 服部 洋平	消費者庁に問合せた兵庫県の文書問題の対応が公益通報者保護法上、どのような問題があるのかについての見解について	10/24
65	兵庫県知事職務代理者 副知事 服部 洋平	「中小企業における経営改善・成長力強化支援」第1期・第2期時の各金融機関への補助金一覧	10/21
66	兵庫県知事職務代理者 副知事 服部 洋平	2021 年 4 月当時の●●●●●●●●●●●●●●●●の勤怠管理、年休取得状況がわかるもの(2021 年 4 月～●●●●●●●●異動までの分)	10/16
67	兵庫県知事職務代理者 副知事 服部 洋平	●●●●●●●●●●●●●●●●が、次長級に昇任した理由がわかる一切の文書	10/24
68	兵庫県知事職務代理者 副知事 服部 洋平	課長級在任が 2 年以内(※未満ではない)で次長級に昇任した事例(直近 20 年以内)	10/21
69	元兵庫県知事 齋藤 元彦	齋藤元知事の選挙カーの運行予定がわかる文書(2021 年 7 月 15 日分)	10/29
70	兵庫県選挙管理委員会 委員長 永田 秀一	「●●●●●●●●●●●●●●」の 2023 年度の政治資金収支報告書	10/22
71	兵庫県知事職務代理者 副知事 服部 洋平	令和 6 年 3 月～5 月の齋藤元知事と下記 4 名とのチャットデータ ・片山元副知事 ・●●●●●● ・●●●●●●●●●● ・●●●●●●●●●●	11/14
72	前兵庫県知事 齋藤 元彦 若しくは 兵庫県知事職務代理者 副知事 服部 洋平	●●●●●●●●が令和 3 年 6 月に作成した「さいとう元彦の約束政策集 pdf」ファイル(PDF のデータファイルで提出すること)	11/11
73	兵庫県知事職務代理者 副知事 服部 洋平	令和 5 年 10 月 11 日の政策会議で取り上げられ、全庁的にパレード寄付金集めをすることが決まったが、その時に配布された資料	11/12
74	兵庫県知事職務代理者 副知事 服部 洋平	令和 5 年 10 月 19 日に県民生活部から全庁へのパレード寄付金集めの協力依頼文書	11/12
75	●●●●●●●●●●●●●●●● ●● ●●	●●●●●●倫理規定、職員倫理規定、それに類するもの	11/7

① 五百旗頭真理事長ご逝去に至る経緯について

	認められる事実	事実に対する評価	提言
自 民 党	修正なし	1 元県民局長の当該文書の記載内容について 元県民局長は、五百旗頭理事長から直接相談をされた〇〇証人（当時の副理事長）の話をもとに、文書の本項目を作成しており、その内容については、〇〇証人の証言と概ね一致している。〇〇証人は、令和6年2月29日の片山氏が五百旗頭理事長を訪問し、副理事長解任を通告したとされる面談には所用により同席していなかったが、その後すぐに五百旗頭理事長本人から、片山氏より副理事長解任の通告があったことを相談されている。〇〇証人は、その後も、翌3月1日には携帯電話にて、4日には直接、五百旗頭理事長本人と話をしており、副理事長解任について五百旗頭理事長が立腹していたこと等を直接目撃している。また、五百旗頭理事長に副理事長解任の説明を行った片山氏本人の証言や提出資料からも、2月29日の面談では、副理事長解任の通告をしたことは明らかになっている。この件については、通告を行う前に、片山氏から知事に話をし、知事から片山氏に一任するとの発言があったとのことから、それらを踏まえて、告発文書には一定の事実が記載されているものと考えられる。 一方で、元県民局長の陳述書にも記載があるとおり、面談日等の日にちの開き間違いによる記載誤りや、五百旗頭理事長が亡くなられた要因は憶測である旨については、元県民局長も認めており、記載内容の全てが事実であるとは言えない。 また、文書中の「井戸氏嫌い、年長者嫌い、文化学術系嫌いで有名」については、〇〇証人の証言から、齋藤氏と五百旗頭理事長が以前に比べて疎遠であったことは事実であると考えられる。そのほかにも、陳述書には、主に伝聞をもとにしたとされる21世紀研究機構以外における具体的な例も記載されているが、それらについては証言を得られていないため、この記載の部分は、このことだけで事実であることは確認できていない。ただし、〇〇証人の証言の中では、五百旗頭理事長への対し方がまさにその表れではないかとの意見もあった。 さらに、文書中の「五百旗頭先生と井戸前知事に対する嫌がらせ以外の何ものでもありません」については、令和7年1月17日に阪神・淡路大震災から30年を迎える前に、これまで本県の創造的復興に大変貢献されてきた両副理事長を相談等もなく解任することが、そのように受け止められる可能性はあるが、事実であるとまでは確認できていない。このように、一部の記載については、そのような疑いはあるが、確証を得るには至らなかった。 以上より、文書の記載内容については、信頼できる情報源に基づいており、一定の部分が事実と言えるが、一部で事実誤認、憶測、疑いにとどまるものも含まれていると言える。 2 団体の人事への県の関与について 21世紀研究機構の定款には、役員の選任について、第24条第1項に「理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する」、第2項に「理事長、副理事長、専務理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する」と定められていることから、副理事長の選任は、評議員会、理事会の決議をもって決定されるものである。片山氏は、五百旗頭理事長と面談した令和6年2月29日時点では、同機構の評議員ではあったが、証言や提出資料から、片山氏は評議員の立場としてではなく兵庫県副知事の立場として訪問し、外郭団体の見直しの一環として副理事長解任の通告を行っている。 特に今回対象となった副理事長は、県職員や県職員OBではなく、本県の創造的復興に大変貢献してきた外部有識者であるため、仮に震災30年を前にしたタイミングで役職を整理するのであれば、なおさら今回のような副知事による通告は大変失礼な行動であることは自明であり、まずは知事自らが理事長に相談する等、より丁寧な対応が必要であったと考えられる。 憶測・伝聞による誹謗中傷を含む内容である。	今後は団体自身によるルールに沿った人事決定を尊重することを、県・団体間で確認すること。
維 新 の 会	②について ・ここ1年の間に、五百旗頭理事長は齋藤氏に会う機会はほとんどなく、創造的復興サミットについても何も聞かされていないようであるという証言があったが、事実として確認はできなかった。 ・齋藤氏や県幹部との関係に溝があったかどうか、また、齋藤氏が井戸嫌い、年長者嫌い、文化学術系嫌いかどうかということは確認できなかった。 ③について ・片山氏が五百旗頭理事長を訪ね、〇〇氏ならびに〇〇氏に副理事長退任について説明した。 ⑤について ・五百旗頭理事長が、今回の副理事長職の削減について立腹していたとの証言があったが、事実として確認はできなかった。	憶測・伝聞による誹謗中傷を含む内容である。	なし

	⑥について ・元西播磨県民局長本人が、陳述書に憶測であると記載している。		
公明党	（追加）副理事長削減の話で立腹され、眠れなかったとおっしゃられていた。 （⑥修正）元県民局長の陳述書には、片山氏からの副理事長職削減の話が五百旗頭理事長の命を縮めた、というのは憶測としている。	・阪神淡路大震災から30年の節目を控えている中において、県の創造的復興に長年尽力されてきた五百旗頭理事長との面談機会がほとんどなく、五百旗頭理事長と齋藤氏は意思疎通が図れていたとは思えない。 ・震災30年関連事業があるにもかかわらず、組織再編や人員削減を急いだ感拭えない。 ・齋藤氏が「井戸嫌い、年長者嫌い、文化学術嫌い」ということが証言からは確認できないが、震災30年となる重要な時期を直前に功労者を解任したことは丁寧な対応とは言えない。 ・元県民局長が陳述書で「憶測」と認めているように、片山氏からの副理事長職削減の話が五百旗頭理事長の命を縮めたとはいえない。ただ、副理事長削減の話で立腹され、眠れなかったとおっしゃられていたとの証言から相当なストレスであったことは想像できる。 ・以上のことから、文書の内容には一部で事実誤認や憶測も含まれているが、一定の事実が記載されており、虚偽の内容とまでは言えない。	・公社や外郭団体の再編や人員削減においては、憶測や不信感が生まれないよう、対象団体の状況を公平公正に判断し、当事者をはじめ関係者に十分理解いただくよう努めること。特に、今回対象となった副理事長は、本県の創的復興に貢献してこられた外部有識者であるため、仮に震災30周年前のタイミングで役職を整理しなければいけない状況であれば、まずは知事自らが理事長に相談する等、より丁寧な対応を心がける姿勢が求められる。
県民連合	修正なし	・五百旗頭理事長と齋藤氏が疎遠だったことでもあり、副理事長2名の解任について丁寧な対応ができなく、片山氏が五百旗頭氏を訪ね、〇〇氏並びに〇〇氏の退任について説明したこと、五百旗頭氏が、今回の副理事長の削減に立腹していたことは、〇〇氏、片山氏の証言から事実として認められる。 ・〇〇氏〇〇氏は、業績のある著名な研究者であり、本県の創造的復興において極めて大きな役割を果たしてこられた。震災30年を目前にして〇〇氏〇〇氏を突然解任する通告が五百旗頭氏に立腹する程の大きな心理的ストレスを与えるたことは推察できる。 ・「命を縮めた」ということは確認できなかった。 ・理事長を立腹させたのは間違いない。	・県関連団体の人事制度についてのルールのも明確化、運用の透明化を図ると同時に団体との丁寧なコミュニケーションに努めること。
共産党	④2人の副理事長退任人事については、震災30年を前にして機構の見直しというのは合理的理由を見いだせない。 ⑥については、その因果関係については、いずれにしても断定しえないので、あえて入れなくてよい。	証言などから、五百旗頭理事長と齋藤氏が疎遠だったことはあきらかであり、告発文で指摘されている片山氏が五百旗頭氏に対し、〇〇氏ならびに〇〇氏に副理事長退任の通告の説明をおこなったこと、そのことに対し、五百旗頭氏が相当怒っていたことは事実として認められる。 告発文にあるように震災30年を前に機構の副理事長退任人事、見直しに関して、当時者の合意形成をする以前に、一方的に通告する、知事として礼を尽くして行うべきところを副知事に任せたなど、通常ではない方法で行おうとしていたことなどが証言であきらかになっている。機構は、阪神・淡路大震災以降、紆余曲折ありながら2006年から、研究戦略センター、人と防災未来センター、心のケアセンターと管理部門で成り立っている。機構として非常に幅広い業務を行っているのもその成り立ちから、3センターの長と、事務局の4人の副理事長体制で運営されているものである。それを震災30年を前にして、突然2人体制にするということについて、なんら合理的理由を見いだせない。これらの理不尽な対応について、五百旗頭理事長が大変立腹されるのは、当然のことであると考ええる。 震災30年を前に、このような不合理、理不尽ともいえる機構の人事・見直しは行うべきではなかった。	特になし。
無所属	修正なし	全体に、推測が多く、事実と認定するのは難しい。	知事は、外郭団体役員などとも、丁寧なコミュニケーションをしていくことが求められる。

② 令和3年の知事選挙における県職員の事前選挙活動について

	認められる事実	事実に対する評価	提言
自民党	修正なし	令和3年の知事選挙における県職員の事前選挙活動等について、〇〇氏、〇〇〇氏、〇〇氏、〇〇氏のいずれも事前選挙活動等を手伝ったことを否定している。また、知事選挙を手伝ったことによる論功行賞があったということについては、知事選挙前、すでに〇〇氏は県民センター長、〇〇〇氏は本庁次長級となっており、「トントン拍子に昇任」とまで言えるかどうかはわからない。〇〇氏の次長級への昇任が早かったことは事実であるが、論功行賞によるものという証言は確認できなかった。したがって、この件にかかる文書の記載内容を裏付ける証言は得られなかった。 なお、元県民局長は陳述書において記載内容の根拠を主に聞き取りによるものとしているが、当委員会での証人尋問は文書に記載された者以外に対しては行えていない。	特になし
維新の会	修正なし	文書に名前が出てくる職員の違法行為は認められず、憶測による誹謗中傷を含む内容である。	なし
公明党	① について ・ 〇〇〇氏、〇〇氏、〇〇氏、〇氏が令和3年の知事選において、事前運動や選挙公約の作成に関わったという証言はなかった。 ②について ・ 〇〇〇氏、〇〇氏、〇〇氏、〇氏の昇任について、〇〇〇氏、〇氏は証言により否定されたが、〇〇氏、〇〇氏については確認できなかった。	・ 〇〇〇氏、〇〇氏、〇〇氏、〇氏が、令和3年の知事選において、事前運動や選挙公約の作成に関わったという証言はなく、公職選挙法や地方公務員法に抵触するような事実は確認できなかった。 ・ 4氏がいずれも県重要施策の重要ポストに就任していることからの推測と思われるが、「論功行賞」や「人事のルール無視」といった明確な証言や事実は確認できなかったことから憶測の域を出ない。	・ 意思疎通の図りやすい人材を重要ポストに置くことは否定しないが、客観的に見て納得感が得られる幹部人事に留意すること。
県民連合	修正なし	・ 中播磨県民センターに齋藤候補が来たときに幹部に集まるよう指示したことに対して、メールでどういう書き方をしたかは覚えていないとの証言から何かしらの指示があったと類推できる。 ・ 以上のことから、事前選挙活動があったとまでは言えない。	・ 公職選挙法、地方公務員法等の関連法令遵守を一層徹底すること。
共産党	①の事前運動に関わっていないという確たる確認はとれていない。 ②については、とんとん拍子ではないとは言えない。	①については、〇〇証人が「当時の知事なり秘書課にどんな状況かを報告しなければならない」と証言しているが、報告しなければならないということ自体、選挙にかかわっていることになる。また、齋藤候補が中播磨県民センターに来た時に、幹部に集まるよう指示したかについて覚えていないと証言している。覚えていないというのは、職員に指示をしていないと明確に否定したものではなく、選挙に関わっている、選挙への支援を呼び掛けている疑義はぬぐえない。 ②について ・ R3（2021）年 〇〇氏一中播磨県民センター長（10級）、〇〇〇氏一地域創生局長（9級）、〇〇氏一病院局管理課長（8級） ・ R4（2022）年 〇〇氏一新県政推進室長兼総務部長（10級）、〇〇〇氏一新県政推進室次長（調整担当）兼総務部次長・秘書広報室長（9級）、〇〇氏一新県政推進室次長（職員担当）兼総務部職員局長・元町プロジェクト室長（9級・昇級） ・ R5（2023）年 〇〇氏一総務部長、〇〇〇氏一県民生活部長（10級・昇級）、〇〇氏一産業労働部長（10級・昇級） R6（2024）年 〇〇氏一企画部理事（若者・Z世代応援等調整担当・昇級）後総務部付、〇〇〇氏一総務部長、後総務部付、〇〇氏一産業労働部長 告発文にあるとんとん拍子の昇任という表現が適当かの是非はともかく、知事の肝いりの部署（新県政推進室、総務の5部体制）に登用されており、なおかつ、短期日で昇任していることが認められる。	〇〇証人が「当時の知事なり秘書課にどんな状況かを報告しなければならない」と証言しているが、県当局として報告を求める仕組みがあること事態、県職員の事前選挙活動とみなされうるので、当局としてたすべき。
無所属	修正なし	全体に、推測が多く、事実と認定するのは難しい。	今後も、知事選挙等に際して、県職員が選挙活動に協力することがないように、線引きをしっかりと行うこと。

③ 次回知事選挙に向けた投票依頼について

	認められる事実	事実に対する評価	提言
自民党	修正なし	次回知事選挙に向けた投票依頼について、〇〇氏は令和6年度予算の説明であるとして、投票の依頼を目的としたものであることを否定している。この件にかかる文書の記載内容を裏付ける証言等は確認できなかった。 なお、元県民局長は陳述書において記載内容の根拠を主に聞き取りによるものとしているが、当委員会での証人尋問は文書に記載された者以外に対しては行っていない。	特になし
維新の会	修正なし	知事及び〇〇氏の違法行為は認められず、憶測・伝聞による誹謗中傷を含む内容である。	なし
公明党	・令和6年2月（令和5年度下半期）に齋藤氏が、商工会・商工会議所を訪問し、当初予算概要や経営指導員見直しの説明のため〇〇氏が随行していたことは確認できたが、次回知事選挙時の齋藤氏への投票依頼であったかは確認できなかった。	・令和6年2月（令和5年度下半期）に齋藤氏が、商工会・商工会議所を訪問し、当初予算概要や経営指導員見直しの説明のため〇〇氏が随行していたことは確認できたが、〇〇氏の証言から次回知事選挙時の齋藤氏への投票依頼であったかは確認できず、文書に記載の公職選挙法違反や地方公務員法違反に該当するような事実は確認できなかった。	特になし
県民連合	修正なし	・商工会・商工会議所への訪問は、時期的に見て選挙をにらんでの行動とも考えられるが、投票依頼があったとまでは言えない。	・公職選挙法、地方公務員法等の関連法令遵守を一層徹底すること。 ・知事公務と政治活動（後援会活動）を峻別することを明確にすること。
共産党	知事が、商工会・商工会議所を訪問した理由が通常の訪問ではなく、「ある程度齋藤カラーが出せたということで、経済団体としての商工会・商工会議所を訪問した」というような記述を加える。	令和5年度下半期に、齋藤氏が、予算編成についてではあるが、「齋藤カラー」をアピールするために、〇〇氏を随行させ、商工会・商工会議所に訪問したという事実が確認されている。投票依頼を行ったという言及は、この証言の中ではなかったが、次の知事選挙に向けて、自らの成果をアピールするための訪問ではないかという疑念を払しょくできるものではない。	特になし
無所属	修正なし	投票依頼の有無について、事実と認定するのは難しい。	今後も、知事選挙等に際して、県職員が選挙活動に協力することがないよう、線引きをしっかりと行うこと。

④ 知事が贈答品を受け取っていることについて

	認められる事実	事実に対する評価	提言
自 民 党	修正なし	齋藤氏が贈答品を受け取っていることについて、当該文書の記載内容のうち、コーヒーメーカー、アイアンセットを受け取ったことは確認できなかったが、ロードバイク、スポーツウェアを受け取っていたことは確認できた。文書に記載はないが、それ以外にも椅子、サイドテーブル、〇〇ブロック、靴、ノリ、浴衣などの贈答品を受け取った事実が確認されている。 なお、例１のコーヒーメーカーについては、原田氏が、３月２１日の協議時点で返却していなかったことを報告し謝罪していることを証言し、片山氏、小橋氏、井ノ本氏もそのことを裏付ける証言をしているが、齋藤氏は報告を受けたことの記憶はないと証言しており、証言に食い違いがある。 また、「貰い物は全て独り占め」という記載に関しては、齋藤氏は、秘書課の職員だけが分けてもらえるという問題を起こさないため自分がその多くを自宅へ持ち帰ることを認めており、贈答品のPR等がなく個人として消費していたと捉えられても仕方がない行為もあったと言わざるを得ない。 一方、ロードバイクが知事に贈呈されたのは井ノ本氏のアレンジであること、ゴルフのアイアンセットの贈呈に関する「特別交付税の算定などに見返りを行った可能性」、スポーツウェアに関する「特定企業との癒着」、視察先やカウンターパートの企業を選定する際のリストに役得の記載があること、出張先で地元首長や利害関係人に飲食費の負担を求めることは証言からは確認できなかった。 したがって、文書の記載内容については、一部で事実誤認や憶測も含まれてはいるが、一定の事実が記載されており、虚偽の内容とまでは言えない。	齋藤氏が県産品のPR目的あるいは社交儀礼のために、贈答品を受け取ることは理解できるが、県民や職員に疑念を抱かせないためにも贈答品に関するルールづくりが必要である。 この点については、昨年４月４日付けの職員公益通報事案の調査結果及び公益通報委員会の審議等を踏まえ、１２月１１日に「県民の信頼確保に向けた改善策の実施」の中で物品受領ルールの明確化が記者発表されており、一定の措置が講じられているが、知事側から求めること（おねだり）の禁止までには踏み込んでいない。また、受け取らない一定の基準を客観的（金額等）に示すことも必要と考えられる。 齋藤氏には、社会的影響力の大きい県知事という立場にありながら、贈答品を受け取ることや贈答品を要求したと受け取られかねない言動があり、県行政に及ぼす影響を常に意識する姿勢が求められる。
維 新 の 会	①について ・３/２１の知事協議の時点で、原田氏はメーカーからコーヒーメーカーを受けとっていたが、返却していなかったことを齋藤氏に謝罪した。この謝罪があったことを片山氏、小橋氏、井ノ本氏も認めている。 ・一方、齋藤氏は、原田氏がコーヒーメーカーの返却を失念していたことを謝罪したことや「早く返しなさい」という指示をした記憶はないと証言しており、証言に食い違いがある。 ・齋藤氏がコーヒーメーカーを受け取ったことは確認できなかった。 ②について ・ロードバイクは県に無償貸与されていた。この無償貸与については、井ノ本氏のアレンジによるものであるということは確認できなかった。 ・特定の営利企業へ利益供与を行い、その見返りとしてロードバイクを贈呈されたといった贈収賄は確認できなかった。 ③について ・県として市川町から仕掛品（製造工程ごとの金物一式）とアイアンクラブ１本の贈呈を受けて、知事室に飾っていた。 ・齋藤氏が個人として市川町からアイアンクラブをもらったことは確認できず、また地方交付税の算定などに見返りを行った事実も確認できなかった。 ・X氏が齋藤氏から冷遇されている事実は確認できなかった。 ④について ・齋藤氏がスポーツウェアをスポーツメーカーから無償貸与されていたが、特定企業との癒着は確認できなかった。 ⑤について ・視察先やカウンターパートの企業を選定する際のリストに役得の記載があるということは確認できなかった。 ⑥について ・土産の多くは齋藤氏が持ち帰っているが、自宅に贈答品が山のように積まれているといったことは確認できなかった。また、齋藤氏は県のPRとして下記物品の受け取りや長期貸与を認めた。 【知事室で展示】椅子とサイドテーブル・姫路城の〇〇ブロック 【長期貸与】スポーツメーカーの靴・ジャケット 【受け取り（消費）】海苔 【公務で使用中】播州織の浴衣・ネクタイ、 【提供】スポーツチームのユニフォーム※知事室で展示していると推察される ・県として、齋藤氏が受領した物品全てについて把握できていなかった。	コーヒーメーカーについては齋藤氏が受領していないことが明らかになった。 他の贈答品について県産品のPRを行う上で必要かつ社交儀礼上許容される範囲の物品受領に留まり、違法行為は認められなかった。 元西播磨県民局長が陳述書で述べているとおり憶測・伝聞により作成されており、誹謗中傷を含む内容である。	知事及び文書記載に記載のある団体・企業・個人は誹謗中傷行為に対して民事上の法的措置を含め対応することを提言する。 県当局が新たに定めた贈答品受領基準に沿って適正な運用を行っていくよう提言する。 今後も同様の事案が発生した場合は、早急に事実確認を行い事実でない誹謗中傷であることが判明した時点で、県職員及び県内企業への被害が広がらないよう、文書発出者の特定を速やかに実施し文書の拡散防止措置、および懲戒処分等の対応をとることを提言する。

	・齋藤氏が、出張先で地元の首長や利害関係人を陪席させて、飲食代を支払わせるということは確認できなかった。		
公明党	・3/21の知事協議の時点で、原田氏はメーカーからコーヒーマーカーを受けとっていたが、返却していなかったことを齋藤氏に謝罪した。この謝罪があったことを片山氏、小橋氏、井ノ本氏も認めている。 ・齋藤氏は、原田氏がコーヒーマーカーの返却を失念していたことを謝罪したこと、返却の指示をした記憶はないと証言しており、証言に食い違いがあるうえ、齋藤氏がコーヒーマーカーを受け取ったことは確認できなかった。 ・ロードバイク、アイアンセット、スポーツウェア、農産物、特産品などを「おねだり」したり、贈収賄に該当するような事実は確認できなかった。	・原田氏はメーカーからコーヒーマーカーを受けとっていたが、返却していなかったことを齋藤氏に謝罪したことを側近幹部である片山氏、小橋氏、井ノ本氏が認めている。 ・一方、齋藤氏のみが原田氏がコーヒーマーカー返却を失念していたことを謝罪したことや返却を指示したことは記憶にないと証言していることに違和感がある。 ・ロードバイク、アイアンセット、スポーツウェア、農産物、特産品などを「おねだり」したり、贈収賄に該当するような事実は確認できなかったが、お土産は大体知事が持って帰られるという職員の証言や秘書課の職員だけがお土産を分けてもらえるという問題を起こさないために自らが持ち帰ったとの齋藤氏の証言があることから、「おねだり」との憶測を呼んだことは否定できない。 ・以上のことから、文書の内容には一部で事実誤認や憶測も含まれているが、一定の事実が記載されており、虚偽の内容とまでは言えない。	・贈答品や無償提供品を受領する際のルールが必要だが、これについては昨年12月に公益通報委員会の審議等を踏まえて、物品受領ルールの明確化が発表されている。 ・知事という社会的影響力のある立場を踏まえた言動を心がけることが必要である。
県民連合	修正なし	・文書で指摘された通り多くの贈答品を受け取ったり、無償貸与を受けていることは事実である。また、片山副知事も〇〇〇〇商工会長から、アイアンクラブ（〇〇〇〇〇〇〇〇〇SW,AW 6万円相当）を受け取っている。 ・特別職であることや、またPR目的として、高額な商品を受け取ったり無償貸与を受けることは慎むべきである。 ・例外として、安価な地場産品などのお土産は社交の範囲と言える。 ・土産を総じて知事が自宅に持ち帰っており「貰い物は全て独り占め」との指摘をする根拠は確認できた。 ・「特別交付税の算定などに見返りを行った可能性」「特定企業との癒着」「出張先での飲食は原則ゴチ」等については確認できなかった。 ・文書には、一定の事実が記載されていたことが確認できた。	・昨年12月に公表された「県民の信頼確保に向けた改善策の実施」において、物品受領のルールの明確化が図られた。加えて接待供応についてのルールの明確化も図るべき。 ・ルール遵守を担保するために報告や検証を徹底し、県民からの信頼を得られるよう努めるべき。
共産党	①については、「食い違いがある」ではなく、「記憶がない」という証言なので、「否定はしていない」という事実認定にするべき。	齋藤氏が直接受領したことは、確認は取れてはいないが、コーヒーマーカーを県が受領したということは確認された。原田氏と知事の証言に食い違いがあることについて、協議の場にいた複数の証言から、食い違いではなく知事の証言については「記憶がない」という証言であり、明確に否定してはいないので、知事が認識していたことも否定されない。 ロードバイクについて齋藤氏は、「無償提供いただいた」と証言している。しかし問題発覚後の2024年6月、ロードバイクを提供された〇〇〇〇〇〇〇〇〇と県が、一年前からさかのぼって、2024年7月までの1年間の賃借契約を結び、2024年7月末に返却していることが明らかになっている。これは、後付け的な「無償貸与」であり、告発文書にあるように「偽装的に無償貸与の形をとった」ものであり、贈収賄の可能性は否定できない。 アイアンクラブセットではなかったが、アイアンクラブ1本と製造工程ごとの金物一式、スポーツメーカーからのスポーツウェアなど、告発文にある物品の受領は概ね事実であることが確認された。 受領品は、告発文で指摘されているもの以外にも、⑥にあるように、大量に確認されており、「独り占め」しているという証言もあった。支払いを他者に付け回すということは、確認されていないが、「もらい物は独り占め」「あまりの強欲」「周囲への気配りのなさ」「タカリ体質」という告発文の指摘は妥当であり、「おねだり体質」と言われても、否定できない実態だと言わざるを得ない。	・ロードバイクについては、「無償貸与」の形式を偽装する悪質な行為である。県当局として、刑事告発も視野に入れて、事実関係をきちんと調査することを提言する。 ・また今回の告発に関わる事実をふまえ、県知事、県幹部は、基本的に贈答品、食品などは受け取るべきではないとするルールにあらためる。
無所属	修正なし	①について （コーヒーマーカーについて）令和5年3月21日原田氏から知事に謝罪したと、3人が証言していることから、そのことは事実として認定できる。その時に、知事から「返却するよう指示したよね」という内容を原田氏が証言し、井ノ本氏から同様の証言があったので、知事から原田氏への返却の指示も事実認定できる。但し、あくまで周辺情報である。齋藤氏は、コーヒーマーカーを受け取っていないが、兵庫県として、受け取っていた。（公益通報としての取り扱いをするかどうかでは、重要な情報である。）事実を確認できるのは、その部分だけであるが、3月27日の会見などで知事は、そのことに説明をすることはなく、県職員から誤解を受ける状況が存在していた。 ②について 井ノ元元総務部長のアレンジは、確認出来ず。ロードバイクは、県として貸与を受けたとの説明であり、完全な贈収賄とは確認できず。告発文書にある内容は事実と認定するのは難しい。 ③について 兵庫県は市川町から仕掛品とアイアンクラブを受け取っているが、齋藤氏が個人としてアイアンセットをもらったことは事実と認定するのは難しい。 ④について 知事から提出のあった物品一覧表によれば、知事はユニフォーム（サッカー）4着、ユニフォーム（バスケットボール）2着、ユニフォーム（バレーボール）2着、ユニフォーム（ラグビー）3着、	・兵庫県職員倫理規程（知事、副知事等も対象）を制定し、物品等授受についてのルール作り等を行うこと。 ・この間、兵庫県として、PRのために、様々な物品等を受け取っているが、全ての物品等について、PRをしたのかどうか、不明である。そもそも県職員の贈収賄などに発展しないよう県職員については、物品等を受け取らないよう働きかけてきた。それは、先人の知恵であり、そのルールは継承すべきである。一方、物品等について、県として、PRすることは、地域産業育成のために有効な手段ではある。そこで、PRのための物品等の受け取りについて、産業労働部に窓口を一元化し、事業者、関係者から申請をしてもらい、記録を残し、個人で持ち帰らないように、ルールを徹底すること。

	ユニフォーム（野球）１着、Ｔシャツ５着、ジャージ（秋冬用）、ジャージ（春夏用）、シューズ３足、コート２着、ポロシャツ、播州織ジャケット２着、播州織浴衣、法被（鏡開き用）２着等を受け取っており、その中には特定企業のものも含まれている。証言から特定企業との癒着は確認できなかったが、多くの衣服等を受け取っていることは確認できたことから事実として認定できる。 ⑤について 役得の記載があるリストについては確認できず、事実と認定するのは難しい。 ⑥について ・土産の多くは齋藤氏が持ち帰っている。また、齋藤氏は県のPRとして下記物品の受け取りや長期貸与を認めた。 （椅子とサイドテーブル、姫路城の〇〇ブロック、スポーツメーカーの靴、海苔、播州織の浴衣・ジャケット・ネクタイ、スポーツチームのユニフォーム、ワイン、蟹、枝豆、岩津ネギ、淡路玉ねぎ、バースデーケーキ、竜山石の湯呑セット、アイアンクラブ１本、アイアン製造工程ごとの金物一式） ・県として、齋藤氏が受領した物品全てについて把握できていなかった。 ・齋藤氏が、出張先で地元の首長や利害関係者を陪席させて、飲食代を支払わせるということは確認できなかった。以上のことから、一部は事実として、認定できる。	
--	--	--

⑤ 知事の政治資金パーティー実施にかかるパーティー券の購入依頼について

	認められる事実	事実に対する評価	提言
自民党	修正なし	令和5年7月の齋藤氏の政治資金パーティーについて、商工会議所や商工会に対して経営指導員の定数削減を圧力にパーティー券を購入させたという事実は確認できず、文書に記載の該当箇所は事実誤認の可能性もある。 次に、信用保証協会幹部によるパーティー券購入依頼については、幹部が信用保証協会の名刺を差し出し、「できる範囲で購入をお願いします」と商工会議所側に依頼している。経済界に影響力のある信用保証協会幹部という立場を踏まえると、商工会議所は事実上、信用保証協会の幹部らの申し出を断りにくいという側面も容易に想像できる。 さらに、片山氏が信用保証協会幹部に、政治資金パーティーのチラシ配布先名簿の収集を依頼したことは、個人に対するものとの証言があったが、相手方へ信用保証協会の身分を示したうえで、商工会議所と接触している以上、これら一連の行為は不適切である。 一方、これら政治資金パーティーへの協力により、人事面での厚遇を得たという事実は確認できず、文書に記載の該当箇所は事実誤認の可能性もある。	政治資金パーティーの購入依頼にあたっては片山氏から県職員OBを頼っているが、結果的に県職員OBが外郭団体等の幹部の立場を利用していると疑われることがないよう、知事選挙に関する県職員OBを対象としたルールづくりが必要である。
維新の会	①について - 令和5年7月の齋藤氏の政治資金パーティー実施のために、県下の商工会議所、商工会に対して経営指導員の定数削減を仄めかせて圧力をかけ、パー券を大量購入させたという事実は確認できなかった。 ②について - 県信用保証協会幹部は片山氏の指示のもと、商工会議所等へ政治資金パーティー実施のために名簿を集めに行っており、その際に信用保証協会の名刺を差し出していたことが確認できたが、保証業務を背景とした購入依頼は確認できなかった。 - 商工会議所訪問の際、「できる範囲で購入をお願いします」とパー券購入依頼したことが確認できた。 - 片山氏から県職員OBが齋藤氏の後援活動の責任者を依頼され、交換条件として異例の抜擢をされたということは確認できなかった。	ボランティアとしてパーティー券の販売に関与するなかで、自家用車を使うなどボランティアで行っていたことが確認できる事実はあるものの、信用保証協会の名刺を手渡すなど配慮に欠ける部分があった。 信用保証業務を背景としたパーティー券の販売については否定されており違法行為といえる事実は確認できていない。 特定企業への利益供与は確認できなかった。	今後ボランティアでのパーティー券販売においては、個人としての名刺を手渡すなど違法行為と疑念を抱かれないようより一層の配慮を行うことを提言する。
公明党	- 令和5年7月の齋藤氏の政治資金パーティーの運営やパー券販売を齋藤氏は片山氏へ依頼したことは事実だが、県下の商工会議所、商工会に対して経営指導員の定数削減を仄めかせて圧力をかけ、パー券を大量購入させたという事実は確認できなかった。 ②について 〇〇氏はじめ県信用保証協会幹部は片山氏の依頼を受け、商工会議所等へ政治資金パーティー実施のために名簿を集めに行っており、その際に信用保証協会の名刺を差し出していたことが確認できた。 - 商工会議所訪問の際、「できる範囲で購入をお願いします」とパー券購入依頼したことが確認できた。 - 片山氏から県職員OBが齋藤氏の後援活動の責任者を依頼され、交換条件として異例の抜擢をされたということは確認できなかった。	- 齋藤氏の政治資金パーティーの運営やパーティー券販売を片山氏へ依頼したこと、片山氏が〇〇氏はじめ県信用保証協会幹部に、政治資金パーティー実施のために商工会議所等へ名簿を取りに行かせたこと、その際に信用保証協会の名刺を差し出し、「できる範囲で購入をお願いします」とパーティー券の購入依頼をしたことなどが確認できたが、経営指導員の定数削減を仄めかして購入させた事実は確認できなかった。 - 片山氏から県職員OBが齋藤氏の後援会活動の責任者を依頼され、交換条件として異例の抜擢をされたということは確認できなかった。 〇〇氏が「OBとして活動しているので問題ないと思っていたが、信用保証協会理事長という立場では軽率だった」と認めているように、経済界に影響力のある立場を利用して疑念を抱かれる行動をとっていたことは否めない。 - 以上のことから、文書の内容には一部で事実誤認や憶測も含まれているが、一定の事実が記載されており、虚偽の内容とまでは言えない。	・知事選挙に関して、選挙前から法令順守、コンプライアンスの徹底は当然だが、政治資金パーティーについては、後援会活動として明確に立場を区別して行うことが必要である。
県民連合	修正なし	- 名簿を受け取りに行く際に、私用車の使用と休暇を取得していることには一定の認識があると思われる半面、面談の際に信用保証協会の名刺を差し出していることに対しては、公私混同及び地位利用とも言える。 - また、「できる範囲で購入をお願いします」とパーティー券購入を依頼していることから、「保証業務を背景としたパーティー券購入依頼」についての記述は事実と言える。 - 齋藤氏の政治資金パーティーへの協力と交換条件として「厚遇」「異例の抜擢」や「なにがしかの利益供与」は確認できなかった。	・県関連団体の倫理規定は一般職を対象としているが、役員も含めた政治活動や選挙活動に関わる倫理規定等を定めること。
共産党	①について、「パー券を大量に購入させたという事実は確認できなかった」という部分は、削除して、「圧力をかけた」ということは、確認できなかったとの記述に変更すべき。	県信用保証協会幹部が、片山氏の指示のもと、商工会議所などに、自身の名刺も使うなどして、政治資金パーティー実施のための名簿集めや、パーティー券の購入依頼を行っていたことは、告発の内容の1構成要素であり、告発の内容に事実が含まれていることを示している。 なお、公務員の一般職の政治資金パーティー券の販売は禁じられており、信用保証協会の幹部という準公務員的な立場を利用したパーティー券の販売の関与しており、実際に、多数の人が購入している。道義的な責任が問われる。そのことを指示した片山氏の責任、パーティーを主催した齋藤氏の責任も問われざるを得ない。	特になし。

無所属	修正なし	・圧力をかけてパーティー券を大量購入させた事実はない。 ・県職員OBに対し、人事課が異例の抜擢をしたことは確認できないが、副知事が、兵庫県信用保証協会理事長などに、政治資金パーティー開催に際して、兵庫県信用保証協会理事長が企業にチラシ配布などを依頼したことは確認できる。兵庫県信用保証協会は、企業に対し、チケットも購入依頼したのは、事実と認定できる。 県職員OBが理事長などにいるからといって、副知事が、同理事長に、安易に協力依頼したのは間違いであった。県職員OBへの働きかけに限定をして、依頼するのはあり得るが、トラブル回避のためにも、理事長には、依頼しない方がよかった。	・兵庫県職員倫理規程（知事、副知事等も対象）を制定し、公社等役員に対し、選挙、政治活動等の協力要請をしないよう明記すること。 ・県として、兵庫県信用保証協会に、倫理規定を設け、役員などが、選挙や政治活動等で、県内企業に働きかけ等を行うことを禁止するよう要請すること。 ・県として、兵庫県信用保証協会に、理事長職については、県職員OBではなく、民間人の登用を行うよう要請すること。
-----	------	--	--

⑥ 阪神・オリックス優勝パレードにかかる信用金庫等からのキックバックについて

[illegible]

	できなかった。 ④について ・パレードを担当した課長が不正行為に関わったことはなく、大阪府、広告会社とパレード開催に向けて、難しい調整を行っており、1月下旬からは病休を取っていた。		
県民連合	修正なし	・県から信用金庫への補助金を募金としてキックバックさせたということは確認できなかったが、協賛金依頼と補助金増額の事実経過からその疑惑を抱いたことは不思議ではない。 ・文書記載内容は、事実誤認の部分や憶測があるものの、一定の事実が含まれていると判断できる。	・県幹部が利害関係のある企業団体に執拗に寄付金や協賛金を依頼することは、公正であるべき行政の運営を歪める恐れがある。少なくとも、県民から公正性への疑義を抱かれる可能性が高いと考える。寄付金や協賛金は、専ら企業団体の自主性に依るべきである。 ・プロ野球チームの優勝パレード開催にあたり、実行委員会事務局を県が担う必要性があったのか検証すべきである。 ・さらに、関西大阪万博をパレードに絡めたことは、スポーツの政治的利用に当たるかどうかの検証も必要である。
共産党	・1億円の補正予算予定であった中小企業経営改善・成長力強化事業（いわゆる補助金）は令和5年11月9日に産業労働部から財政課へ予算要求資料の提出、10日に補正項目課長協議、13日部長協議、14日知事協議と課長査定が行われ、この時点で1億円の補正予算予定であった。課長査定時に片山前副知事から財政課へ事業廃止に向けて事業をソフトランディングできるよう、依然として金融機関等のニーズが高いことをふまえ、臨時交付金の活用を前提に、前年度補正額の2分の1の4億円程度で事業設定するよう口頭で指示があった。片山副知事から口頭指示後の3億7千500万に、知事査定で全体をまるく4億円で計上するよう指示されている。 ・協賛金集めにに関して兵庫県は大阪府から指示命令される立場であった	①協賛金が集まらず苦慮しており、担当部署をはじめ職員に多大な負担がかかっていた。 ②の信用金庫への同時期に補助金増額と協賛金集めは不自然であり、キックバックの可能性は否定できない。事実経過にあるように、各信用金庫が事業者に伴走型支援を行った際に、信用金庫に支出される中小企業経営改善・成長力強化支援事業費について、11月16日に片山氏が、財政課について、1億円から4億円へ増額の指示がなされ、各査定のなかで確定されていく、一方、その増額指示の直後の11月20日に片山氏が、県内信用金庫の幹事者に連絡を入れ、21日に協賛金の取りまとめを依頼し、その話し合いの中で2000万円という数字も示され、22日には、各信用金庫が了承し、2000万円確保できたという趣旨の連絡を受けている。この流れは、告発文の指摘通りであり、かつ、見返りを期待した利益供与の疑いが濃厚だと言わざるを得ない。これら信用金庫は、パレードのあとの寄付金の支出であり、パレードのなかで、広報もされていない。そうしたなかで、寄付金の支出を即答しているという時点で、ほかの何らかの見返りがあったと考えるのが妥当である。 ④パレードを担当した課長は〇〇〇〇〇〇から精神的に疲弊していることが伺われる。一連の不正行為と大阪府との難しい調整のために〇〇が持たなくなったかの因果関係は不明だが、責任感がある課長がパレードを離れたいと申し入れする事態は、極限の精神疲弊状態である。職員が業務負担となり、病気休暇するような、高額な協賛金集めという非常に困難な業務を指示することは、適当ではなく、事業をやめるべきであった。 ・協賛金集めにに関して兵庫県は大阪府から指示命令されており大阪府との調整が大変であったことが推察される。 ※[中小企業経営改善・成長力強化支援事業費の積算方法について] 東京商工リサーチの経営環境に関するアンケート調査は全国アンケートであり兵庫県のものではないため兵庫県内の経営事情が十分に反映されているとは言い難い。東京商工リサーチの経営環境に関するアンケート調査では「コロナ禍の影響が現在も継続中」34.4%、「今後影響が出る可能性がある」7.8%であり、「コロナ禍の影響が現在も継続中」だけを対象にすれば数字が変わってくる。第1期事業の新規対象者は対象としていない。返済に不安があると答えた割合を3000社にしているが、正確には2805社である。これらから伴走支援が必要であると思われる事業実態数から4億円必要となったのではなく、4億円に合わせる形で積算している。	・県が、見返りを期待する利益供与となる予算執行を行っていることは、不適切な執行であることから重大である。県当局として調査をおこない、告訴も含めた検討をおこなうことを提言する。 ・中小企業経営改善・成長力強化事業(補助金)は知事査定で全体をまるく4億円で計上するよう言われているが、公金を使うにあたってアバウトに積算するべきではない。増額決定までのスケジュールや積算方法を考えると増額理由が不自然である。計上するにあたっては十分に審査や論議を尽くすよう求める。
無所属	修正なし	事実経過 11月16日 産業労働部から財政課に3億7,500万円で積算資料が再提出された。 11月21日 知事査定で事業費を3億7,500万円から4億円に増額するよう指示があった。 11月23日 パレード当日 なお、信用金庫からの協賛金の多くは、パレード終了後に入金された。(参考：某金融機関11月22日入金) ①について 事実として認定できる。 ②について 信用金庫への県補助金が予算要求1億円から片山氏や齋藤氏の指示により4億円に増額された。その部分は事実と認定できる。片山氏がパレード直前に信用金庫へ協賛金の協力を依頼し、2,000万円の協賛金を集めたことは事実として認定できる。 ・外形的に、補助金と寄付金が連動していたという疑問が出てもおかしくない状況にあるが、県から信用金庫への補助金を募金としてキックバックさせたという確認は出来なかった。なお、本件については、背任容疑の告発状が受理されており、詳細の調査はそちらに委ねる。 ③について	・知事や副知事などからの予算要求の見直し指示があった時に、後に検証出来るよう、記録を残しておくこと。 ・予算編成過程を公開するなどし、恣意的な予算編成の疑念を持たれないようにすること。 ・本件について、審査過程において、キックバックができない形になっていたのかなどの説明をしないと不透明なままである。今後も丁寧な説明を尽くすこと。 ・補助金を受け取っている企業に、補助金を出している担当部や担当課などから、県から寄付金を要請しないようルールを設けること。

		事実として認定するのは難しい。 ④について 大阪府との難しい調整など組織として大変困難な業務に従事していたことは事実認定できる。不正行為に関わっていたかについては、認定が難しい。	
--	--	---	--

⑦ 知事のパワーハラスメントについて

	認められる事実	事実に対する評価	提言
自民党	以下の事実について追加。 「齋藤氏は、2023 年度、複数の幹部職員との間で、全部で 4,885 件のチャットのやり取りをし、そのうち約 44%の 2,165 件が夜間や休日に送られた。」	齋藤氏が、執務室や出張先で職員に強い叱責をしたことは事実と評価できる。複数の証人から「社会通念上必要な範囲とは思わなかった」「指導として必要のない行為」「理不尽な叱責だった」との証言があったことを踏まえると、パワーハラの定義である「①優越的な関係に基づいて（優位性を背景に）行われること、②業務の適正な範囲を超えて行われること、③身体的若しくは精神的な苦痛を与えること又は就業環境を害すること」の全てに相当する可能性があり、パワーハラに近い叱責があったと言わざるを得ない。また、齋藤氏から「社会通念上の度を越えていたことはないという意味で、暴行罪であつたりとか、そういった意味での行動はしてない」との証言があつたが、暴行罪にあたらないからといって社会通念上の度を越えていないということにはならず、法令を遵守することが求められ、規範を示す立場である行政のトップとして信じがたい発言であり、パワーハラに対する規範意識が低いと感じざるを得ない。 県事業がテレビで取り上げられた件であるが、県の事業は膨大にあるため、テレビで知事の知らないことが取り上げられることもあり、「聞いていない」ことを理由に職員を叱責することは妥当性を欠いた行為である。仮に叱責することがあるとすれば、テレビでの県職員の説明に大きな過失があり、県に損害を生じさせる恐れがあつた場合などである。 知事協議の際の叱責の件であるが、部局の説明をよく聞いていない、あるいは聞いていても失念していると思われる事業に対して、全く知らないということで、説明する機会も与えずに「聞いていない」と叱責するとの証言が複数あつたことから、事業への関心の度合によって、理解度に差が生じていると思われる。また、部局の説明時に齋藤氏は別のことをしているなどで説明を真剣に聞いていないと感じたとの証言があつたことも踏まえ、どの事業も同じ目線で担当課の説明を聞くという姿勢が欠けており、県政推進のトップである知事としての対応に疑問が残る。 考古博物館で 20m 歩かされた件に関連して、齋藤氏の発言からロジを重要視していることは理解できる一方で、齋藤氏自身が朝の予定時間によく遅れてくる、またその際に謝らないこともあるとの証言もあることから、部下には高い水準を課しながら、自分はその基準を守らず特別扱いとする態度は、公平性と信頼を損なう言動であり、本来は模範となるべき知事の取る言動ではない。また、齋藤氏は車から降りるなり、対応した職員に対し、車止めをしている理由を聞くこともなく、大声で叱責をしている。職員からすれば、車止めを入り口から 20m 離れたところに設置したことは会場施設のルール上やむを得ないものであり、極めて理不尽な叱責である。 叱責の際に付箋を投げる行為は、知事という県のトップであるという立場等に鑑みると、投げたものの形状にかかわらず、その行為自体威圧的なものであり、副知事その他職員を委縮させるものである。 夜間や休日の幹部職員に対するチャットであるが、その内容については業務上必要性が認められるものもある。もっとも、夜間、休日の送信頻度や「返信不要」などの配慮がないこと、またチャットのグループ内で叱責するなど一部の内容については、職員らの過度な精神的負担になっていたと考えられる。 以上のように、知事の言動、行動については、理不尽な叱責や相当性を欠く叱責は一定程度認められる。 もっとも、知事の言動等が明確に一般的なパワーハラと認定すべきものか否かは我が会派でも様々な意見があり、慎重な判断を要する。したがって、専門家の意見を聞くべきである。	証言からもあるように、明らかに業務上必要な叱責ではなかったことが認められるが、知事は「業務上必要な範囲で指導や注意をした」との認識を変えていない。業務上必要な範囲ではない、不適切な指導があつたということをまずは知事自身が認めることが重要である。 一方で、昨年 4 月 4 日付けの職員公益通報事案の調査結果及び公益通報委員会の審議等を踏まえ、12 月 11 日に「県民の信頼確保に向けた改善策の実施」の中でハラスメント研修の充実として組織マネジメント力向上特別研修の実施が是正措置として記者発表されており、一定の措置が講じられており、是正する必要があるとの認識が示されていると考えられる。 齋藤知事には、組織の中で影響力の大きい県知事という立場に責任を持ち、自身の言動が組織に及ぼす影響を常に意識するとともに、多様な意見に耳を傾けることで率先して働きやすい職場づくりに努めてもらいたい。
維新の会	①齋藤氏は、令和 3 年 9 月頃、朝刊に載っていた尼崎のフェニックス用地に万博資材の運搬拠点を設ける方針を固めたという記事について、「こんな話は聞いていない」と机をたたきながら声を荒げて怒った。怒られた本人はパワーハラとの認識は無い。 ②③の事実はないため削除 ④齋藤氏は、〇〇氏に対し、令和 5 年 11 月の東播磨地域づくり懇話会において、エントランスにつながる通路の車止めの手前で知事公用車が停車して知事が降りてきた時に、「なんでこんなところに車止めを置いたままにしているんや」と怒鳴った。〇〇氏は、非常に強い叱責のため頭の中が真っ白になった状態で車止めを移動させた。齋藤氏は、〇〇氏が車止めを移動させた後も非常に強い叱責をした。〇〇氏自身、社会通念上、業務に必要な範囲の指導とは思わず、理不尽な叱責を受けたと感じた。その後、齋藤氏は会場を後にする際、〇〇氏に対し、謝罪やねぎらいはなかった。一方、齋藤氏は車の導線を確保していなかったことを注意したのであり、合理的な指摘であつたと証言している。また、大きな声で厳しく注意したことで職員が不快に思ったのであれば謝罪したいとの証言があつた。叱責を受けた本人は当時パワーハラと認識していなかった。 ⑤齋藤氏は、片山氏に対し、令和 6 年 3 月上旬頃、県立大学	・ひとつの出来事に対して執拗に責め立てるという事象は確認できなかった。 ・机を叩く行為を繰り返していることは確認できなかった。 ・人格を否定するような発言を行ったことは確認できなかった。 ・叱責を受けた本人が明確にパワーハラと認識している事案は確認できなかった。 パワーハラスメントの認定は一般的に ①事実の認定作業 ②①で認定された事実がパワーハラスメントと評価し得るか否かの 2 段階からなる。 ①の認定手法は一般的に Ⅰ客観的証拠（録音、録画、メールなど）がある場合は偽造、加工のおそれなければ事実として認定してよい Ⅱ客観的証拠が無い場合、それ以外の証拠（証言）から判断することになる。本件（特別委員会、証言者が公務員）でいえば ア被害者または目撃者と齋藤証人の主張が一致している場合、事実として認めて良いと言える 主張が一致しない場合は、 イ目撃証言の有無を確認し、目撃者がいる場合はその証言の信用性を判断する。 信用性が高い目撃証言＋被害者証言→認定してもよい ウ伝聞・再伝聞は証拠として価値が低く、少なくともこれだけでは事実認定できない。 上記基準で認定できる事実 ①「令和 3 年 9 月に朝刊に載っていた尼崎のフェニックス用地に万博資材の運搬拠点を設ける方針を固めたという記事について記事記載内容を知らなかった知事が思わず机を叩いて叱責した」という範囲で事実として認められる ②D 証人の目撃証言だけであれば事実として認定できない	知事という絶対的な立場にであることを鑑み、職員への強い叱責や業務上必要な範囲を超えていると感じさせる言動は慎むべきであつた。今後はこれまでの経緯を踏まえ、たとえ業務上必要な範囲であつたとしても、職員が不快に感じる言動を行わないよう配慮するよう提言する。 県議会として職員間や特別職・議員を含めパワーハラスメント等が発生しないような仕組みづくりや条例の制定に向けた努力を行っていく必要がある。

	の無償化の国会議員等への根回しの知事相談に、すぐ動くようにと言われたことを忘れていたことに怒り、アクリル板に向けて付箋を投げた。片山氏本人はパワハラとの認識はない。 ⑥斎藤氏は、所管課長に対し、令和5年1月の知事協議の際に、政調会資料に記載のあった所管事業が朝刊に載っていた記事を見て、「大阪府と連携すると書いている。これ聞いてへん。この事業は知事直轄なんだから勝手にやるな」と、かなり厳しい口調で叱責し、「やり直し」と所管課長を知事室から退室させた。所管課長は再度、斎藤氏に説明しようと何度も秘書課に伝えたが、説明できなかった。所管課長は1年で異動した。一方、斎藤氏は強く叱責したことはないと言っている。叱責された本人は事案が発生した当時パワハラと認識していなかった。	③○証人の伝聞証言だけでは事実として認定できない ④「車止めをなぜどけなかったのか」と大きな声で強く注意した範囲で事実として認められる（斎藤氏、〇〇氏の証言が一致） ⑤「令和6年3月上旬頃、斎藤氏は、県立大学の無償化の国会議員への根回しに関して斎藤氏がすぐに動くようにと指示していたことを、片山氏が失念していたことに腹を立て思わず1枚の付箋を前に投げた。付箋は目の前のパーテーションに当たった」範囲で事実として認められる。 ⑥○証人の証言と斎藤氏の証言が一致せず事実として認定できない。 この上で 認定した事実に対する評価を下記定義にあてはめる必要がある。 パワーハラスメントの定義 （ア）優越的な関係を背景とした言動 （イ）業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの （ウ）労働者の就業環境が害されるもの 上記3要素を全て満たすものである。 認定できた事実について、上記3要素の認定を行っていく必要がある。 （ア）優越的な関係を背景とした言動 主体が知事であるから全項目認められる （イ）業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの 当該行為が継続的ではなく、人格攻撃でもないことから消極的に評価すべきであると考えるが、高度な法的知識を必要とするため認定が困難であり司法の判断に依るべきと考える。 （ウ）労働者の就業環境が害されるもの 通常ある心療内科の診断書なども無く、休職・離職者の有意な増加といった証拠もないことから消極的に評価すべきであると考えるが、高度な法的知識を必要とするため認定が困難であり司法の判断に依るべきと考える。	
公明党	修正なし	・明確にパワハラと認定できる事象は認められないが、知事が「業務上必要な範囲で指導や注意をした」との証言に対して、叱責を受けた側の証言では、事情を確認されることなく「社会通念上、業務に必要な範囲の指導とは思わなかった。理不尽な叱責を受けたと感じている。」や、「県職員になってこれまでないというぐらいの叱責を受け」、さらに「異動させられるという予感のもと実際に1年で異動させられ理不尽と感じた」との証言から、業務上必要な範囲を超えた不適切な叱責が行われていたといえる。 ・職員の証言や提出資料によると、知事から幹部職員へのチャットの数は膨大なもので時間外や休日問わず頻繁に送られていた。また、夜間や休日に送信しなくても問題ないと思われるものもあった。休日夜間問わず頭から離れないくらい県政課題のことを考えていたともとれるが、緊急性を要しないにもかかわらず、夜間や休日にチャットを送り、クイックレスポンスを求めることは働き方改革が求められる今日において、前時代的な仕事のやり方であると言わざるを得ない。 ・一方、斎藤氏が片山氏に向かって付箋を投げつけたことは確認でき、不適切な行動ではあるが、投げられたとされる片山氏の証言からパワハラとまでは言えない程度である。	知事はパワハラ研修を受講したとしているが、加えて部下とのコミュニケーションの取り方や指導のあり方、リーダーシップの発揮等について、専門的な研修を受講するとともに、風通しの良い職場環境が確立できているか定期的に検証する仕組みを取り入れることを提言する。 また、チャットやメールの取扱を定め、特に夜間や休日にチャット等で指示をする際には、緊急性を要する用件のものに限り、緊急性がないものは送信しないこととすること。
県民連合	修正なし	・職場におけるパワーハラスメントは、職場において行われる①優越的な関係を背景とした言動であって、②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、③労働者の就業環境が害されるものである。①知事という優先的な関係を持った言動で、②業務上必要な範囲ではない理不尽な叱責との証言があり、③それを他の職員がいる前で頭が真っ白になるほどの叱責や職員になって初めて受けたという机をたたいて怒鳴るというような行為は、平均的な労働者の感じ方からすると、パワハラ行為が認定できる。また、深夜・休日を問わずチャットで業務指示をすることも、就業環境を害されているといえ、パワハラ行為であると認定できる。 ・その原因には、知事の人格によるところが大きい。自分の考えが最優先であり、その考えと違いがあればすぐに激昂するところが原因である。 ・加えて、知事の非常に強い叱責や理不尽な言動によって、職員が知事に付度せざるを得ず、救護室・授乳室が知事の控室になったり、車両が通行できない範囲に知事公用車を通行させる等、ルールに則った県民本位の職務遂行が叶わなくなっている面があり、極めて深刻な事態が確認できた。 ・『県民のため』の県政を推進する上で不必要な『知事自身のため』の理不尽な叱責があったことは明白である。 ・またパワハラを受けた当事者本人の就業環境に明らかな影響がなくとも、実際に見聞きしている同僚への心理的負担や組織の閉塞感につながり、適切な職場環境を構築すべき組織のトップの立場の言動としては極めて不適切である。 ・暴行罪に該当するかは判断がつかないものの、文書内容は概ね事実であったと言える。	・知事自身がパワーハラスメントの課題に真摯に向き合い、自省することが先ず求められる。 ・昨年12月に公表された「県民の信頼確保に向けた改善策の実施」において、ハラスメント研修の充実、組織マネジメント向上特別研修の実施等の措置が講じられたが、形式的な受講に留まることなく、知事は言動を真に改める姿勢を持たなければならない。 ・対象の職員の意向や人権に配慮しつつ、話し合いや謝罪の機会を作ることを検討すべき。
共産党	1年間で幹部職員らに対し知事が送信者または受信者となっている投稿は全部で4885件あり、このうち2165件の投稿が深夜、休日などの業務時間外に送られている。	考古博物館において、車の導線を確保していないことで大きな声で強く注意したことは不合理である。通路進入禁止の車止めがあり車が進入することができないのは当然である。知事は当初車止めがあることを認識していなかったが、注意した直後、車止めを移動させたことは認識しているはずである。そこで車止めがあることを認識したにもかかわらず、再び非常に強い叱責をされたと言言がある。車止めを認識した後も強い叱責することも不合理である。知事の車が建物入口	・兵庫県懲戒処分指針（R6年1月1日施行）には、パワハラの場合の処分指針が示されているが、特別職である知事には、適応されないとされている。しかし百条委員会としてパワハラと認定されれば、知事は、当然政治的

		まで行くことが自然という認識は一般感覚からかけ離れている。叱責された職員は、「業務に必要な範囲の指導とは思わなかった。理不尽な叱責を受けたと感じている」「頭が真っ白になった」と証言があるように能力の発揮に重大な悪影響が生じたと考えられる。 厳しい叱責と供に優越的立場にある知事が机を叩く行為は、職員に対して威嚇であり注意するにあたって必要のない行為である。R3 年 9 月に関する証言では「県庁職員として机をたたいて怒鳴られたことは初めてだった」とある。叱責された職員はこれまで経験したことがない威嚇行為をされたことにより相当な精神的苦痛を感じている事が伺われる。 R4 年の知事レクの際、知事はレクをやり直してほしいと伝えたが、職員は叱責されたと受け止めている。 業務時間外に職員を拘束し業務を遂行させることは知事の言う「やや適切ではなかった面」ではなく、極めて不適切行為である。1 年間に深夜、休日などの業務時間外のメール数 2 1 6 5 件は多すぎる。チャットでの反応がない時に関係職員に業務時間外に電話をかける行為も常態化していた。チャットで「県立美術館の予算措置はできない激怒している」などと、自ら発信することは、業務の適正な範囲を超えたものであり、職務上の地位の優位性を背景に精神的・身体的苦痛を与えている。メールの返事など業務遂行しなければならない職員は十分に休息が取れないことは思料される。 あらゆる事例について知事は業務上必要な範囲で指導や注意をしたことがあるということだが、関係者証言には厳しい叱責、かなり強い口調とある。これらは優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要な範囲での注意を超えている。職員は著しく業務態度怠惰ではないこと、怒る理由が明確でないことから告発文書にある「自分の気に入らないことがあれば」と捉えられることは自然である。証言やアンケートには職員は「パワハラと受け止めている」という回答が複数ある。注意指導の範疇について、知事の認識と職員の認識にズレがある。パワハラはこれまでの裁判事例で、受け手側の身体的精神的苦痛や客観的事実によって判断されている。職員（受け手側）の「叱責された」「パワハラである」という認識と精神的苦痛を感じたことは十分に尊重されなければならない。 叱責についてのパワハラ認定は個別のケースによる。著しい職務態度怠惰の場合パワハラと認定されないケースが多いが、証言内容は職務態度怠惰などではない。また叱責にとどまらず厳しい叱責、強い叱責は相手に精神的苦痛を与えるものであり、それら精神的苦痛を与えられた者はパワハラ 6 つの行為種類の精神的な攻撃に該当する可能性がある。就業環境が不快なものとなったために能力の発揮に重大な悪影響が生じることも当然考えられる。すなわち証言事例にある知事の行為はパワハラであったと考えられる。 ・百条委員会としては、パワハラがあったと認定すべき。 ・同時に、これまでの数多くのパワハラ的な行動とあわせて、これだけの事実がありながら、知事自身がパワハラと認めず、反省も、謝罪もしない姿勢は、知事としての資質が問われるものである。	責任(辞職など含め)を果たすべき。 ・また行政トップのパワハラなどの行為は、大きな社会問題となっており、その行為に対し、何らの対応も行えないというのは、おかしい。県は、知事のパワハラなどを含めた非違行為に対し、懲戒処分などが検討・実施できる仕組みを整備するべきである。
無所属	修正なし	①について 「職員の限界を超え、あちらこちらから悲鳴が聞こえてくる。」複数の県職員から、叱責を受けたとの話があるが、職員の限界を超えているのか、あちらこちらから悲鳴が聞こえてくるのか、量や程度を推し量るのは難しく評価できない。「執務室、出張先に関係なく、自分に気に入らないことがあれば、関係職員を怒鳴り散らす。」執務室、出張先での、齋藤氏の叱責が確認されているが、自分に気に入らないことがあれば、関係職員を怒鳴り散らすということは、確認できていない。 ②について 「20m歩かされただけで、」車の導線を確保していなかったことで、出迎えた職員を叱責（怒鳴り散らした）のは事実。秘書課と東播磨県民局において、事前に確認されていたことから、出迎えた職員への叱責は不合理なものであった。 ③について 事実の確認できていない。 ④について 知事レクの際、机を叩いて叱責したことがあった。枚挙にいとまがないかどうかは確認した事例が少なく判断できない。 ⑤について 幹部に対するチャットによる夜間、休日など時間おかまいなしの指示がやってくるのは事実。矢のようにやってくるのが、定義がわからず判断できない。それ以降は、事実確認できない。 ⑥について 事実確認できず。 ・齋藤氏の叱責の中には、業務上の指導を超えた強い叱責、また、休日夜間おかまいなしのチャットによる指示は、受けた職員の心労も考慮し、厚労省が示すパワハラ の定義「優越的な関係を背景とした言動、業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの、労働者の就業環境が害されるもの」という定義に当てはまり、パワハラに該当すると考える。	知事、副知事などの特別職を含め管理職等のアンガーマネジメント研修、パワハラ研修などを開催し、パワハラのない職場づくりに取り組む。実効性を持たすために、パワハラ防止条例等を制定する。知事には、今後、職員等に指示する時、注意する時等は、十分に注意をされるよう勧告する。

⑧ 公益通報者保護法について

	認められる事実	事実に対する評価	提言
修正なし	1 公益通報者保護法違反について (1)外部公益通報 ①元県民局長は、議員、マスコミ（マスコミに配ったからといって直ちに伝播性が認められることにはならない[奥山参考人]）、警察の特定の者に文書を配布している。知事は真実相当性が認められないと再三説明をしているが、公益通報に当たるか否かは真実相当性は関係がなく、保護要件にとどまる。 ②元県民局長の公用メール及び公用パソコンに保存された資料に基づき、クーデターや転覆といった言葉が並んでいたことや、元県民局長作成の人事案や知事を貶める資料があったことなどをもって、文書配布は不正な目的の行為にあたり、公益通報ではないと判断したという証言がある。しかし、当該文書入手（3/20）、協議時点（3/21）ではまだ公用メール及び公用パソコンの調査は行われておらず、時系列としておかしい。仮に公用メール及び公用パソコンの調査も含めて3月22日に作成者の特定を開始したことの正当性を主張するのであれば、公益通報者保護法に基づく指針に定められた「通報者探索防止措置」は事実上意味がなくなり、法令の趣旨を尊重して社会に規範を示すべき行政機関がとってよい行為とは考えられない。 なお、人事当局は特別弁護士に相談の上、不正の目的があったと判断したことはないと言明しており、県として不正の目的があったと公に認めていない。また、結城参考人によると、「専ら」公益を図る目的の通報と認められる必要はなく、交渉を有利に進めようとする目的や事業者に対する反感などの目的が併存しているというだけでは、「不正の目的」であるとは言えず、不正目的の認定は慎重に行う必要があるとしている。 以上のことからすると、今回の調査では、元県民局長が齋藤県政に不満を持っていた事情は窺えるものの、元県民局長は今回の文書作成については後輩職員のための思い行ったと主張しており、不正な目的であったと断言できる事情はないと考える。 以上の通り、元県民局長の文書は公益通報者保護法上の外部公益通報に当たると考えるべきである。 (2)体制整備義務違反 公益通報者保護制度を所管する消費者庁は、公益通報者保護法に基づく指針第4の2(1)及び(2)は内部通報した場合に限定せずに、処分等の権限を有する行政機関やその他外部への通報が公益通報となる場合も公益通報者を保護する体制の整備が求められるとしている。 県は、文書の調査をせずに作成者の特定を行っている。県の初動は同法第11条違反と考えられる。 2 行政として取るべき対応 (1)初動対応 ①3月21日の協議時点で齋藤氏及び参加者は当該文書を誹謗中傷の文書であると認識しており、公益通報の議論はなかったという証言があることから、初動対応において公益通報に関する認識はなかったと考えられる。そのため、3月22日には作成者の特定のために元県民局長らの公用メールの調査等に着手し、3月25日に作成者を元県民局長と特定、3月27日には知事が記者発表で公表している。 しかし、当該文書の内容は全くの事実無根とは言えないため、齋藤氏らは公益通報に該当しうるかもしれないという前提に立ち、作成者の特定を行う前に、まずは当該文書の内容の調査を行うべきであった。 ②さらに言えば齋藤氏らは当事者である自分たちだけで当該文書が公益通報に該当するか否かを判断するべきではなかった。それが法令を遵守することは当然のことながら、法令の趣旨を尊重して社会に規範を示すべき行政機関がとる立場であると言える。 ③また、結城参考人によると、公益通報事案については、受付、調査、是正措置等の対応全てを通じ、不利益取扱い、範囲外共有、通報者探索が禁止され、これに違反すると体制整備義務違反状態となるため、調査結果が判明する前にこれらの扱いをすることは許されないし、調査結果が判明し、例えば通報者の指摘する事実関係が認められなかったとしても、これらの扱いをすることは許されないとしている。加えて、書面調査を実施した高特任教授も同様の認識を示すとともに、告発の対象となった権力者が通報者探しを指示する場合、あるいはそれを承認する場合、その者の責任も厳しく問われるとの見解を示している。 当該文書の当初の調査は、当事者である齋藤氏の指示の下、同じく当事者である片山氏が中心となって行っているが、調査は当事者が関与せずに行うべきであったと考えられる。通常であれば、このような案件の調査は人事課や各部総務課が調査を実施することになるが、今回のような知事及び県幹部が当事者である場合は県以外の第三者に調査を委ねるべきであった。そのことが調査の過程及び結果の客観性・公平性・信頼性を高めることになる。県当局は結果的に第三者委員会を設置することとしたが、本来は元県民局長の処分前に設置し、もし処分をするのであればその調査結果に基づいて処分を行うべきだったと考えられる。 加えて、山口参考人によると、真実相当性の要件は、通報者の通報時点における状況から判断することや通報者の供述内容は、調査主体への信頼感により影響を受けるため誰が調査するのが重要としている。元県民局長は、県当局の調査に対し、文書の内容を誰から聞いたかについて、単なるうわさ話と話しているが、元県民局長の立場からすれば、文書に記載されている当事者が調査に関わっている限り、情報提供者を守るために真実を話せなかったと考えられる。 ④以上のように、県の一連の文書問題に対する初動対応は、公益通報者保護法違反に該当するか否かは別としても、県民の不信感を招く不当なものであったと考える。 (2)調査方法の問題点 当該文書の作成者の特定はすべきではなかったという判断である。その上で、作成者特定に当たった今回の調査方法に、今後の県政の信頼回復のために考慮しておく必要がある幾つかの問題点があったと考える。 ①公用メールの調査について、公用パソコンは県から貸与されたものであり、業務以外の使用は禁じられているものの、そのメール内容の調査はその必要性や方法について慎重に検討を行った上で行うべきである。地裁レベルだが判例でも社内メールの調査が無条件に認められているわけではない。当委員会の調査では、メール調査に当たったのルール及び実施の記録がないことが判明している。これではメール調査を恣意的に実施でき、適正な調査であったかの事後の検証もできないと言わざるを得ない。 ②私用スマートフォンの内容確認について、今回の調査では任意ではあるが、作成に関与したと疑われた人物のスマホのLINEのやり取りを確認したことが証言と資料から確認されている。これは職員の人権への配慮を欠いた調査であり、しかも、その人物は結果的に当該文書作成に関わっていなかった。このような調査を人事当局が行う可能性があるということは、職員の萎縮、ひいては県政運営への信頼低下を招くものと言わざるを得ない。 (3)知事の対応	法令を遵守するだけでなく、法令の趣旨を尊重して社会に規範を示すべき行政機関が、公益通報の認識もなく、また、後になって公益通報に該当しないから問題ないと主張して懲戒処分まで行ったことは大変遺憾であり、県当局は責任の重さを痛感すべきである。 今後は、県行政・県組織の不正行為や違法行為に関する告発に対しては、常に公益通報の可能性を念頭に対応することが求められ、知事を含めた幹部が公益通報者保護法に対する理解を深める機会を定期的に設けることが不可欠である。体制整備に関しては、指針第4に掲げる内部公益通報対応体制の整備は当然のことながら、外部公益通報に対応できる体制づくりを進める必要がある。あわせて、告発の調査に当事者は関与しないこと、通報者探索及び範囲外共有等は行わないことの明確化が必要である。今回の文書問題を機に、公益通報者保護に関する先進県としての立場を確立することが求められる。 また、不正調査等で必要な場合もあるため、メール調査そのものを否定はしないが、その判断基準の整備及び調査実施記録の作成・保存を今後は行うべきである。そのことによって、今回のような疑念を持たれるメール調査を防ぐとともに、事後的な検証が可能となる。職員の私用スマートフォン等の調査についても、今後一切行わないよう県当局として宣言する必要がある。 さらに、綱紀委員会の運営は当事者が関わるものではないよう、一定のルールを設けるべきである。 井ノ本氏による元県民局長のプライバシー情報の漏洩については、現在、第三者（弁護士）による調査が進められているが、調査結果は速やかに公表するとともに、県として刑事告発も含め、適切かつ早急な対応を求めらる。 最後に、知事は周囲の進言や意見に真摯に耳を傾ける姿勢を持つ必要があり、県職員が上層部へ必要な進言を行うことを躊躇しない組織風土の醸成が必要である。	

自民党

自
民
党

		3月27日の記者会見では、齋藤氏は調査の対象者を特定したり、処分を予告すること、さらには「嘘八百」「元県民局長は認めている」とまで踏み込んだ発言を行った。片山氏や人事当局は、「これから調査する」という認識で齋藤氏とも話をしたつもりであったため、その発言に驚いた。今回の文書問題が大きく取り上げられることになったのは、この記者会見によることが大きいことを踏まえると、齋藤氏が知事として今後の県政を安定的に運営していくためには、このような部下の進言や意見に真摯に耳を傾ける姿勢が必要であると考えられる。 なお、そのことは第三者による調査の進言、公益通報の結果を待ってから処分を行うことの進言に対する態度についても言える。 (4)情報漏洩 井ノ本氏が元県民局長のプライバシー情報を複数の議員に見せていることが聞き取り調査によって明らかになっている（井ノ本氏は証言を拒否）。当該文書の価値を貶めようとする発言を行っていた証言も得られており、露骨な「告発者潰し」と言われても仕方のない行為である。証言からは組織的な行動ではなく、井ノ本氏単独の行為と思われるが、この行為は公益通報者保護法に基づく指針第4の2(2)「範囲外共有の防止に関する措置」に反する問題にとどまらず、そもそも地方公務員法の守秘義務違反、さらには県における個人情報管理の問題であると言える。齋藤氏は知事として井ノ本氏に対する厳正な処分を行うべきである。告発者である元県民局長を貶めることによって、当該文書の信頼性を毀損しようとしたことは明白であり、地方公務員法違反を否定できる要素は皆無に等しい。 (5)以上のように、一連の県の文書問題に対する対応には大きな問題があったと言わざるを得ない。 また、井ノ本氏による元県民局長のプライバシー情報の漏洩問題は、公益通報者保護法に反する問題にとどまらず、県組織としてのガバナンス、マネジメントが適正に行われているのかという疑問を抱く。この問題への対応に関しては、元県民局長への処分と比較し、あまりにも大きく異なっている。	
維新の会	修正なし	令和7年2月4日付配布の、中央大学法科大学院教授の野村修也弁護士の提出された意見書を全面的に採用する。 評価については下記のようにまとめられる。 通報対象事実として認定される可能性があるものは⑥パレード寄付のキックバックであり、真実相当性があるとは言いが、最終的な評価は司法が行うべきである。 本件において齋藤氏は県の特別弁護士に相談し5月の懲戒処分に法的問題はないとの見解を得ている。一般に法的判断について専門家の意見を徴収した場合には、その内容が明らかに不合理でない限り、専門家の判断に従った行為者は免責を主張できるという信頼の原則がある。従って仮に⑥が保護されるべき3号通報であったにもかかわらず不利益処分を行ったと評価されることがあっても、齋藤氏個人は信頼の原則を主張することで違法行為の認定を免れることになる。 また、本件文書を客観的に見た場合、そのほとんどが公益通報に該当しない事柄であると同時に、人格を攻撃するような文言が並んでいたのであるから、本件は、客観資料から「公益通報」該当性について強い疑念が生じているケースだったと評価できる。しかも、それを判定する手段が通報者の探索以外に残されていなかったのであるからこうした観点からも、通報者の探索を行ったことは「やむを得なかった」と言わざるを得ない。 以上の考察から明らかなように、本件において齋藤氏らが通報者の探索を行ったことについては違法であったとまでは断定できない。	公益通報者保護法の指針及び指針の解説の制定過程において、立法段階の趣旨を行政庁が指針の策定を通じて上書きすることの妥当性などの論点がある。本法令の第4の2「公益通報者を保護する体制の整備」に関する部分が必ずしも十分な検討を経ないまま性急に制定されたことが法令のゆがみを生んでおり、これが事業者の公益通報者保護法への対応を難しいものになっている。 消費者庁に対して、よりわかりやすい法体系に修正するよう求めていくことを提言する。 違法であったと断定することはできない事象であったが、通報者の探索については、より慎重に対応をとることを提言する。
公明党	修正なし	(1) 齋藤氏や幹部による3月から4月にかけての文書問題に対する初動対応について これまでの証言や請求資料などから、3月の元県民局長のマスコミ等への文書の送付が外部公益通報に該当したかどうかについては見解が分かれているところである。いずれにせよ、文書問題の初動においては、告発内容について利益相反を排除した公正中立な調査を行い、冷静な判断に基づく対応が必要であったと考える。 この問題が大きくなった契機は3月27日の齋藤氏による記者会見であり、この時点においては当該文書の内容は知られておらず、実害も生じておらず、人事当局が予定していた通りの人事異動の発表にとどめておくべきであった。 (2) 公益通報者保護法に対する齋藤氏や幹部の関わり方について 公益通報者保護法が目指すのは、徹底して不正行為を告発する人々を守り、社会の正義と透明性を維持することが目的であり、兵庫県としては立法趣旨を踏まえ、まずは公益通報に該当する可能性がないかを慎重に検討すべきであったが、初動対応時の齋藤氏や幹部に公益通報の認識がなかったと証言しており、公の立場として大きく思慮に欠ける点があったと言える。 また、齋藤氏は証人尋問や記者会見で何度も法的に問題ないことを主張しているが、行政機関は法律に違反しなければいいのではなく、法律の趣旨を尊重したうえで遵守する姿勢を示すことが重要である。 (3) 文書問題の対応について 齋藤氏は文書問題の対応について、全て適切に対応してきた証言している。 しかし、この度の兵庫県の対応が全国から注目される中、知事や県の幹部の不正を告発すると、権力者が当事者にも関わらず自ら告発内容を否定し、更に通報者を探して公表し、懲戒等の不利益処分等で通報者が潰される事例として受け止められかねない状況にある。そのことが公益通報の抑制に繋がらないか危惧される。公益通報者保護法に違反しているかどうか見解が分かるとはいえ、「組織の長その他幹部からの独立性の確保」や「利益相反の排除」といった原則に則った対応が必要であったと考える。 (4) 井ノ本氏が元県民局長のプライベートな情報を漏洩していた件について 2人の県議の証言により、井ノ本元総務部長が当該文書の内部調査において入手したプライバシーに関わる情報を漏洩していた事実が判明している。この漏洩問題についての背景や関係者等を明らかにする必要がある。	・齋藤氏は、今回の文書問題について法的な正当性を中心とした主張に終始するのではなく、反省すべき点や不適切な対応がなかったのか、様々な指摘を謙虚に受け止め、県内世論の分断が生じている状況の融和を図るべく、兵庫県政のリーダーとして共感やいたわりの姿勢のもと、透明性のある兵庫県政の確立に務めるべきである。 ・2人の県議の証言により、井ノ本氏が元県民局長のプライバシーに関わる情報を漏洩していた件については、地方公務員法の守秘義務違反にもあたるため、刑事告発も含めた適正な対応を求める。
県民連合	修正なし	齋藤知事・片山元副知事は、3月時点では公益通報について検討していなかったが、後で、噂話を集めたもので真実相当性に値しない、あるいは不正な目的があるので、外部通報（3号）には当たらず公益通報者保護法に当たらないと言っている。野村弁護士の書面調査でも「今から思えば」といった後知恵的な観点を混在させないこととあり、その時点でどう考えて判断したのかが重要である。そもそも3号通報については、内閣府指針、消費者庁逐条解説第2条定義の中で、本項は、解雇その他不利益な取扱いからの保護の対象となる通報について、単なる「通報」ではなく「公益通報」として定義し、①役務提供先に使用され、事業に従事する労働者等から、②不正の目的でなく、③公益を害する事実である当該役務提供先等の犯罪行為やその他の法令違反行為についてなされる通報であるという趣旨を明らかにしている。公益通報とは公益通報の通報先として、役務提供先等、権限を有する行政機関等及びその他の外部通報先が規定されている。また、浜田参議院議員の質問に対して内閣総理大臣臨時代理林芳正国務大臣が、ご指摘の「逐条解説・公益通報者保護法」は、消費者庁参事官室が編集したものであるが、「同法第11条第2項は内部通報（1号通報）のみを対象としたものの記載」はないと答弁されています。また、消費者庁の公益通報ハンドブック改正法（令和4年7月施行）準拠版にも明確に示されている。 この11条第1項及び2項の規定に基づき事業者がとるべき措置に関して定められた指針第4の2が外部通報にも該当するとのことだが、不利益取扱いの防止や範囲外共	・公益通報者保法の理解、認識が不十分であったことから今回のような事態になったことから、今回の反省に基づいて法律の理解に努める研修会等の場を設けること。 ・そもそも内部通報における体制整備が適切になされていれば外部通報の必要はない。よって、公益通報者保護法に基づく体制整備を適切に行うこと。 ・また、今回の不当な調査によって知り得た個人情報、井ノ本氏から漏洩されている事実が当委員会において、2人の議員から証言されていることから、知事が採

		を示していることが求められているものではないと考えられる。 ・本件は外部通報と考えられるが、県側がその時点で外部通報かどうかの検討をしていない。第3者が元県民局長の調査に入った時に、別の証拠や証言が取れた可能性があり、外部通報と取り扱って問題が無かったのだと考える。どちらにしても、3月27日元県民局長から告発文にある内容をキチンと精査してから対応し欲しいと元副知事に要請があった。ここから内部公益通報としての手続きが必要であった。 以上を踏まえ、本件告発文書は公益通報であったと判断できる。	づき調査、勧告を実施。（宝塚市参考） ・公益通報者保護条例（要綱）を制定し、告発者探索、不利益処分、範囲外共有等が行われないよう実効性を確保する。 ・知事、副知事をはじめ組織の長は、就任にあたり、パワー・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメント、公益通報者保護法及び個人情報保護法に関する研修を受講するなどして、法の趣旨や責務を改めて認識することが重要である。
--	--	--	---